



平成30年度

事業報告書
及び決算書

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

目 次

	(ページ)
1 総括	-1-
2 管理運営施設等の概要	-5-
3 管理財産等の内容	-6-
4 組織	-7-
5 職員状況	-8-
6 社会福祉法人京都府社会福祉事業団役員名簿	-9-
7 理事会・評議員会開催状況	-10-
8 監事監査実施状況	-10-
9 指定管理施設運営状況	-11-
(1) 法人事務局	-11-
(2) 心身障害者福祉センター	-19-
(3) 洛南寮	-36-
(4) 東山母子生活支援施設	-54-
(5) 視力障害者福祉センター	-62-
(6) 桃山学園	-70-
(7) こども発達支援センター	-85-
10 受託事業実施状況	-93-
発達障害者支援センター	-93-
11 自主事業実施状況	-98-
在宅福祉支援センター	-98-
12 職員研修実績	-103-
13 各施設外部派遣研修参加実績	-106-
14 各施設実習生受入実績	-107-
15 利用満足度アンケート調査結果について	-108-
16 苦情対応状況	-117-
17 ヒヤリハット・事故集計状況	-119-
18 関連資料	-120-
19 決算報告書（抜粋版）	-158-

1 総括

平成 30 年度は、社会福祉法改正後 2 年目として経営組織のガバナンス強化等をねらいとする法改正の趣旨に則って法人運営を行うとともに、京都府が設置する 6 つの社会福祉施設の指定管理者として第三期目（平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで）の中間年において、新しい事業も開始しながら安心安全で質の高いサービスが提供できるよう、次のような取組を行った。

(1) 社会福祉法に則った法人運営等

社会福祉法改正を踏まえて改正された定款等に則って理事会及び評議員会の運営を行った。

理事会については、通常理事会として 6 月、9 月、12 月、3 月の年 4 回開催し、就業規則等の諸規程の制定改廃や平成 31 年度の事業計画、当初予算などの議案について審議するとともに、理事長及び常務理事の職務執行状況などの報告を行った。

評議員会については、6 月 26 日に開催した定時評議員会において、平成 29 年度決算を審議いただくとともに平成 29 年度事業報告を行った。平成 31 年 3 月 28 日に開催した評議員会では、平成 30 年度補正予算や平成 31 年度事業計画及び当初予算、在宅福祉支援センター「ホームヘルプステーションゆう」の廃止に伴う定款の変更、理事長、常務理事の報酬改定を内容とする役員等報酬規程の改正について審議いただくとともに、利用者満足度アンケート調査結果など運営状況に係る報告を行った。

また、法改正当初の予定では、平成 31 年度から当事業団についても会計監査人導入の対象とされていたことから、導入に際して必要となる内部管理体制の基本方針の検討や器具・備品の台帳点検等の準備作業に着手したが、国において導入対象の拡大が見送られたところであり、引き続き必要な準備を進めていくこととなった。

なお、各施設について、次期指定管理期間を視野に入れながら、施設を取り巻く状況の変化や施設の老朽化などを踏まえ、京都府と連携して府立施設としてのあり方の検討を進めることとしていたが、具体的な進展には至らなかった。

(2) 安心安全で質の高いサービスが提供できる施設づくり

6 月には熊本地震で被災された社会福祉事業団職員を講師に迎えたリスク管理研修を実施したが、その直後に大阪北部地震が発生し、早速地震発生時の対応が必要となり課題等再確認した。継続して行っているリスクマネジメントに係るワーキンググループの検討では、熊本地震での被災状況や、被災後に水の確保やトイレ対応に苦慮された経験談なども踏まえ、より実効性のある地震対策マニュアルの作成を進めるとともに、連絡ツール（「LINE」）を活用した緊急時情報収集体制の整備や、地震による備品等転倒防止対策をはじめ、携帯トイレやポリバケツ、簡易発電機や食料品等の災害時の必要物品、備蓄品の整備を行った。その際、大規模地震発生時には、地域住民の方々が施設に緊急避難されることが見込まれるため、京都府の「地域共生社会実現サポート事業補助金」を活用し、地域住民の方々分の備蓄品等の整備も併せて行った。また、昨年度作成した新型インフルエンザ等対策事業継続計画について、対応マニュアルとしても活用できるよう必要な見直しを行った。

また、施設管理責任を踏まえた安心安全で質の高いサービスが提供できる施設づくりの観点から、理事長を本部長とし、施設の課長等を幹事とするサービス向上推進本部を中心に利用者支援に係るマニュアルの整備を進めており、昨年度に引き続き理事長による施設ヒアリングも行いながら、緊急時の対応マニュアルや与薬等の特定業務マニュアルを中心に整備を進めた。従来、事故・ヒヤリハットの判断基準

が施設間で一致していない面があったが、平成 30 年度から基準を統一し、マニュアル整備の効果が分かりやすくなるようにした。

さらに、京都府によりこども発達支援センター内で整備が進められてきた新館が昨年 9 月に竣工し、新たな事業として、新館内において同センターによる放課後等デイサービスが 10 月に正式スタートするとともに、同時に発達障害者支援センターの「こども相談室(愛称：ぐーちよきぱー)」を新館内に設けて京都府南部地域の学齢期児童を対象とした発達障害等に係る相談体制を整備した。

なお、在宅福祉支援センター「ホームヘルプステーションゆう」について、平成 26 年度の開設当初に比べて地域の同種事業所が増加し必要な支援量が確保されてきており、将来的な事業拡大が見込みにくい環境にあるとともに、事業継続に必要なヘルパー等の人材確保が厳しい状況にあることから平成 31 年 3 月末をもって事業所を廃止することとした。

(3) 虐待防止策等の推進

平成 27 年度に法人内で発生した虐待事案を踏まえ、透明性のある開かれた組織運営、職員の意識改革と資質の向上、職員間の情報共有と明るく風通しのよい職場環境づくりを中心に昨年度に引き続き法人を挙げて取り組んだ。まず、透明性のある組織運営については、法人虐待防止委員会の外部委員に各施設で開催する事故防止委員会に出席いただく等による実地調査を実施し、施設運営に係る助言・指導をいただいた上で、年度末に法人虐待防止委員会を開催し、研修の実施状況や職員セルフチェック、施設間相互チェック等の取組状況や翌年度の取組計画等を報告し、助言等をいただいた。また、職員の意識改革や支援力の向上を図るため、虐待防止研修や専門研修等を本部及び施設において実施した。さらに、各施設において、日々の朝礼や引継ぎ等により職員間の情報共有に努めるとともに、施設外部委員の参画を得て施設虐待防止委員会を開催したり、利用者や保護者等の声を聞く機会を設け、風通しのよい施設運営に努めた。

(4) 収支バランスの取れた健全な財政運営

収支バランスの取れた健全な財政運営は、法人運営の基本であり、そのため毎月の管理会議で収入の増減分析等を行いながら予算執行管理に努めた。

利用料収入については、障害福祉サービス等事業収入において、心身障害者福祉センター障害者支援施設が年間を通じて概ね定員を確保したことにより当初予算を上回ったものの、桃山学園の障害児入所施設が契約での利用者数が減少し当初予算を下回るとともに、こども発達支援センターの放課後等デイサービス事業の開始が新館整備の遅れに連動して遅れたため減収となったこと、また、視力障害者福祉センターの利用料が平成 30 年度の報酬改定により単価等が見直され減収となったこと、さらに在宅福祉支援センターにおいて「ホームヘルプステーションゆう」の年度末での廃止を控えて利用者の調整を進めてきた結果減収となったことにより、障害分野で当初予算額を約 2 千 98 万円下回った。介護保険事業収入では、洛南寮養護老人ホームにおいて平成 29 年度より外部サービス利用型から一般型の特定施設入居者生活介護に類型変更しており、概ね当初予算額どおりの収入が確保できた。福祉・介護職員処遇改善加算制度による収入分は、介護職員分を加算Ⅲから加算Ⅱに見直した（障害系職員分は加算Ⅲを継続）ことにより、昨年度の約 14,000 千円から約 16,000 千円と増加した。

また、利用者に係る収入が措置費収入として京都府に入るため、直接は事業団収入に反映されないものの、洛南寮の養護老人ホーム、救護施設ともに年間を通じて定員に近い 90 数名の利用者数を確保するとともに、桃山学園児童養護施設においても年間を通じてほぼ定員 30 名に近い利用者数を確保した。

医療事業収入においては、附属リハビリテーション病院が若干予算額を下回ったがこども発達支援センターが8,726千円の収入増となり、全体では当初予算を上回る収入が確保できた。

さらに、指定管理料等収入において、例年年度末に措置されている医師人件費の補正分をはじめ、平成29年度から洛南寮救護施設で始めた居宅生活訓練事業に係る必要経費や、こども発達支援センターでの放課後等デイサービス事業の開始が新館整備との関係で予定より遅れたことに伴う収入減も考慮して補正されたことなどから、当初予算に比べ約8,795千円の収入増となり、法人の総額として当初予算を約407千円下回る約2,362百万円の事業活動収入となった。

支出については、人件費において当初予算で設定された賞与の支給総額(220,000千円)を基本に支出抑制を図りつつも、福祉・介護職員処遇改善加算制度を活用し、非正規職員を中心として手当、賞与の改善を行うとともに、正規職員についても全般的な収入状況も踏まえて年度末に賞与の改善を図った結果、賞与の支給総額が約24,000千円増の約244,000千円となったが、予定した人材確保が難航したことなどにより総額として当初予算比約16,000千円強の減少となった。

事業費については、附属リハビリテーション病院における医薬材料費の増加や主に重油燃料の高騰に伴う光熱水費の増加などにより当初予算額を約8,000千円強上回った。また、事務費については、こども発達支援センターでの新館整備に伴うプレハブ移設工事や、台風襲来後の桃山学園での倒木処理、心身障害者福祉センター、洛南寮での排水溝詰まり対策などの支出増があったものの、備品購入等の抑制やこども発達支援センターにおける通園バス委託契約の見直しなどにより当初予算内での支出となった。その結果、事業活動支出は、2,352百万円となり、事業活動の収支差は9百万円強のプラスとなった。

そのほか各施設での機器等の取得やリース契約などの施設整備等の支出が当初予算を約9,704千円下回る15,705千円を計上し、当初予算では前年度積み立てた35,000千円を取り崩して当年度の事業に充当する予定としていたものの、予定していた全額の取崩しは要さず、次年度に繰り越して執行するパソコン更新等分の積立てと相殺すると、実質6,000千円の取崩を行うこととした。その結果、今年度も約133千円プラスの収支差額となり、健全な財政運営を達成することができた。

(5) 人材育成の強化と広報活動の推進

一人ひとりの職員が法人経営に積極的に参画し、主体的に行動できる人材育成の一環として、人事考課制度について、平成29年度から職員が年度計画と連動して目標設定を行い、その達成支援を行う目標管理的要素を導入した制度に改めたところであるが、平成30年度は契約職員も新たに制度の対象として実施した。また、役付職員で構成する研修委員会において、平成29年度に整備した法人キャリアパスに基づく研修計画の内容やその実施状況の点検を行うとともに、各施設で必要とされる職種に応じた専門性を身に付けるため、その道筋を示す施設別キャリアパスの検討作業を進めた。

さらに、福祉人材確保の環境が非常に厳しい中、人材確保の取組は非常に重要となっているが、若手職員で構成する広報委員会で取組内容を検討の上、各委員が中心となって各種就職説明会への参加・開催や大学・専門学校への訪問等を行うとともに、Facebook等SNSへの各委員による生の声の発信や、ホームページブログの各施設におけるきめ細かな更新など、リクルートに係る積極的な広報活動を行った。

また、職員アンケートでの声なども踏まえて、働きやすい職場づくりに向けて、妊娠・出産・育児に係る制度の周知や年休取得、健康診断の受診の推進に改めて取り組んだ。

2 管理運営施設等の概要

(1) 指定管理施設

施設名称	所在地	施設種別	定員	受託年月日	設立年月日
京都府立心身障害者福祉センター (所長：久保 俊一)	城陽市中芦原	障害者支援施設 (・生活介護 ・自立訓練(生活訓練) ・施設入所支援 ・短期入所(空床型) 附属リハビリテーション病院 体育館)	50名 50名 10名 50名 1名 病床数25床	昭和52年8月2日	昭和53年4月1日
京都府立洛南寮 (寮長：伊藤 勝敏)	京田辺市大住仲ノ谷14-1	救護施設 養護老人ホーム	100名 100名	昭和58年11月1日	昭和57年4月1日 昭和58年11月1日
京都府立東山母子生活支援施設 (施設長：森口 哲次)	京都市東山区清水四丁目185-1 (京都府立家庭支援総合センター内)	母子生活支援施設	20世帯	昭和58年4月1日	昭和22年1月15日
京都府立視力障害者福祉センター (所長：松本 勲)	京都市左京区下鴨森本町21	障害者支援施設 (・就労移行支援(養成施設) ・施設入所支援)	80名 80名 40名	昭和58年11月1日	昭和23年7月1日
京都府立桃山学園 (園長：岩本 俊也)	京都市伏見区桃山町遠山50	障害児入所施設 ・施設入所 ・短期入所 ・日中一時支援事業 児童養護施設 ・施設入所 ・子育て支援事業	30名 3名 30名 (短期利用事業含む)	昭和59年4月1日	昭和23年10月31日 昭和29年4月1日
京都府立子ども発達支援センター (所長：平井 清)	京田辺市田辺茂ヶ谷186-1	児童発達支援センター ・福祉型 ・医療型 ・児童発達支援事業 ・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援 ・放課後等デイサービス	30名 30名 1日5名 - - 1日10名	平成15年8月1日	平成15年10月1日

※ 平成18年6月1日より全施設の管理代行者として、管理・運営を行う。

(2) 自主事業

施設名称	所在地	事業内容	定員	開始年月日
在宅福祉支援センター (所長：竹村 忠憲)	城陽市中芦原 (府立心身障害者福祉センター体育館内)	相談支援事業所TOMO ・特定相談支援 ・一般相談支援 ホームヘルプステーションゆう ・居宅介護 ・重度訪問介護	—	平成25年4月1日 平成26年11月1日

(3) 受託事業

施設名称	所在地	施設種別	定員	受託年月日	設立年月日
京都府発達障害者支援センター (センター長：長谷川 福美)	京都市伏見区竹田流池町120 (京都府精神保健福祉総合センター内)	—	—	平成19年4月1日	平成19年10月29日

平成31年3月31日現在

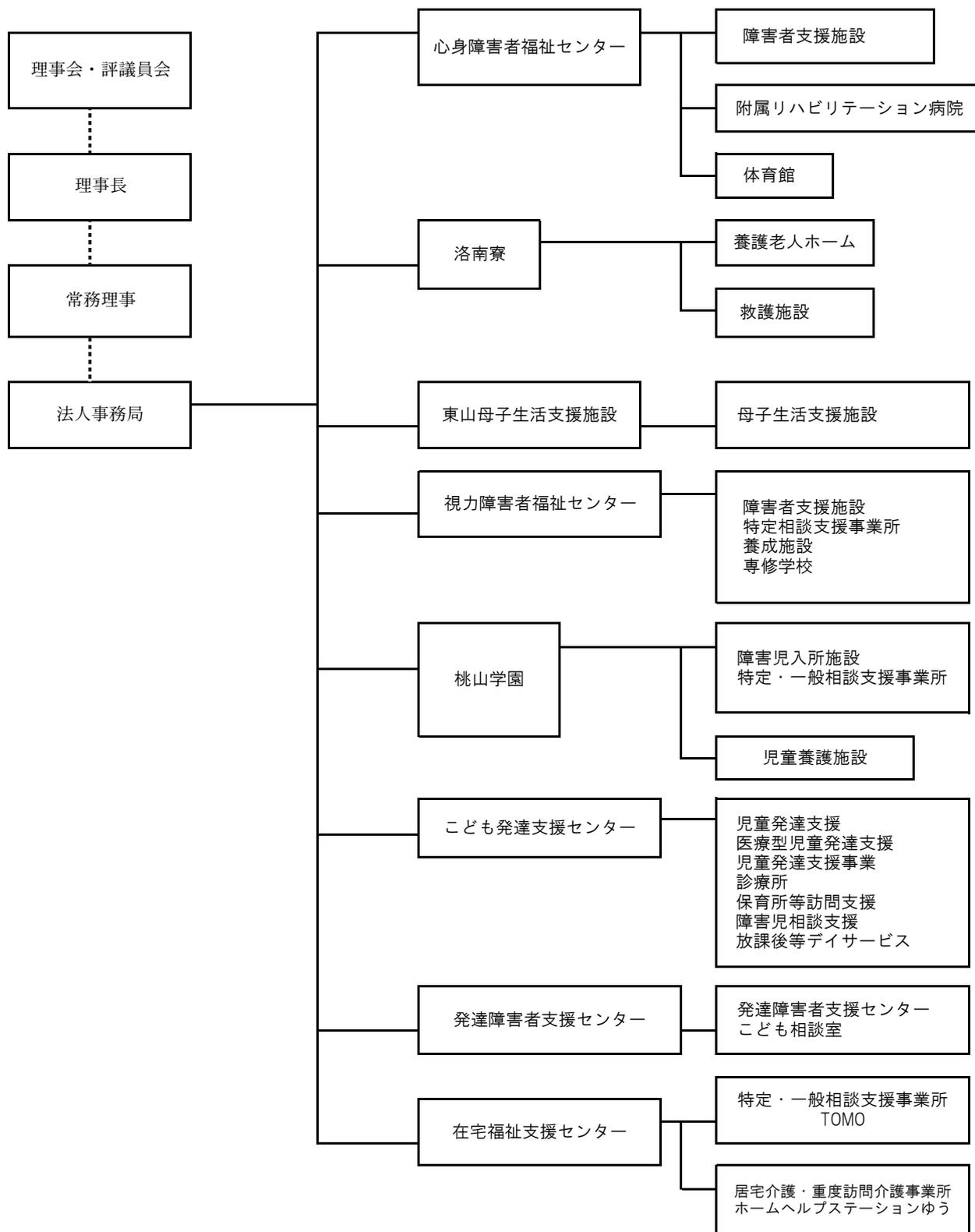
3 管理財産等の内容

(1) 指定管理施設

施設の名称	土地	建物	
		建物延べ面積	専有面積
京都府立心身障害者福祉センター	56,151.61㎡	11,059.87㎡	—
京都府立洛南寮	11,295.00㎡	6,316.84㎡	—
京都府立東山母子生活支援施設	—	—	1,305.63㎡
京都府立視力障害者福祉センター	3,888.12㎡	3,664.99㎡	—
京都府立桃山学園	12,709.27㎡	4,134.39㎡	—
京都府立こども発達支援センター	9,577.67㎡	2,077.63㎡	—

4 組織

法人名	社会福祉法人 京都府社会福祉事業団
代表者名	理事長 金谷 浩志
設置主体	京都府
基本金	10,000,000円
設立年月日	昭和52年8月2日
主たる事務所	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地



平成31年3月31日現在

5 職員状況

(ア) 職員数

(単位：人)

区分 施設名	常勤職員					小計	非常勤職員			小計	合計
	プロパー	再雇用	府OB	府派遣	契約職員		再雇用	嘱託職員	臨時職員		
法人事務局	6			1	5	12	0.09	0.375		0.465	12.465
心身障害者 福祉センター	34	1	2		3	40	0.8	5.15		5.95	45.95
附属リハビリ テーション病院	30	2	1	1	1	35	2	5.45		7.45	42.45
洛南寮	37	1	1		8	47	0.8	5.1		5.9	52.9
東山母子 生活支援施設	7				2	9				0	9
視力障害者 福祉センター	14				3	17		2.3		2.3	19.3
桃山学園	21		1		9	31		2.8		2.8	33.8
こども発達 支援センター	46		1	1	12	60		6.06		6.06	66.06
発達障害者 支援センター	6					6	0.8	0.4		1.2	7.2
在宅福祉支援 センター	2				1	3				0	3
合計	203	4	6	3	44	260	4.49	27.635	0	32.125	292.125

※平成31年3月31日現在

※非常勤職員は、常勤換算で勘定

※事務局については、理事長、常務理事、産業医は含めない。

※附属リハビリテーション病院については、宿直医は含めない。

※洛南寮、東山ファミリーホーム、視力障害者福祉センター、桃山学園については、嘱託医は含めない。

(イ) 勤続年数別職員数

(単位：人)

3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上	平均 勤続年数	合計
62	20	31	30	31	29	12.13年	203

※プロパー職員のみ勘定

(ウ) 年齢構成別職員数

(単位：人)

22歳以下	23歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	平均年齢	合計
4	26	47	68	54	4	42.67才	203

※プロパー職員のみ勘定

6 社会福祉法人京都市社会福祉事業団役員名簿

平成31年3月31日現在

職名	氏名	備考
理事長	金谷浩志	
常務理事	森本幸治	
理事	磯彰格	(福)南山城学園理事長
”	伊藤勝敏	(福)京都市社会福祉事業団京都市立洛南寮長
”	北川靖	京都府医師会副会長
”	久保俊一	京都府立医科大学教授
”	余田正典	(福)京都市社会福祉協議会常務理事
監事	大槻明司	京都府民間社会福祉施設職員共済会常務理事
”	人見敏之	公認会計士
評議員	有賀やよい	精神科医
”	今西美津恵	京都府看護協会会長
”	岩井光男	(福)京都育成の会理事長
”	岡本民夫	同志社大学名誉教授
”	杉原優子	元京都府介護福祉士会会長
”	徳川輝尚	全国身体障害者施設協議会顧問
”	戸田雄一郎	元京都府保健福祉部長
”	藤田良一	京都府老人福祉施設協議会副会長
”	松井道宣	京都府医師会会長

(各50音順に記載)

7 理事会・評議員会開催状況

(ア) 理事会

区分	開催年月日	開催場所		議案
第94回理事会	平成30年6月5日(火)	京都市立総合社会福祉会館	出席理事 7人 欠席理事 0人 出席監事 2人	第1号議案 平成29年度事業報告について 第2号議案 平成29年度決算について 第3号議案 第30回評議員会の招集について 原案のとおり同意を得た
第95回理事会	平成30年9月25日(火)	京都市立総合社会福祉会館	出席理事 6人 欠席理事 1人 出席監事 2人	第1号議案 組織規程の改正について 第2号議案 就業規則の改正について 第3号議案 経理規程の改正について 原案のとおり同意を得た
第96回理事会	平成30年12月25日(火)	京都市立総合社会福祉会館	出席理事 6人 欠席理事 1人 出席監事 1人 欠席監事 1人	審議事項なし
第97回理事会	平成31年3月19日(火)	京都市立総合社会福祉会館	出席理事 5人 欠席理事 2人 出席監事 1人 欠席監事 1人	第1号議案 平成30年度補正予算について 第2号議案 平成31年度事業計画及び当初予算について 第3号議案 定款の変更について 第4号議案 経理規程の改正について 第5号議案 組織規程の改正について 第6号議案 給与規程の改正について 第7号議案 就業規則の改正について 第8号議案 役員等報酬規程の改正について 第9号議案 施設長の任免について 第10号議案 社会福祉法人京都市立総合社会福祉事業団評議員選任・解任委員会委員の解任及び選任について 第11号議案 第31回評議員会の招集について 原案のとおり同意を得た

(イ) 評議員会

区分	開催年月日	開催場所		議案
第29回評議員会	平成30年3月28日(水)	京都市立総合社会福祉会館	出席評議員 8人 欠席評議員 1人	第1号議案 平成29年度補正予算について 第2号議案 平成30年度事業計画及び当初予算について 第3号議案 役員等報酬規程の改正について 原案のとおり同意を得た
第30回評議員会	平成30年6月26日(火)	京都商工会議所	出席評議員 9人 欠席評議員 0人	第1号議案 平成29年度決算（計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録）について 原案のとおり同意を得た
第31回評議員会	平成31年3月28日(木)	京都市立総合社会福祉会館	出席評議員 6人 欠席評議員 3人	第1号議案 平成30年度補正予算について 第2号議案 平成31年度事業計画及び当初予算について 第3号議案 定款の変更について 第4号議案 役員等報酬規程の改正について 原案のとおり同意を得た

8 監事監査実施状況

区分	開催年月日	開催場所	監査事項
監事監査	平成30年5月28日(月)	京都市立総合社会福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度各事業及び各会計決算について 事業は適正に実施され、各会計決算については、正確に処理されていることを認められた。

9 指定管理施設運営状況

(1) 法人事務局

【概況】

平成30年度は、改正後の社会福祉法に則って、理事会や評議員会等の適切な運営に努めるとともに、会計監査人導入を見据えた内部管理体制基本方針の検討や備品台帳の点検等準備作業を進めるとともに、地域における公益的な取組状況をホームページ等で広く公開した。また、第三期指定管理者の3年目として、こども発達支援センター新館での放課後等デイサービス事業や発達障害者支援センター「こども相談室」の開設など新たな事業も円滑にスタートさせながら、受託した社会福祉施設について、収支均衡した運営を行うことができた。なお、施設を取り巻く状況変化や施設の老朽化などを踏まえ、京都府と連携して府立施設としてのあり方の検討を進めることとしていたが、具体的な進展には至らなかった。

施設の安心安全については、被災地の社会福祉事業団職員を講師に招いたリスク管理研修や、施設長等管理職員が参加した京都市市民防災センターでの体験研修により、防災意識を高めながら、リスクマネジメントに係るワーキンググループを中心に、実効性のある地震対策マニュアルの作成を進めるとともに、各施設への地域住民の緊急避難も想定し、転倒防止対策、必要物品、備蓄品の整備を行った。また、安心安全で質の高いサービスが提供できるよう、昨年に引き続き、理事長をトップとするサービス向上推進本部にて、実地による理事長の施設ヒアリングも行いながら、緊急時の対応マニュアルや与薬等の特定業務マニュアルの整備を行った。

虐待防止については、法人虐待防止委員会を中心に委員会の開催や外部委員の施設実地調査等による点検を進めるとともに、職員セルフチェック等の取組による風通しのよい職場づくりや、虐待防止研修等による職員意識の向上を図り、虐待が発生しない環境づくりに取り組んだ。

人材育成については、法人共通キャリアパスに基づく体系的な研修や人事考課制度について正規職員に加えて契約職員も対象として実施するとともに、専門性向上をめざし、施設別キャリアパスの充実を図るよう取り組んだ。人材確保や離職防止についても、内定者プログラムの充実や、エルダー制度によるサポートの強化に努めた。また、広報活動としても、Facebook等SNSへ生の声の投稿や、就職説明会の充実、ホームページブログでの情報発信・動画配信などに力を入れた。

【事業計画とその取組結果】

※30年度事業計画の項目を太字で表記(以下同じ)

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

ア 外部委員主体で構成される法人虐待防止委員会の継続開催や委員の実地調査による法人内各種取組の点検・進行管理

・法人虐待防止委員会を年1回(2月)開催し、法人の取組状況や翌年度の計画等を報

告・協議・6名の外部委員が、6施設延べ24回実地調査し、取組の改善への助言・指導を実施

- ・本部事故防止推進員が、各施設の事故・虐待防止委員会に参画（延べ60回）。事故・ヒヤリハット事例を検証し、予防対策等を助言

イ 施設職員チームでの施設間相互チェックや職員セルフチェックの実施による風通しのよい職場づくりの推進

- ・中堅層～熟達層の職員を、施設横断的に6チームの小グループに編成し、全6施設を訪問。施設の雰囲気や環境をチェックし、改善策等を提案
- ・「虐待防止に係る職員セルフチェックシート」を活用して、職員自身が虐待の危険性について感じる事等、項目ごとに毎月点検し、その集計結果を職員にフィードバックするとともに、管理職が必要に応じて個別面談を行い、助言等実施



施設間チェックの様子(こども)

ウ 利用者、ご家族等からの意見や苦情を活かせる施設運営の推進と、法人全体における苦情解決システム（第三者委員との連携・情報公開等）の充実（充実）

- ・苦情を活かせる施設運営を推進するため、担当する施設を特定した5名の第三者委員を配置し、第三者委員と各施設苦情受付担当者等で構成する「苦情解決連絡調整委員会」を開催(2月)。各施設の苦情と対応状況を報告・意見交換。苦情解決状況は、事業報告書等を通じて外部に公表

エ 虐待防止研修や各種技術研修実施による職員の意識改革と専門性向上の推進

- ・福祉施設の虐待事案に精通されている弁護士を講師に迎え、一般職員を対象に虐待防止に係る基礎的な法令理解をテーマに2回、虐待防止研修を開催（124名参加）
- ・ロールプレイングの手法による、成人の利用者を対象とした接遇について学ぶ接遇研修を実施（計4回 参加者90名）



接遇研修:ロールプレイングの様子

オ 児童虐待の防止をめざしたオレンジリボン運動への参加継続

- ・オレンジリボンバッジの貸与制度（H28整備）により職員の携帯を推進

(2) 施設管理責任・危機管理体制の強化

ア リスクマネジメントに係るワーキンググループを中心に、地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進(充実)

(地震対策)

- ・実動性のある地震対策マニュアルの策定とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
- ・リスク管理研修（平成30年6月8日）において、平成28年の熊本地震で被災した地元市社会福祉事業団の幹部職員を講師に招いて、実際の被災状況と対応、防災対策等について聴取するとともに、同地震で被災し避難した県内の社会福祉施設に対して、被害状況、必要な対策等の照会を行い、地震への対応状況、必要な対策、課題等を把

握

- ・リスクマネジメントに係るワーキンググループ会議を開催(5回)し、上記の研修・調査により把握した状況も踏まえ、地震発生直後から24時間以内を想定して、利用者の安全確認、施設の緊急点検、避難の要否、職員参集等の初動対応や、応援体制の確立、停電・断水時を想定した備蓄品等の整理など、実働性のある地震発生時対応マニュアルの整備を促進
- ・法人主催の体験型の防災研修(平成30年8月22日)及び全国社会福祉事業団近畿ブロック事業団の相互応援協定に基づくシミュレーション訓練(平成30年12月11日)を実施し、緊急時の的確・迅速な対応を推進



リスク管理研修の様子

(講師：熊本市社会福祉事業団 大森氏)

- ・備品転倒防止対策など地震発生時の危険予防措置の計画的実施
 - ・各施設の設備・備品等危険箇所を点検・調査するとともに、必要な箇所に転倒防止シール等を貼付し転倒防止対策を実施

- ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品(通信機器・発電装置・簡易トイレ等)の検討・整備
 - ・災害時に必要な備蓄品・物品リストを点検・整理し、必要な備品・消耗品(発電装置、蓄電池、簡易トイレ、水、食糧等)を順次整備・補充



災害時備蓄品の内容を充実

(新型インフルエンザ等対策)

- ・新型インフルエンザ等の発生時に適切に対応できるよう、職員研修の実施や必要な備蓄品の点検・整備等
 - ・リスク管理研修(平成30年6月8日)において、発生段階や施設の種別に応じた対応の必要性等を周知
 - ・平成29年度に策定した「新型インフルエンザ等業務継続計画」のほか、発生時の相談・診察対応、来所者への対応、職員体制の確保等をまとめたインフルエンザ等発生時対策マニュアルの整備を促進
 - ・感染予防対策及び業務継続用の備蓄品を確認し、順次整備・補充

(その他安全・防犯対策)

- ・火災発生、不審者侵入等突発的事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練(AED取扱含む)の実施
 - ・火災や大雨等の自然災害も想定した防災研修を実施するほか、必要に応じて各施設において随時実施される研修等を支援

イ 京都府災害派遣福祉チームへの参画や全国社会福祉事業団近畿ブロック事業団の災害発生時における相互応援協定(平成26年7月締結)に基づくシミュレーション訓練の実施など、関係機関と連携した非常災害時対応の強化

- ・京都府災害派遣福祉チーム(DWAT)へのメンバー登録(継続)や、全国社会福祉事

業団近畿ブロック事業団の相互応援協定に基づくシミュレーション訓練及びワーキング会議（2回）を通じた連携の確認・強化

ウ 利用者支援に係るマニュアル整備による転倒、誤薬、誤嚥等の事故防止や利用者急変時における的確な対応と事故防止委員会での検証・改善の推進

- ・救急対応マニュアルについて、消防庁が作成したマニュアルを踏まえ、全施設において整備
- ・与薬マニュアルについて、主に3つの入所施設（心身障害者福祉センター、洛南寮、桃山学園）のヒヤリハット結果を分析し、より有効な内容に更新
- ・毎月の事故防止委員会では、事故ヒヤリハットの報告分析を実施するとともに、今後の対応について協議

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 経営組織のガバナンス強化

ア 四半期毎の理事会開催による法人経営責任の明確化や、社会福祉法改正に沿った適正な計算書類等の調製と評議員会の円滑な運営による法人運営の透明性の向上

- ・理事会（6月、9月、12月、3月）において、四半期毎に理事長及び常務理事の職務執行状況などの報告を行うとともに、就業規則等の諸規程の制定改廃や、法改正に沿った計算書類等に基づく平成29年度決算・事業報告、平成31年度の事業計画、当初予算などの議案について審議・意見交換。議決後は、その内容をホームページ等で公表

イ 会計監査人導入に備え、諸規程の整備や業務推進体制等内部管理体制強化の推進

- ・会計監査人導入時に必要となる内部管理体制の基本方針の検討を行うとともに、各施設の備品管理の徹底を目的とした棚卸しを実施。なお、導入時期を延期する旨の方針が国から出されたことを受け、予備調査は未実施

ウ 次期指定管理（平成33年度以降）を展望し、京都府と連携しながら各施設の老朽化や利用者状況を踏まえつつ、京都府立施設としてのあり方議論を推進（新規）

- ・8月に開催した施設ごとの京都府との定期協議において、現状における課題や大規模修繕の必要な箇所等の情報を共有したが、京都府立施設としてのあり方の検討については具体的な進展には至らず

エ 法人内の課題に応じた「委員会」や「チーム」等の柔軟な編成・運営等による迅速な改善策の推進

- ・研修委員会・広報委員会、リスクマネジメントに係るワーキンググループ・サービス向上推進本部など課題に応じた組織を編成し、取組を推進

(2) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア 施設長等で構成する管理会議における各施設の定員充足や利用料収入確保状況の進捗管理の推進

- ・各施設の目標とする利用者数や収入額等を、毎月の実績と比較分析の上、施設長等で

構成する管理会議において、取組状況の進捗を確認

イ 四半期ごとの執行計画作成の上、定期的な執行状況分析の実施による予算管理の徹底及び予備費の効率的執行

- ・年間予算を四半期に按分の上、支出経費の執行管理を行うとともに、修繕や備品取得については法人事務局に事前協議を行うことで、支出経費を抑制

ウ 月次決算ごとのシミュレーションによる収支バランスを考慮した人件費の執行

- ・人件費執行で影響の大きい賞与について、月次収支の動向を踏まえ、年間の収支が黒字を確保できる範囲で支給したが、当初の想定より総額 24,000 千円増で支給

エ 電力会社等検討による光熱費の見直し等経費削減の取組の推進

- ・桃山学園にて、電力会社を変更し効果を計測中。また、水道料金の削減を目的として節水器具を一部の施設で導入

(3) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 昨年度からスタートした新たな人事考課制度の対象に契約職員等の非正規職員も加え、幅広く人材育成を推進（充実）

- ・契約職員を新たに対象に追加した、人事考課制度の取組により、所属長と職員との業務に係るコミュニケーション機会を創出するとともに、事業計画等による組織目標をベースに、職員の取組目標を設定し、きめ細かく人材育成を推進

イ 法人共通のキャリアパスに基づく階層別研修等の実施や、施設ごとの専門性向上をめざした施設別キャリアパスの構築による研修の推進等人材育成の強化（充実）

- ・可能な限り職員が講師をつとめ、構築したキャリアパスに基づく階層別研修を計画的に実施

新規採用職員研修(新任層)	3回	延べ62名参加
初期中堅層研修	1回	11名参加
中堅層研修	1回	15名参加
熟達層・指導層研修	1回	24名参加
指導層研修	1回	13名参加
管理職・施設長層研修	1回	15名参加



初期中堅層研修：グループ発表の様子

※105 ページを参照

ウ 資格取得奨励制度等の見直しによる資格取得等自学自習の推進（新規）

- ・資格取得奨励制度について、介護福祉士等の国家資格の取得に係る試験日の勤務免除の取扱いは継続しつつ、受験費用の法人負担は、活用状況を踏まえて廃止。併せて、職員の資格の保有状況に応じて支給する資格手当について、新たに国家資格となった公認心理師を対象とするとともに、それとの均衡上既存の資格に係る手当の取扱いの見直しを実施。また、有志により社会福祉士の資格取得に向けた勉強会を実施（計2回）

エ 就職説明会や施設見学会の効果的な開催をめざすとともに、内定者フォロー等人材確保の取組強化

- ・ 広報委員会が中心となり、法人独自の就職説明会の開催や SNS 等で職場の魅力や働きがいを伝えるとともに、求職者からの要望に基づく施設見学など随時実施。また、内定となった次期入職者に対するプログラムについて、これまでの施設見学や事前研修に行事体験や直前オリエンテーションを加え、充実。また、内定者同士や先輩職員とのコミュニケーションの場を設定し、安心して入職できるようサポート



見学ツアーの様子（視力センター）

(4) 活気溢れる職場づくり

ア 「きょうと福祉人材育成認証制度」の上位認証をめざし、職員アンケートの継続実施による職場環境の改善取組の推進（充実）

- ・ 昨年度に引き続き、インターネット上の職員アンケートを実施し（回答率 100%）、働きやすさや職場内のコミュニケーション、入職前後のサポートのあり方に関する職員の声を聞き、分析結果を集約。また、昨年度の結果を踏まえて、リフレッシュ休暇の新設や内定者プログラムを充実

イ ストレスチェック集団解析に基づく課題分析と対策の推進

- ・ 今年度も 8 月に職員のストレスチェックを実施。集団解析結果については、施設ごとに差があるものの、総合的な職場タイプとしては、心理的な健康状態が保たれており、モチベーションも高い状態にあるとされる A(+)。チェック実施後には、全ての職員を対象としたメンタルヘルス研修や、解析結果が活用できるよう役職者を対象とした活用研修を実施するなど、心身ともに健康で安心して働くことのできる職場づくりを推進

ウ KSJ ふれあいの会（事業団 OB 会）との連携を深め、施設行事等への OB 職員の参加等による交流の推進（新規）

- ・ KSJ ふれあいの会（事業団 OB 会）を平成 30 年 10 月 13 日(土)に開催（52 名参加）。今後、より多くの OB 職員が参加し親交を深めることができるよう、事業内容に係るアンケートを実施。また、地震等不測の危機事象が発生した際の応援可否の意向確認を行うなど、OB 会との連携を深める取組を推進

エ 「笑顔で対応」・「あいさつの励行」の徹底と朝礼での 1 分間スピーチ実施による明るい職場づくりの推進

- ・ 法人事務局においては、毎日の朝礼・終礼時でのあいさつや情報共有、1 分間スピーチ実施による風通しの良い明るい職場づくりを通年の取組として実施

オ クリーンタイムや片付けタイム（週 1 回・15 分程度）等職場の整理整頓・安全清潔の徹底

- ・ 毎週火曜日に執務室清掃や片付けなどを行い、清潔な職場環境づくりを推進

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 本部に設置の「サービス向上推進本部」の主導による施設利用者を適切に支援するためのマニュアル整備や研修等の実施、業務効率化につながる機器やシステムの導入件など安心安全で質の高いサービスを提供する施設づくりの推進（充実）

- ・事故・ヒヤリハットの状況も踏まえ、緊急時対応マニュアルや日常支援マニュアル、与薬等の特定業務マニュアル整備を推進。また、昨年度の利用者満足度アンケート結果をふまえ、職員の言葉遣いや態度への不満等の改善をめざし、成人の利用者と関わる施設職員対象に接遇研修を実施（再掲）

イ こども発達支援センターの新棟で新たに実施する放課後等デイサービス事業や「発達障害・地域支援センター（仮称）」の円滑な運営の推進（新規）

- ・就学前から就学後までの切れ目のない支援体制の構築をめざして新たにこども発達支援センターで運営する放課後等デイサービス事業と、発達障害者支援センターの運営業務拡充として行う「こども相談室」を、平成30年10月から開始し、それぞれ円滑に事業を実施



完成した新館（こども発達支援センター）

※運営実績については151・153ページを参照

ウ 福祉サービス第三者評価を活かした施設運営ができるよう、同制度に関する研修や自己評価を実施するとともに、定期的な受診や「きょうと福祉人材育成認証制度」の上位認証取得を念頭に置いて積極的な受診を推進（洛南寮・東山母子生活支援施設・視力障害者福祉センター・桃山学園）（充実）

- ・受診した全ての事業所において、概ね全ての項目を最上位の「a」として評価され、加えて、受診までの過程の中で、改めて運営上の課題を整理

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組みの推進

ア 「地域公益事業推進チーム」による地域における新たな公益的な取組の検討・推進

- ・出前講座（リハビリテーション病院）や介護相談（洛南寮）、健康講座（視力障害者福祉センター）、各種講演会（こども発達支援センター・発達障害者支援センター）等、継続実施している各施設での取組の他に、施設や城陽市が開催する祭りなどのイベント時に「福祉なんでも相談」として相談コーナーを出展する取組を開始



府民等を対象とした介護技術講座

イ 地域の介護者支援の一環として介護技術等講座の充実実施

- ・介護技術の基礎的な知識や技術の習得をめざす府民を対象とした介護講座（おうちDE介護）を実施（全6回 延べ87名参加）

ウ 各施設の特長を活かした各種講座や相談サービスの提供等による地域福祉への貢献

- ・各施設専門分野における内容の講演会や講習会、個別相談会や出前講座などを実施し、地域福祉に貢献（個別の取組みは各施設の報告を参照）

(3) 施設の保守管理と計画的修繕の実施

ア 建築基準法に基づく定期検査結果や、老朽化の進展による要改修箇所について、京都府と連携した計画的な設備改修、修繕の実施

- ・利用者からの声や、来訪される第三者からの意見、他施設職員による施設間チェック等を踏まえ、必要な設備改修等計画的に実施。大規模な改修については京都府へ要望。また、平成30年度末に実施の建築基準法に基づく定期検査結果について、次回以降の修繕に活用するよう京都府と共有

イ 大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底

- ・予算の執行状況を考慮し、緊急対応が求められる備品の更新を優先しつつも一部の施設では大型備品やパソコンを更新。また、固定資産管理台帳と備品の現物実査を全施設で実施

4. 広報活動の強化

ア 職員募集に関する情報発信を目的とした SNS の円滑な運用

- ・広報委員により、求人の特化した情報を発信する Facebook、Instagram を活用することで、それぞれのツールの良さを活かしながら働く職員目線での声や写真を発信。

イ 施設紹介動画のインターネット配信や広報用パンフレットの刷新等による広報活動の強化

- ・施設単位で、特長や魅力を伝えるツールとして作成してきた動画を完成させ、ホームページ内にて公開。また、求職者への情報発信を目的として活用してきた採用パンフレットと法人パンフレットを共に刷新させ、イメージに変化を持たせるとともに必要な情報を補足



Instagram (SNS) の開設



広報委員による就職説明会

ウ 実習生の積極的な受入等を通じた大学等との連携強化や母校等への積極的な出講等による情報発信の強化

- ・各施設では、大学等からの実習生やインターンシッププログラム、個人的な希望による見学者等を積極的に受入れ、施設での仕事への理解を促すとともに採用情報を発信。また、大学や人材センター（京都府社会福祉協議会）からの講義やイベント参加へのオファーも積極的に対応し、PR を実施



職員が大学で出講

(2) 心身障害者福祉センター (障害者支援施設)

【概況】

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう各種支援マニュアルに加え身体拘束マニュアルや利用者急変時の緊急時マニュアルの見直しを行い、入浴、排泄、食事等の生活介護や生活能力の維持・向上につながる訓練等を実施するとともに利用者の自立心を尊重し、虐待防止についての取組みをはじめ、基本的人権・尊厳に配慮した支援を行った。

特に地域との繋がり強化の一環として、京都府南部の大学や専門学校を訪問するなどボランティアの開拓に積極的に取り組み、2名の個人ボランティアの定期的受入が実現した。

また、利用者の自立と生活の充実をめざし、午前中には「まいにち体操」や作業療法士による集団リハビリ、合唱等を、午後は、カラオケやビデオ上映会などのお楽しみ企画や、フラワーアレンジメント、クッキング（調理）などの創作活動を日中活動として行うなど、メリハリのある生活の推進に努めた。加えて、個室2室を整備し、プライバシー保護や人権尊重を推進すると同時に、利用定員の充足に取り組んだ。

更に、風通しが良く、職員が働きやすい職場環境づくりとして、毎月実施する「虐待防止に係る職員セルフチェックシート」から職員個々に抱える思いや課題抽出に努め、気がかりな意見等に対しては施設長等による個別面談でさらに話を聞くなど職場内のコミュニケーション、意思疎通を積極的に図った。

また、関係機関との連携により、在宅障害者の日中生活介護の受入にも取り組み、3名を受け入れるとともに、利用者の権利擁護をめざし、成年後見制度を推進し、結果として1名について利用申立の準備を行った。

なお、生活訓練事業所ひまわりにおいては、高次脳機能障害者に対して、附属リハビリテーション病院の専門外来と連携の下、社会復帰に向けて専門的な自立訓練、家族支援を行った結果、1名の通所終了者が社会復帰した。また、個別相談会を開催し、地域の高次脳機能障害者の医療、生活相談を行った。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

ア 「利用者の声を聞く会」の開催（月1回。外部委員参加の全体会は2月に1回）による苦情・要望意見の把握と対応

- ・「利用者の声を聞く会」は、外部委員参加の全体会を含めて毎月開催し、苦情や要望、意見の把握と対応策を実施
- ・例年開催する“夏の夕べ”（納涼行事 8/25 実施）終了後に「家族交流会」を開催し、ご家族からの意見を聞く会として新たに実施（15家族が参加）

イ 風通しの良い職場づくりのための「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」（月1回）を継続的に活用し、職場内のコミュニケーションを図るとともに、虐待防止委員会の開催（月1回）による課題抽出と改善策の実行

- ・毎月開催する虐待防止委員会では、職員による「虐待防止に係る職員セルフチェッ

クリスト」(毎月実施)の分析結果や、利用者からの苦情、要望・意見などを報告の上、意見交換。主な内容は、職員の対応や施設設備に関する要望、利用者間トラブル等であり適宜説明し、改善策を実施

ウ 外部講師による虐待防止研修の開催(年2回)及び法人内外で開催の虐待防止研修への派遣

- ・外部講師による所内研修は実施できなかったものの、管理職による講義で実施(12月)。また、法人内外での虐待防止研修へも積極的に職員を派遣

【外部派遣】

7月31日～8月1日	全国身体障害者施設協議会研究大会(大阪大会)	5名派遣
9月19日	京都府障害厚生施設・知的障害者施設協議会の研修	3名派遣
9月26日	虐待防止・権利擁護研修	1名派遣

【法人本部虐待防止研修】

8月2日、30日の2回		9名派遣
-------------	--	------

(2) 危機管理体制の強化

ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、心身障害者福祉センターにおける地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進(充実)

(地震対策)

- ・実働性のある地震対策マニュアルの策定とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施

- ・法人事務局と連携して、被災地での実際の対応も踏まえた実働性ある地震発生時対応マニュアルの整備を推進するとともに、防災研修やシミュレーション訓練を通じた緊急時の的確・迅速な対応を推進
- ・マニュアルをもとに、職員への周知と発生時対応の確認等を実施
- ・緊急連絡網「センターライン」(SNSのLINEを活用)の運用開始

- ・備品転倒防止対策など地震発生時の危険予防措置の計画的実施

- ・法人事務局と連携して、備品時の転倒防止対策を実施

- ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品(通信機器・発電装置・簡易トイレ等)の検点・整備

- ・法人事務局と連携して、災害時に必要な備品・消耗品を点検・整理し順次整備・補充
- ・厚生労働省通知に基づく災害時に備えたライフライン等の点検を実施



消防避難訓練

(新型インフルエンザ対策)

- ・新型インフルエンザ事業継続計画の実効性を高めるための職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等

- ・法人事務局と連携して、職員研修の実施、インフルエンザ発生時対策マニュアルの整備、発生時必要備蓄品の配備を推進
- ・マニュアルをもとに、職員への周知と発生時の対応の確認等を実施



AED 操作訓練

(その他安全・防犯対策)

・火災発生、不審者侵入等突発的・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練(AED取扱含む)の実施

- ・法人事務局と連携して、火災や大雨等の自然災害も想定した防災研修に参加
- ・救急蘇生訓練(AED操作含む)、非常用自家発電機の操作訓練、城陽市消防署の協力のもと地震及び防火避難訓練を実施

イ 利用者支援に係るマニュアル整備による与薬・食事・入浴等での事故防止や利用者異変時における的確な対応と事故等に係る事故防止委員会での検証・改善の推進

・各種支援マニュアルの作成・見直しと職員の理解・活用の推進

- ・「通所者の警報発令時の対応について」改定(6月)、「医療ガイドライン」MRSA感染症について改定(7月)、「身体拘束禁止マニュアル」、「身体拘束フローチャート」の改定(10月)、「与薬マニュアル」の更新(10月)、救急車要請に不安なく対応できるよう、「救急受診ガイド」をもとに「緊急時マニュアル」について改定(2月)

・事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応

- ・発生した事案について、記録ソフト(「福祉見聞録」)への記載、または翌朝の朝礼等での報・連・相を周知徹底

・事故防止委員会の開催(月1回)による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行

- ・毎月開催する事故防止委員会にて、発生した事故・ヒヤリハットの検証及び改善策の確認を実施。ヒヤリハットの半数以上である108件が、気づきにより事故への発展を未然回避できたものや利用者への実害が生じなかった事案と分析

【事故・ヒヤリハットの状況】

事故報告 2件(利用者間暴力) (平成29年度 5件)

ヒヤリハット 193件(与薬ミス、転倒、利用者間トラブル等)

(平成29年度 179件)

・移乗用リフター、簡易移乗機の使用推進による利用者の安全確保及び職員の腰痛負担等の軽減

- ・外部で開催された移乗用リフター使用方法に係る研修へ職員を派遣し、後日、所内研修にて情報共有し、リフター使用を推進



移乗用リフターの操作講習

・施設内設備(ベッドブレーキ等)の定期的な安全点検と危険箇所の点検(年3回)

- ・居室のベッドブレーキは職員が毎日点検。施設内の配線やナースコールの動作確認、物品、外周等の危険箇所については、計画に沿って年3回実施し、居室コンセント、テレビ、たんすの転倒防止パッドの設置等の改善を実施(5月、7月、12月)

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア 個室2室の整備による定員の充足(新規)

- ・2室の個室を8月に整備。2名の入居により定員を充足

イ 利用料収入等の確保

- ・入所希望者待機リスト等を活用し、迅速な選考会議の開催による入所定員の確保
 - ・個室2室を整備したこともあり、3名が入所し定員の50名を確保。その後1名が退所となり、年度末時点の在籍は49名だが、利用料収入は前年度比103.9%と増

入・退所者の状況

(単位:人)

区分 年度	年度当初	入所	退所	退所の理由					年度末
				家庭復帰	自立生活	他施設	医療機関	死亡	
平成28年度	49	0	0	0	0	0	0	0	49
平成29年度	49	2	4	0	0	1	2	1	47
平成30年度	47	3	1	0	0	0	1	0	49

- ・高次脳機能障害専門外来との連携による生活訓練事業所ひまわりの登録者増(目標18人)
 - ・附属リハビリテーション病院の高次脳機能障害専門外来との連携に努めたが、他の医療機関においても高次脳機能障害の方の受入れが増えたこともあり、年度末の登録者数は10名と目標には至らず。

ウ 経費の効率的執行

- ・施設内照明のLED化の推進
 - ・老朽化に伴う他の緊急修繕を優先したため未実施
- ・四半期ごとの執行計画作成と定期的な執行状況分析による予算管理の徹底
 - ・四半期ごとの予算執行計画を作成の上、毎月の資金収支状況を施設内で共有し、収入確保及び経費の削減等予算管理を徹底

エ 分担業務の見直しや業務内容の整理による業務スリム化の継続実施

- ・食事、入浴介助時間を延長し、支援にあたる時間と休憩の時間とを明確にするよう職員の配置時間を変更

(2) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 職員講師による介護技術等の所内研修の実施(目標:年6回)

- ・計画どおり職員が講師となり年6回の所内研修を実施 ※129ページ参照

イ 外部研修への計画的派遣と復命の徹底(目標:年2回)

- ・「全国身体障害者施設協議会研修会」(7/31~8/1)への派遣と、京都府社会福祉協議会主催の「スーパーバイザー養成研修(中級)」を受講済みの職員とで復命を兼ねた所内研修を実施

ウ 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施

- ・7名の実習生(社会福祉士実習 4名/介護福祉士実習 1名/教員介護等体験実習 2名)を受入れ、実習期間終了後に、施設行事へのボランティア参加を促すなどフォローを実施

エ 働きやすく、魅力ある職場づくり(業務改善の推進、職場環境の整備、業務の見直し、省力化、毎月施設長を囲んだわいわいランチミーティング)

- ・仕事とプライベートのバランスを保つことをめざし、勤務表作成時に、職員の週休日希望申告のルールを設定

- ・起床・朝食介助を補うよう早出勤務者を1名増加したシフトに変更し、職員の業務負担を軽減
- ・食事、入浴介助時間を延長し、支援にあたる時間と休憩の時間とを明確にするよう職員の配置時間を変更（再掲）
- ・職員間のコミュニケーションを充実させることをめざし、施設長を囲んだ昼食（「わいわいランチミーティング」）を毎月実施

(3) 活気溢れる職場づくり

ア 挨拶の励行による明るい職場づくり

- ・挨拶の励行を継続実施

イ 職場の活性化を目的とした取組みの実施

- ・基本理念の唱和（毎日 朝礼時）と職員倫理綱領の唱和（毎月 職員会議時）
 - ・朝の引継時の基本理念唱和と、毎月の職員会議時の倫理綱領唱和を継続
- ・5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の継続実施
 - ・職員詰め所の整理整頓を日々実施するとともに、環境整備係を中心に、施設内大掃除、作業棟の壁塗り（12月）、手すりのニス塗り（3月）を実施



作業棟の壁塗り

ウ 法人内外での研究発表大会への積極的参加

- ・法人全体で開催される「実践・研究発表会」にて発表(3/1)
 - テーマ「食事提供方法の改善について」
 - 発表者 柳橋主任

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア サービス向上推進本部と連携したマニュアル整備等の推進による安心安全で質の高いサービスの提供

- ・「通所者の警報発令時の対応について」改定（6月）、「医療ガイドライン」MRSA感染症について改定（7月）、「身体拘束禁止マニュアル」、「身体拘束フローチャート」の改定（10月）、「与薬マニュアル」の更新（10月）、救急車要請に不安なく対応できるよう「救急受診ガイド」をもとに、「緊急時マニュアル」について改定（2月）【再掲】

イ 利用者の意向に基づくケアプランの作成と定期的な見直し(6か月に1回)

- ・ケアプラン会議（毎週水曜日）を開催し、利用者の意向をふまえたケアプランを作成するとともに、その内容については6か月に1回見直しを実施

ウ 障害支援区分の実態に則した見直し（目標：2名）

- ・介護の実態と支援区分を比較評価した結果、3名について支援区分変更
 - 区分4→区分5 2名
 - 区分5→区分6 1名

エ 相談支援事業所 TOMO と連携した利用者の地域生活移行の推進(目標：1名)

- ・連休やお盆、正月に自宅への帰省外泊を実施するなど、家庭復帰を見据えて支援したものの、家族との関係等もあり、現時点では地域生活への移行に至らず

オ 「まいにち体操」や健口体操、ゲームなど健康のための運動や楽しみのためのグループワークを行い、昼と夜の生活を区分した日中活動の充実

- ・日中活動の取り組みとして、平日午前には身体を動かす「まいにち体操」、作業療法士による集団リハビリ、合唱を実施
- ・午後の活動として、カラオケやビデオ上映会などのお楽しみ企画や、フラワーアレンジメントやクッキング（料理）などの創作活動を実施
- ・臨床心理士による高次脳機能障害利用者を対象とする「脳リハビリ」を実施
- ・体育館職員により転倒予防の下肢筋力トレーニングや卓球バレーを体育館で実施



卓球バレー大会



体育館でのポッチャ大会

カ 近隣の生活介護事業所、就労継続支援B型事業所への通所の継続推進

（目標：生活介護事業所5名 就労継続B型事業所2名）

- ・生活介護事業所に6名、就労継続B型事業所に2名の利用者が通所

キ 成年後見制度（保佐人等）の利用申立の推進（目標：1名）

- ・保佐人候補者と打ち合わせを実施し、対象としていた1名の利用申立を準備

ク 生活訓練事業所ひまわりの円滑な運営

- ・関係機関との連携による社会復帰（目標：1名）
 - ・通所終了者1名が職場へ復帰

ケ 生活訓練事業所ひまわり利用者の家族の悩みを分かち合い、支援する場としての家族教室の開催（目標：年3回）

- ・家族教室を年3回開催し、事業所での訓練の様子や悩み等を共有
（6/6 4家族5名 1/30 4家族5名 3/20 終了者6名）



家族教室(ひまわり)



クリスマス会(ひまわり)

コ プライバシーの保護、支援の充実に向けた個室2室の整備等、環境の整備の推進（再掲）

- ・収納に使用していたスペースを個室に改修し、プライバシー保護及び支援充実につながる居室として整備（8月完了）

サ 浴室への天井走行リフトの追加設置

- ・追加設置を検討するも、既設リフトとの関連で壁の強度調査が必要であり、調査及び設置は次年度に繰越

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア ボランティアの開拓及び受入の推進（目標：新たに2グループ）活動の推進

- ・積極的に広報活動（募集チラシ更新や新聞掲載、実習受入学校のサークルへの訪問以来等）を実施した結果、グループ単位での受入れには至らなかったものの、学生2名を新規ボランティアとして受入開始

イ 高次脳機能障害に係る個別相談会の定期的な実施（毎月）

- ・生活訓練事業所ひまわりにおいて、毎月個別相談会の開催を広報したが、結果として年間2回開催（4/18 1家族2名参加/ 11/21 1家族2名参加）

ウ 府卓球バレー大会その他障害者スポーツ大会への積極的参加による障害者スポーツ活動の推進

5/13	京都障害者施設卓球バレー大会	7名参加
6/17	全京都障害者総合スポーツ大会	7名参加
6/24	府南部身障施設卓球バレー大会	7名参加
9/16	城陽市中心身障害児者スポーツ大会	8名参加
10/27	綴喜地区身体障害者卓球バレー大会	10名参加
11/18	府南部身障施設卓球バレー大会	9名参加

エ 地域の小学校・中学校・高校生の体験実習の積極的受入れ（目標：3回）

南城陽中学校	体験学習	6/6～8日	(6名)
青谷小学校	3年生との交流会	11/8	(39名)
京都外大西高校	体験学習	11/16	(19名)



城陽市中心身障害児者スポーツ大会



青谷小学校との交流会

オ 在宅障害者の日中生活介護受入れの促進（目標：4名）

- ・引き続き3名を毎週1～2回の通所で受入

カ 市町の社会福祉協議会等と連携し、職員の障害者支援のノウハウを出前講座等により地域に還元する取組を進める。

- ・京都府福祉人材・研修センター主催の「福祉資格者就業サポート研修」の講師として技術次長が出講（10/20）

(3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

ア 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

- ・危険箇所等の定期点検を毎月実施するとともに、必要に応じた修繕を迅速に実施
 - イ **大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底**
 - ・パソコン2台を更新するとともに、固定資産管理台帳等と備品の現物実査を実施
 - ウ **施設の照明のLED化の推進（再掲）**
 - ・老朽化に伴う他の緊急修繕を優先したため未実施【再掲】
4. 広報活動の強化
- (1) **広報紙「あしはら」(年3回発行)や、ブログによる最新情報の発信**
 - ・広報紙「あしはら」 3回発行 (5月、12月、2月)
 - ・ホームページ内のブログにて施設の様子等情報を発信 計10回
 - (2) **地域の「福祉ふれあいまつり」等への積極的参加**
 - ・城陽市心身障害児者スポーツ大会実行委員会、城陽市の福祉ふれあいまつりの実行委員会へ積極的に職員を派遣し、イベントをサポート

(附属リハビリテーション病院)

【概況】

京都府南部における地域医療への積極的な貢献をめざし、附属リハビリテーション病院の特色を生かした多様な医療サービスを提供することで、地域の皆様の健康と快適な暮らしを支え、地域の皆様からの信頼に応え得る病院運営に努めた。

そのため、京都府立医科大学附属病院と連携し、先進的医療機器や高度な技術を活用した運動器疾患患者に対する一貫した治療・リハビリテーションに取り組んだ。加えて業務や職員体制の見直しを行い、職員一丸となり病院の稼働率向上に向けて取り組んだ結果、医業収入は前年度を上回った。

また、地域住民に根ざした活動に重点を置き、出前講座に加え、青谷地区住民への医療・健康講座や医療相談など積極的に地域貢献を果たした。

さらに、京都府南部の「高次脳機能障害対応医療機関」の中核医療施設として、生活訓練事業所ひまわりと連携し、高次脳機能障害患者の社会復帰を支援する役割を果たした。

また、スポーツを通じた障害者支援活動として、引き続きパラリンピック・パワーリフティングの選手への医科学的サポートを担い、日本初のメダリスト誕生に向けて全力で支援し、障害者スポーツの拠点を目指した。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

ア 倫理の遵守と患者の人権擁護・尊厳の尊重を徹底するとともに虐待防止に向けた「医療安全管理マニュアル及び虐待防止・対応マニュアル」に基づく取組みの継続

- ・毎月第1金曜日の病院会議時に、院長から倫理・人権尊重の徹底、医療安全管理に対する心構え及び当院の基本理念を遵守するよう訓示(12回/年)

イ 患者情報の共有徹底(入院患者：週1回、外来患者：月1回)

- ・全職種による入院患者の症例検討会の実施 : 48回/年
- ・全職種による外来患者の症例検討会の実施 : 12回/年

ウ 法人主催の虐待防止研修への積極的参加

- ・法人本部主催の虐待防止研修に13名が参加

エ 事故の予防や資質向上に向けた「職員セルフチェックリスト」の実施(月1回)

- ・「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の毎月提出を義務づけ、自己を振り返る機会としてより良い職場づくりに活用(12回/年)

(2) 危機管理体制の強化

ア 障害者支援施設や体育館と一体となって地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進（充実）

- ・法人事務局と連携して、被災地での実際の対応も踏まえた実働性ある地震発生時対応マニュアルの整備を推進するとともに、防災研修やシミュレーション訓練を通じた緊急時の的確・迅速な対応を推進
- ・マニュアルや、更新した業務継続計画をもとに、職員への周知と発生時対応の確認等実施
- ・緊急連絡網「センターライン」（SNS のLINE を活用）の運用開始
- ・医療安全管理マニュアル、院内感染防止対策マニュアル等の改訂実施
- ・救急蘇生訓練（AED 操作含む）、非常用自家発電機の操作訓練、城陽市消防署の協力のもと、地震及び防火避難訓練を実施



地震及び防火避難訓練



心肺蘇生法、AED 取扱避難訓練

イ 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応及び事象検証・改善策検討とフィードバックの継続（週1回）

【事故・ヒヤリハットの状況】

事故報告	4 件（転倒・物品落下等）	（平成 29 年度 2 件）
ヒヤリハット	21 件	（平成 29 年度 39 件）

ウ 医療安全管理委員会（週1回）及び院内感染防止対策委員会（月1回）の開催

- ・医療安全管理委員会及び院内感染防止対策委員会を計画通り開催

エ 院内ラウンドによる医療安全対策、感染防止対策の実施（週1回）

- ・医療安全管理者及び院内感染防止対策チームで、週一回院内ラウンドを実施

オ 医療安全管理対策研修（年2回）、院内感染防止対策研修（年2回）の実施

- ・手術室内における清潔管理、個人情報取扱等の医療安全対策研修を年3回実施
- ・ノロウイルス、インフルエンザウイルス対策の院内感染防止対策研修を年2回実施

カ 医薬品取扱い研修（年2回）、医療機器取扱い研修（年2回）の実施

- ・リウマチ治療薬、関節痛治療薬等の医薬品取扱研修を年4回実施

- ・除細動器、血糖測定器の医療機器取扱研修を年2回実施

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員の充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

目標：1日あたりの外来患者数 110名 実績：76.0人

1日あたりの入院患者数 22名(病床利用率90%) 実績：15.4人

外来・入院患者数の推移

区分 年度	外 来		入 院			医業収入 (千円)
	延患者数	1日平均	延患者数	1日平均	平均在院日 数	
平成28年度	20,255	83.4	5,674	15.5(62.0)	30.8日	325,213
平成29年度	19,366	79.4	5,724	15.7(63.0)	31.3日	334,349
平成30年度	18,542	76.0	5,628	15.4(70.0)	34.5日	342,617

()内は病床利用率%

外来及び入院患者数はいずれも減少しているが、人工関節置換術手術等高度医療の推進により、医業収入は前年度に比べて8,268千円増

ア 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅰの施設基準取得による大幅増収への取組み

- ・必要な職員を採用できなかったため、脳血管疾患等リハビリテーション科Ⅰの施設基準は未取得。引き続き、人員確保に向け求人活動を継続

イ 導入した電子リハビリ予約システムの円滑な運用や、リハビリ業務における職員体制の効率的運用による増収対策の継続(年24,000単位以上)

(リハビリテーション実施状況)

(1単位：20分)

区分 年度	運動器 リハビリテーションⅠ	脳血管疾患等 リハビリテーションⅡ	合計
	平成28年度	13,730	12,940
平成29年度	14,857	9,479	24,336
平成30年度	13,458	11,195	24,653

- ・平成30年度は、各療法士1人あたり3~4単位増の18単位(1単位:20分の訓練)を目標に訓練枠を増やした結果、24,653単位の訓練を実施(目標達成率:103%)

ウ 京都府立医大の整形外科教室、リウマチセンター、リハビリテーション医学教室や他院との連携拡充による患者の積極的受入れ(手術適応患者：年50名、新規リハビリ患者：年40名)

- ・手術患者 71名 (目標達成率：142%)
- ・新規リハビリ患者 330名 (目標達成率：825%)



人工関節置換術手術

エ 三次元画像解析装置、骨塩定量測定装置、高精度超音波装置の有効活用や、ボトックス治療の実施（ボトックス治療：年 50 名）

- ・三次元画像解析装置（Mimics）を 18 名、骨塩定量測定装置（DEXA）を 284 名、高精度超音波装置を 110 名、ボトックス治療を 88 名（目標達成率：176%）実施

オ 高次脳機能障害専門外来の利用促進及び新規患者の受け入れ（年 45 名）

（単位：名）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規患者数	19	31	15

- ・近隣の医療機関や地域包括支援センターを訪問し、高次脳機能障害専門外来を紹介するなど知名度向上に取り組んだものの、系列医療機関等での受療受入傾向が強まるという環境変化もあり、紹介患者は得られず。

カ 高次脳機能障害専門外来患者の生活訓練事業所ひまわりへの紹介（年 5 名）

- ・生活訓練事業所ひまわりへ 2 名を紹介（目標達成率：40%）

キ 新規障害児（者）歯科患者（年 15 名）及び術前口腔ケア患者（年 30 名）の積極的受入れ

- ・障害児（者）歯科患者 24 名（目標達成率：160%）
- ・術前口腔ケア患者 29 名（目標達成率：97%）

ク 院内薬事委員会で新規医薬品の採用審査、適正購入を図るとともに、使用頻度が低下した医薬品在庫調整の実施

- ・院内薬事委員会での審査・検討により、在庫を削減するとともに 8 医薬品を削除し、先発医薬品 1 種を、後発（ジェネリック）医薬品へ変更

ケ 四半期ごとの執行計画と定期的な執行状態分析による予算管理の徹底

- ・四半期ごとの予算執行計画を作成の上、毎月の資金収支状況を施設内で共有化し、収入確保及び経費の削減等予算管理を徹底

(2) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 専門性の向上

学会・研修会等への積極的な参加や研究発表及び論文発表によるスキルアップの実施

- ・第 55 回日本リハビリテーション医学会及び第 5 回京都リハビリテーション医学会等に年 8 回研究発表を実施

イ 医療チームとして向上心、探求心を追求する最新医療に関する院内研修の実施（年 8 回）

- ・骨粗しょう症、心理判定の基礎知識及び個人情報保護を目的としたネットワークセキュリティ対策の知識、痛み止め治療薬等の院内研修を 14 回実施（目標達成率：175%）

ウ 全職員が参加する病院内症例検討会における症例発表

- ・ 毎週金曜日に実施、 48 回／年実施

(3) 活気溢れる職場づくり

挨拶の励行及びクリーンタイムの継続（毎日）

- ・ 挨拶の励行及び就業前のクリーンタイム

（患者訓練に使用する廊下の手摺りや各部屋のドアノブ、訓練室内の机、ベッドの除菌シートを用いた清拭）の継続的な実施により職場環境の活性化の推進



ナースステーションの様子

3. 安心安全な医療サービスの提供

(1) 患者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 患者アンケート調査、意見箱によるニーズの把握及び改善策の検討の継続（年 12 回）

- ・ 設備、清掃及び食事内容に関する意見の把握と改善策の検討を年 12 回実施

イ 敷地内禁煙の継続

- ・ ポスター掲示等により利用者へ周知及び理解・協力を求め、敷地内全面禁煙継続実施中

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア 地域貢献として、城陽市青谷地区住民を対象とした医療・健康講座の実施（年 4 回）（新規）

- ・ 第 1 回 「関節の痛みと治療について」の出前講座及び「骨密度測定」

講師：徳永院長、吉良技師長

- ・ 第 2 回 「脳卒中の予防と治療について」の出前講座

講師：小泉神経内科医長

- ・ 第 3 回 「関節の痛みとのつきあい方」の出前講座

及び「健康体操」

講師：石田整形外科医長、植田療法士



青谷地区医療・健康講座

イ 近隣地域住民を対象とした「出前講座」及び「骨密度測定」の継続（年 8 回）

- ・ 「高齢者向けの栄養管理」や「いつまでも健康でいたい」等の出前講座及び「骨密度測定」等の出前講座を年 8 回実施



城陽市民大学

ウ 日本パラ・パワーリフティング連盟と協力し、パワーリフティング選手への科学的根拠に基づいた医科学的サポートの継続

- ・毎月の合宿時に医学的サポート（健康診断、メディカルチェック、3次元解析診断（動作の解析と数値化））による支援などを実施

(3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕の実施

ア 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

- ・毎月院内ラウンドにより、掛け時計落下防止対策や手術室の自動扉の修理、監視カメラの修理等、破損箇所及び危険箇所を点検し、必要な修繕を実施



手術室自動扉修理

イ 大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底

- ・エアコンや医療機器等を更新するとともに、固定資産管理台帳と備品の現物実査を実施（8月）

ウ 施設内の樹木剪定、花壇整備等による利用者へのアメニティーの確保（年2回）

- ・計画的に実施し、利用者のアメニティーを確保

4. 広報活動の強化

(1) ホームページやブログ及びパンフレットの内容を随時更新し最新情報を提供

- ・診療体制変更時におけるホームページ掲載情報の変更やブログ更新（年8回）による情報の発信
- ・病院パンフレットを年3回更新

(2) 近隣市・町の広報紙への病院広告掲載や京阪バスの車内放送による病院案内の継続

- ・城陽市の「広報じょうよう」への病院広告： 4月、10月 掲載
- ・宇治田原町の「町民の窓」への病院広告： 4月、10月 掲載
- ・城陽市さんさんバス案内への病院広告： 12月 掲載
- ・京都京阪バスの車内放送による病院案内： 通年

(体育館)

【概況】

障害者スポーツ教室や障害者スポーツのつどい等の開催により、京都府南部地域における障害者等のスポーツ・レクリエーションの活動拠点・地域交流施設としての役割を果たすとともに、心身障害者福祉センター障害者支援施設利用者の身体的機能の維持・向上や日中レクリエーション活動の充実のため運動指導を継続して行った。

また、パラリンピック・パワーリフティングのナショナルトレーニングセンターとして同センターで開催される強化合宿（年間 28 日）の準備・設営に対して積極的に協力し、パラリンピックでのメダリスト誕生に向けた支援を継続実施した。

更に 5 月に行われた「パラ・パワーリフティングチャレンジカップ京都大会」体験会や 1 月開催の「第 2 回障がい者スポーツに触れる会」にも積極的に協力した。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理の強化

(1) 虐待防止の徹底

- ・法人主催の「虐待防止研修」への積極的参加
- ・法人本部主催の虐待防止研修へ職員 2 名が参加

(2) 危機管理体制の強化

ア 障害者支援施設や附属リハビリテーション病院と一体となって地震災害や感染症など危機事象に対する 実効性を高める取組を推進（充実）

- ・法人事務局と連携して、被災地での実際の対応も踏まえた実働性ある地震発生時対応マニュアルの整備を推進するとともに、防災研修やシミュレーション訓練を通じた緊急時の的確・迅速な対応を推進
- ・マニュアル及び更新した「業務継続計画」をもとに、職員への周知と発生時対応の確認等実施
- ・緊急連絡網「センターライン」（SNS の LINE を活用）の運用開始
- ・救急蘇生訓練（AED 操作含む）、城陽市消防署の協力のもと、地震及び防火避難訓練を実施

イ 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応

- ・毎週水曜日午前の体育館定例会議において事故防止を周知徹底。ヒヤリハット報告なし

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 京都府南部地域の障害者スポーツ事業の継続実施

- #### ア 障害者スポーツ教室（アーチェリー、バドミントン、卓球、テニス等）の開催(年 17 回)と教室後のクラブ組織づくりによるスポーツの継続

- ・アーチェリー教室（年6回）、バドミントン教室（年3回）、テニス（年4回）、卓球教室（年4回）を計画どおり開催するとともに、終了後の組織作りの手伝いや練習場所提供などでサポート

イ 障害者スポーツのつどい（年12回）

- ・毎月第4日曜（12月は第3日曜）を基本に年間を通して年12回実施し、延べ368人参加

（利用者数）

（単位：人）

年度 \ 区分	身体障害者	一般	合計
平成28年度	48,963	10,856	59,819
平成29年度	60,497	9,173	69,670
平成30年度	51,339	11,100	62,439

(2) 活気あふれる職場づくり

ア 「笑顔で対応」・「あいさつの励行」による明るい職場づくりの推進

- ・来館される方々に対して、職員自ら率先してあいさつを励行

イ 基本理念の唱和（毎日 朝の連絡会時）

- ・毎日、障害者支援施設での朝の連絡会の時に一緒に唱和

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 障害者支援施設の入所者への身体的機能の維持・向上や日中活動の充実に向けた活動への支援の実施

- ・個別筋力トレ週5回、月延べ320人、集団対応ボッチャ週2回、月延べ40人、卓球バレー週3回、月延べ120人、その他車いす操作週1回、月延べ16人に対して支援を実施

イ 高次脳機能障害者支援（生活訓練）の一つとしてのスポーツ・レクリエーションサービスの実施

- ・生活訓練事業所ひまわり利用者に対して週3回、日程と場所を確保し、卓球バレーの指導を実施

ウ 施設利用促進につなげる利用調整会議の定期開催(月1回)

- ・計画どおり月1回（第1水曜日午前）開催、延べ285名参加

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア 体育館利用者の身体機能を回復するための訓練及びレクリエーション指導の実施

(各福祉施設に週1回)

- ・7つの福祉施設に対して、週1回実施

イ 日本パラ・パワーリフティング連盟と京都府とが連携し、地域住民を対象に開催するパラ・パワーリフティング競技の体験会、交流会等の協力

- ・5月開催の「第1回パラ・パワーリフティングチャレンジカップ京都」体験会(参加者約30名)や1月開催の「第2回障がい者スポーツに触れる会」におけるパワーリフティング体験会(参加者約50名)の開催に協力
- ・競技力向上のため、年間を通して開催された技術コーチによる強化合宿(年28回)へ協力



「障がい者スポーツに触れる会」パネルディスカッションとパワーリフティング体験会の様子

ウ パラリンピック競技をめざす者に対し、スポーツ用車いすの移乗協力や練習場所の準備・提供等(月6回)

年間119回(平均月10回)練習された6種目の競技練習に対して協力を実施

ゴールボール(年間15回)、バドミントン(年間33回)、アーチェリー(年間31回)
車いすラグビー(年間8回)、車いすバスケット(年間15回)、テニス(年間17回)

エ アーチェリー大会の開催(年2回)

- ・障害者、健常者と同じルールで競技できるアーチェリー大会を開催(年2回198名参加)

(3) 施設の保守管理と計画的修繕の実施

ア 破損箇所及び危険箇所の安全点検(毎日)と必要に応じた小規模の迅速な実施

- ・毎日朝、出勤時と夕方退所時に点検確認

イ 大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底

- ・備品の更新はなかったが、固定資産管理台帳と備品の現物実査を実施(8月)

4. 広報活動の強化

ホームページのブログ等を活用したタイムリーな情報提供

- ・各教室への参加募集や、開催した教室の様子、パワーリフティング合宿の様子などをホームページブログに掲載(10回更新)

(3) 洛南寮

(養護老人ホーム)

【概況】

地域で生活する上で様々な困難を抱える高齢者を受け入れ、一人ひとりの人権を尊重し、心身ともに健康で安心できる暮らしと、自立した日常生活が営めるよう支援するとともに、社会復帰を目標に支援をした。

一般型特定施設入居者生活介護への類型変更後、新たに専任の機能訓練指導員を配置し、介護が必要な利用者に対する個別の機能訓練メニューの提供や身体機能向上・維持に向けた体操の実施、介護ベッドやリクライニング型車イスなど福祉用具の整備等を図り、利用者の快適で豊かな生活に繋がるよう取り組んだ。

また、利用者の安心安全な生活を第一に、事故・虐待防止の観点から健康管理マニュアルの見直しや利用者のリスク一覧の更新を行い、服薬介助や感染症等に係るリスクを常に想定し予防対策を講じた結果、服薬に係る事故件数の減少と感染症の拡大防止に繋がった。

さらに、利用者に寄り添い、誠意をもって支援にあたることができるよう各種研修を実施し、介護や認知症等に関する専門知識や技術・接遇力の向上に努めるとともに、全利用者の預かり物の確認・整理等を行い、安心安全な施設づくりをめざした。

そして、地域で同居家族から虐待を受けた方や認知症の進行で一人暮らしが困難な方の緊急入所については、相談対応のみであったが、今年度の施設利用実績としては、入所者 11 名、退所者 13 名、平均利用者数は 94.1 名であった。退所された利用者については、アフターケアとして訪問や電話連絡を行い、退所後の生活が円滑に進むよう支援した。

また、地域の諸行事への参加やボランティア等の地域住民を積極的に施設へ招き、開かれた施設、地域から信頼され選ばれる施設作りに努めた。



地域の清掃活動



機能訓練



レクリエーション

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

ア 「虐待防止委員会」(月1回)による検証と改善策の実行

- ・法人の事故防止推進員出席のもと虐待防止委員会を毎月開催し、うち3回は外部委員も出席の上、アドバイスいただくとともに利用者との懇談会へも参加。委員会では利用者からの意見や事故・ヒヤリハット事案、苦情、利用者身体拘束の状況等を

検証し、不適切と思われる支援等があれば、職員への個別対応やミーティング等で改善。特に今年度は日々の支援記録から利用者の訴えを抽出し、苦情の可能性がないか毎月検証

- ・「身体拘束適正化対策委員会」を新たに設置するとともに独自の身体拘束等適正化指針を策定。センサーマットや門センサー等の適正な使用について毎月検討

イ 外部委員による聞き取り、施設内での座談会（月1回）、意見箱の設置、家族やボランティアとの懇談会など利用者からの声を反映するための取組み実施

- ・全利用者対象の座談会を毎月開催。加えて、京田辺市人権擁護委員による利用者面談（2名）、職員や外部委員による利用者からの聞き取り（職員年1回、外部委員年2回）を実施。座談会や意見箱であがった利用者からの意見・要望には、自立浴の順番調整やトイレの使用に関するルールへの要望等があり、可能な要望には改善策を実施。加えて、意見に対する回答を座談会で説明するとともに「ご意見ありがとうございます」と称して施設内に掲示
- ・ボランティア交流会を年1回実施（11名出席 救護施設と合同）ボランティアの方々からは、諸行事時の準備不足等、今後の運営に参考となる忌憚のない意見あり
- ・ゲームや喫茶を楽しむ「年忘れ会」に7家族が参加。その後の職員との懇談会には2家族が参加



外部委員と利用者の懇談会

ウ 利用者の特性を理解し、専門知識と技術に基づく支援を行うための所内研修の実施（年3回）と外部機関が主催する人権擁護研修や虐待防止研修への積極的参加

- ・職員講師による「虐待防止」、「身体拘束」等、また、外部からの講師を迎えて、「認知症の理解」、「統合失調症・事例検討」、「糖尿病とインシュリン」等をテーマとした所内研修を実施
- ・外部機関主催の研修としては、近畿老人福祉施設協議会が主催する「身体拘束・虐待防止研修」へ参加。所内研修で復命研修実施

エ 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の実施（月1回）による課題抽出と改善サイクルの徹底

- ・「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」による振り返りと意見収集を毎月実施し、抽出した「不適切な支援」等について、全職員と共有し、管理職により該当職員への個別対応を実施する等課題改善

(2) 危機管理体制の強化

ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、洛南寮における地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進（充実）

（地震対策）

- ・実働性のある地震対策マニュアルの策定とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
 - ・法人事務局と連携して、被災地での実際の対応も踏まえた実働性ある地震発生時対応マニュアルの整備を推進するとともに、防災研修やシミュレーション訓練を通じた緊急時の的確・迅速な対応を推進
 - ・マニュアルをもとに、職員会議や運営会議において、職員に周知するとともに、災

害発生時の職員招集や地震発生直後の職員の動き等を確認

- ・備品転倒防止対策など地震発生時の危険予防措置の計画的実施
 - ・落下の可能性があるものについて、点検・撤去し安全確保に努めるとともに、法人事務局と連携して、備品等の転倒防止対策を実施
- ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器・発電装置・簡易トイレ等）の検討・整備
 - ・法人事務局と連携して、災害時に必要な備品・消耗品を点検・整理し順次整備・補充

（新型インフルエンザ等対策）

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備え適切に対応できるよう、昨年度策定した施設の新型インフルエンザ等事業継続計画の実効性を高めるための職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等
 - ・法人事務局と連携して、職員研修の実施、インフルエンザ発生時対策マニュアルの整備、発生時必要備蓄品の配備を推進
 - ・マニュアルをもとに、職員会議や課内会議において職員への周知と発生時の対応を確認
 - ・ノロウイルスや疥癬等の感染症発生時の必要物品の在庫を確認するとともに、適切な対応方法について所内研修を実施

（その他安全・防犯対策）

- ・火災発生、不審者侵入等突発的事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED取扱含む）の実施
 - ・法人事務局と連携して、火災や大雨等の自然災害も想定した防災研修に参加
 - ・京田辺市消防署北部分署の協力のもと、総合消防訓練を2回実施。利用者も参加した消火器操作法の訓練や、「福祉施設における火災」についての講習を受け（救護施設と合同）、職員の危機意識を醸成

イ 利用者支援に係るマニュアル整備による与薬・食事・入浴等での事故防止や利用者異変時における的確な対応と事故等に係る事故防止委員会での検証・改善の推進

- ・各種支援マニュアルの作成・見直しと職員の理解・活用の推進
 - ・各変則勤務マニュアル、食事対応表、利用者のリスク一覧について随時更新。服薬マニュアル、感染症対応マニュアル、緊急時対応マニュアルについては課内会議で確認
- ・事故・ヒヤリハットや苦情、利用者のリスク等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応
 - ・事故や苦情等については、マニュアルに沿って上司・同僚に迅速に報告・連絡し、管理職判断のもと組織的に対応。加えて、毎朝の管理職ミーティングでは、引き継ぎにおける特記事案を確認・検証。アザ等の異変については、早急な情報共有と原因追求のための臨時ミーティングを7回実施。いずれも車いすへの移乗時や乗車中に生じた表皮剥離、ベッド柵への圧迫によるアザであることを確認し介助方法等の注意点を職員間で共有。苦情については近隣住民から利用者の迷惑行為1件あり本人へ注意。支援記録から「利用者の訴え」を抽出し、虐待や苦情の可能性を虐待防

止委員会で毎月検証

- ・事故防止委員会の開催(月1回)による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行
 - ・事故・ヒヤリハット報告を分析の上、利用者個別リスク一覧を作成し、緊急時対応・服薬介助・日常業務マニュアル等を更新。さらに転倒防止策として、手すりやベッド柵を適切に改善。所在不明防止策としては、定期的な所在確認とともに、門センサー及びGPSセンサーを活用。喉詰のリスクに対しては発生頻度が高いパン朝食時の勤務体制を見直し(早出2名体制)、必要に応じて耳なし食パンを提供

【事故・ヒヤリハットの状況】

事故 9件(転倒による骨折等) (平成29年度 18件)
 ヒヤリハット 206件(転倒、与薬関係、喉詰め等) (平成29年度 273件)

- ・京田辺市消防署が行う普通救命講習・上級救命講習への積極的参加
 - ・新規採用、異動職員を京田辺市消防署北部分室で行われた普通救命講習に派遣

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

入・退所の状況

定員:100人

(単位:人)

区分 年度	年度当初	入所	退所	退所後の状況						年度末
				社会復帰	家庭復帰	医療機関	他施設	死亡	その他	
平成28年度	90	16	13	0	0	1	6	6	0	93
平成29年度	93	20	20	0	4	3	2	11	0	93
平成30年度	93	11	13	1	0	1	3	8	0	91

ア 一般型特定施設入居者生活介護の適正な運用による利用料収入の確保

- ・介護報酬増収対策会議を月1回開催し、新規の契約受け入れ可否及び要介護者に係る区分変更申請の必要性を検討の上、変更申請等実施

イ 福祉事務所や居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、精神科病院等に対する積極的な情報提供

- ・広報紙「洛楽」の配布(年3回)や、介護相談・施設見学会等を通じて福祉事務所をはじめとする関係機関へ情報発信
- ・入所打診に対する追跡確認等適宜実施

ウ 月単位の消耗品費・光熱費の周知(見える化)による経費支出のコントロール

- ・年度当初の職員会議にて昨年度経費支出の年間推移を報告。また、毎月の職員会議で光熱水費を推移表で示し、職員の節約意識を醸成

エ 四半期ごとの執行計画作成と定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

- ・作成した執行計画表に基づき予算を管理した結果、修理費、光熱水費以外は、計画通り執行

(2) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 専門的知識や技術の向上及び職員講師育成を目的に、専門研修の強化

- ・毎月職員会議前に職員講師による「虐待防止」「身体拘束」「適切な記録の方法」「高齢者のフレイル(体がストレスに弱くなっている状態)」「バルンカテーテル(排尿用の膀胱留置管)の取扱い」等の所内研修を実施。また、専門性の向上を目的として職員講師による利用者個別の介護技術研修(2回)、外部講師による事例検討研修(2回)、「認知症の理解」についての研修を実施。さらに、外部での発表に向けた所内プレ発表会等を実施



研修の様子

イ 一般型特定施設入居者生活介護への転換等先進的な取り組みをしている施設への視察及び派遣実習の実施

- ・先進的な取り組みを行っている養護老人ホーム及び京田辺市内の特別養護老人ホームを視察し、日中活動や機能訓練に消極的な利用者へのアプローチ方法、安全のための補助バー等について今後の取り組みに活用。派遣実習は未実施

ウ 新規採用職員(契約・非常勤)に対する職場内OJT及びエルダー制度の活用

- ・利用者1人1人の日常生活動作に応じた移乗介助・食事介助・排泄介助・服薬介助等を職場内OJTで指導
- ・新規採用職員に対しエルダーによる助言指導実施し、異動職員に対しては変則勤務の流れや利用者個別の介助方法等を上司・同僚が助言、指導

エ 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施

- ・小学校及び中学校の教諭の普通免許授与に係る介護等体験実習8名、福祉職場インターンシップ学生3名を受入。実習後は、行事の案内や事業団採用試験の日程等を案内

オ 業務内容や勤務時間等労働条件を柔軟にした職員募集の実施

- ・洗濯業務に特化した週12時間の短時間勤務の職員を募集の上、2名を採用

(3) 活気溢れる職場づくり

ア 職員アンケートやストレスチェック集団解析の結果をふまえ、業務に対する目標・進め方の明確化や情報共有(役職者会議や小グループミーティング)に努め、加えて業務への関心やモチベーション向上を図るよう積極的な研修受講や他施設への視察を実施

- ・マニュアル整備や業務スケジュールの設定、職員会議や課内ミーティングでの課題の共有等を通じて目的意識や業務に対する達成感を醸成。また管理職・役職者は職員の状況を把握し、業務への配慮や勤務調整等を行い職員間の連携・信頼関係を構築
- ・先進的な取り組みを行っている他施設への視察や、外部機関主催の専門性向上の研修へ積極的に派遣

イ 職員倫理綱領の唱和(毎月職員会議時)

- ・職員会議で毎月実施

ウ 施設（養護老人・救護）の相互応援や職員交流による情報共有・連携の強化

- ・ 養護老人ホームと救護施設とで業務を体験する職員交流を実施（養護課2名 救護課1名）しかし、疥癬の発生により、他に計画していた4名は実施出来ず
- ・ ラン伴イベント（認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをめざし、タスキを繋いで日本縦断するプロジェクト）に養護課・救護課併せて16名の職員が参加



ラン伴に参加

エ 職員一人ひとりの担当業務の位置づけや担当範囲、達成すべき目標など、各職員の役割を明確にした上で作業やスケジュールの「見える化」を推進

- ・ 人事考課制度で達成すべき目標等を職員と考課者として設定し、進捗状況を確認
- ・ 各職員の担当業務について年間計画を作成の上、役割の明確化及びスケジュール管理による「見える化」を推進

オ 廊下等の掲示板を更新・増設の上、利用者作品や利用者・職員の笑顔溢れる写真等の掲示

- ・ 季節に応じた切り絵やイラストをはじめ、誕生会や外出行事等の記念写真を印刷して掲示

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 「サービス向上推進本部」と連携したマニュアル整備等の推進による安心安全で質の高いサービスの提供

- ・ サービス向上推進本部と連携の上、緊急時対応マニュアル、与薬マニュアル等を更新し、事故・ヒヤリハット事例についても改善推進

イ 一般型特定施設入居者生活介護契約利用者に対する機能訓練プログラムの充実及び福祉用具の整備

- ・ 専任の機能訓練指導員1名を配置。機能訓練室に訓練用ベッド等を設置し、一般型特定施設入居者生活介護契約利用者に対し個別機能訓練計画に基づいた機能訓練を実施
- ・ 福祉用具については利用者の身体状況に合わせたリクライニング式車いすや介助用車いすを新規購入



個別機能訓練の様子

ウ 高齢者の生活リズムの回復や安心安全な環境提供などを目的とする緊急入所の受入

- ・ 虐待による緊急入所の相談を受け、緊急避難されていた施設へ出向いて入所面接を実施し入所(1名)

エ 類型変更後の円滑な運営に向けて支援マニュアルの整備及び研修の実施

- ・ 先進的な取り組みをしている養護老人ホームへの視察に係る復命研修を実施
- ・ 独自の「身体拘束等適正化指針」を作成の上、身体拘束等適正化委員会を毎月開催。身体拘束廃止に向けた外部研修の復命研修を実施

- オ 看護師の土日勤務、遅出業務による利用者健康管理のさらなる充実**
- ・年度当初から看護師4名体制による遅出勤務及び土日勤務の準備をしてきたが、年度途中1名退職により中断
- カ 地域生活移行後の退所者への相談支援の実施（毎月1回、半年間継続）**
- ・地域移行した利用者はいなかったが、他施設へ移行した利用者2名に対し、退所後訪問実施
- キ 成年後見制度の利用申立の推進（目標：2人）**
- ・実施機関、権利擁護団体等と連携し利用者4名について成年後見制度の申し立てを支援した結果、全員後見人が選定され、制度を利用開始
- ク 感染症予防のため、居室消毒（年1回）、予防接種の積極的勧奨、冬季の手摺り・ドアノブ等の消毒**
- ・6月に全利用者居室内の一斉消毒を実施。感染症（疥癬）の発生時にも個別に居室内消毒実施。また、インフルエンザについては予防接種とともに、食堂内での食事前手洗い・消毒の励行、デイルームや静養室に空気清浄機を新規設置する等、施設内での発症を予防
 - ・6月と9月に疥癬の診断を受けた利用者2名に対しては迅速な医療受診や隔離・消毒等を実施し、それぞれ7月と10月に終息
- ケ 認知症予防プログラムの充実（夕方レクリエーションの充実）**
- ・夕食前の時間にリハビリ体操、嚥下体操、合唱に加えて音楽に合わせた手指運動を実施。また塗り絵・貼り絵等認知症リハビリプログラムも充実
- コ 利用者ニーズに合わせた適時適温食の推進**
- ・利用者の個別状況に合わせ朝食の提供時間を柔軟に対応
- サ 利用者の日中活動充実のための余暇スペースの創設、工夫**
- ・オセロゲームや将棋等を楽しめる余暇スペースを整備し利用者へ開放
- シ 利用者支援の充実をめざした福祉サービス第三者評価の定期受診**
- ・福祉サービス等第三者評価を受診し、評価機関から全ての項目について最上位である「a」と評価。アドバイスを受けた「施設内の臭い対策」や「車いす用トイレ設備」について改善検討
- ス 文書管理・書類整理の徹底（書類の整理整頓、利用者私物の管理環境整備）**
- ・全利用者の預かり証に記載されている内容と現物を再確認の上、整理
 - ・貸出金庫による利用者私物の管理環境を整備



音楽に合わせた手指運動

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア 京田辺市の福祉避難所としての体制確保

- ・京田辺市が設置した防災無線の点検実施

イ 自治会等が実施する活動への参加とボランティア等の積極的な受け入れ

- ・地域一斉清掃（年 2 回）、地域防災訓練、区民及び桃園小学校運動会、京田辺市敬老会、京田辺市自衛消防隊訓練大会及び出初め式、地域地蔵盆等自治会行事へ積極的参加
- ・洛南寮環境整備（ボランティア計 31 名）、洛南寮夏まつり（地域住民 373 名、ボランティア 47 名）、その他利用者の日中活動等へボランティアによる支援を積極的に受入れ
- ・民生児童委員、社会福祉協議会の見学等を積極的に受入れ
- ・中学生の職場体験実習（5 名）、小学生の授業を見学として受入（30 名）、田辺中学校の「心もち運動」で生徒 8 名の訪問あり（救護施設と合同）

ウ 地域の在宅高齢者との交流事業実施（月 1 回）

- ・京田辺市社会福祉協議会との連携のもと、「ひだまりの会」として、月 1 回カラオケや作品作りなど、洛南寮利用者と地域在宅高齢者との交流実施
（参加者計：地域高齢者：266 名 ボランティア：88 名）

エ 車イス介助や介護技術など地域住民を対象とした講習会の実施（年 1 回）

- ・京田辺市社会福祉協議会との共催で、地域住民対象に車いす介助方法や移乗方法を学んでいただく「車いす体験ふれあい講座」開催（7 月 7 名、11 月 7 名参加）

オ 地域清掃活動による地域貢献（月 1 回）

- ・地域貢献及び施設 PR の一環として職員と利用者による地域の清掃活動実施（年 10 回）

カ 地域のニーズに応えた研修会の開催等による専門的知識の普及

- ・9 月に地域の自治会敬老会にて認知症ケアや介護予防体操の講習会を実施
- ・民生児童委員（6 月京田辺市 27 名、9 月城陽市 14 名）、城陽市社会福祉協議会（6 月 20 名）を受け入れ、見学とともに施設の状況について説明（救護施設と合同）

(3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

ア 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

- ・毎月の点検により破損箇所の早期発見と早期修繕を実施。今年度は大型台風による屋根や雨樋（あまどい）の破損被害も発生したが、その都度適切な修理を実施

イ 施設の老朽化対応やバリアフリー化等生活環境の向上を目的とした修繕、大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した更新の計画的実施

- ・自動ドアやエレベーター、水道管等施設の老朽化による修繕及び車椅子用トイレの扉改修などバリアフリー化を進める修繕を実施
- ・ベッドや車椅子等福祉用具の更新や、固定資産管理台帳と備品の現物実査を実施

4. 広報活動の強化

(1) ホームページやブログ、広報紙「洛楽」(年3回発行)による施設情報の発信

- ・ホームページのブログにて、施設の取組や行事等を積極的に発信(年間46回)するとともに広報紙「洛楽」を年3回発行

(2) 「介護相談・施設見学会」の実施(年1回)

- ・11月介護相談・施設見学会を実施。他施設、地域包括支援センター、京田辺市社会福祉協議会等から7名の参加あり、概要説明・施設見学・昼食試食等を実施(救護施設と合同)

(救護施設)

【概況】

多様で複合的な課題を抱える生活困窮者をはじめとした様々な利用者が、心身ともに健康で安心した暮らしができるよう、個別支援計画に基づいた生活支援や自立生活に向けた訓練事業等を積極的に行った。

また、虐待防止をはじめ、障害特性や権利擁護への理解促進、相談援助技術向上を図るために各種研修の受講を推進するとともに、新たに新規採用職員へのエルダー制度による助言指導や諸マニュアルに基づくOJTを強化することで、利用者の諸課題に適切に対応できる人材育成に努めた。加えて、人事考課や個々の業務スケジュールを作成する「業務の見える化」等を通じて、職員が専門性を活かして活躍し、やりがいを持って働き続けることができる活気あふれる職場づくりを目指した。

施設の利用状況については、入所23名、退所28名、平均利用者数は91.7名であり、退所者28名のうち、生活移行を目的とする居宅生活訓練事業の継続実施や、状況に応じた他施設等への移行等を推進し、13名の方々が地域に住居を確保し社会復帰された。また、退所後はアフターケアとして訪問や電話連絡を行い、その後の生活についての相談や支援を行うとともに、地域生活移行後に体調を壊された方の短期間再入所も受け入れた。

また、地域で生活する方に対して、DV・虐待被害を受けた場合の緊急入所に速やかに対応するとともに、一時的に精神状態が不安定になった場合や、入所を希望する方が施設の集団生活を体験する場合を想定して、今年度から開始の「一時入所事業」では、10名(延べ174日)を迅速に受け入れ、引き続き当施設の入所につながる方や地域へ戻られる方など個々に対応し、地域におけるセーフティネットとしての役割を果たすよう努めた。



喫茶の様子



日帰り旅行



ご家族との交流会

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

ア 「虐待防止委員会」(月1回)による検証と改善策の実行

- ・法人の事故防止推進員出席のもと虐待防止委員会を毎月開催し、うち、3回は外部委員も出席の上、アドバイスいただくとともに利用者との懇談会へも参加。委員会では利用者からの意見や事故・ヒヤリハット事案、苦情、利用者身体拘束の状況等を検証し、不適切と思われる支援等があれば、職員への個別対応やミーティング等で改善。特に今年度は日々の支援記録から利用者の訴えを抽出し、苦情の可能性が

ないか毎月検証

- イ 外部委員による聞き取り、施設内での座談会（月1回）、意見箱の設置、家族やボランティアとの懇談会など利用者からの声を反映するための取組み実施
 - ・全利用者対象の座談会を毎月開催。加えて、利用者親睦会である「あかつき会」代表からの意見聴取、外部委員による利用者有志からの聞き取り（年2回）実施。意見箱に入っていた意見と合わせて座談会で回答するとともに「ご意見ありがとうございます」と称して施設内に掲示。利用者からの意見・要望では、「トイレトペーパーとホルダーの紛失」「デイルームでの大声」などに対する意見があり、ホルダーの改良等その都度対応
 - ・ボランティア交流会を年1回実施（11名出席 養護老人ホームと合同）ボランティアの方々からは、諸行事時の準備不足等、今後の運営に参考となる忌憚のない意見あり
 - ・ミニ運動会を楽しむ「家族交流会」に3家族が参加。その後、職員との懇談会実施

- ウ 利用者の特性を理解し、専門知識と技術に基づく支援を行うための所内研修の実施（年3回）
 - ・職員講師による「虐待防止」、「身体拘束」等、また、外部からの講師を迎えて、「認知症の理解」、「統合失調症・事例検討」、「糖尿病とインシュリン」等をテーマとした所内研修を実施

- エ 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の実施（月1回）による課題抽出と改善サイクルの徹底
 - ・「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」による振り返りと意見収集を毎月実施し、抽出した「不適切な支援」等について、全職員と共有し、管理職により該当職員への個別対応を実施する等課題改善

(2) 危機管理体制の強化

- ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、洛南寮における地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進（充実）
 - （地震対策）
 - ・実働性のある地震対策マニュアルの策定とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
 - ・法人事務局と連携して、被災地での実際の対応も踏まえた実働性ある地震発生時対応マニュアルの整備を推進するとともに、防災研修やシミュレーション訓練を通じた緊急時の的確・迅速な対応を推進
 - ・マニュアルをもとに、職員会議や運営会議において、職員に周知するとともに、災害発生時の職員招集や地震発生直後の職員の動き等を実施
 - ・備品転倒防止対策など地震発生時の危険予防措置の計画的実施
 - ・落下の可能性があるものについて、点検・撤去し安全確保に努めるとともに、法人事務局と連携して、備品等の転倒防止対策を実施
 - ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器・発電装置・簡易トイレ等）の検討・整備

- ・法人事務局と連携して、災害時に必要な備品・消耗品を点検・整理し順次整備・補充

(新型インフルエンザ等対策)

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備え適切に対応できるよう、昨年度策定した施設の新型インフルエンザ等事業継続計画の実効性を高めるための職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等
 - ・法人事務局と連携して、職員研修の実施、インフルエンザ発生時対策マニュアルの整備、発生時必要備蓄品の配備を推進
 - ・マニュアルをもとに、職員会議や課内会議において、職員への周知と発生時の対応を確認
 - ・ノロウイルスや疥癬等の感染症発生時の必要物品の在庫を確認するとともに、適切な対応方法について所内研修を実施



感染予防の課内研修

(その他安全・防犯対策)

- ・火災発生、不審者侵入等突発的の事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED 取扱含む）の実施
 - ・法人事務局と連携して、火災や大雨等の自然災害も想定した防災研修に参加
 - ・京田辺市消防署北部分署の協力のもと、総合消防訓練を2回実施。利用者も参加した消火器操作法の訓練や、「福祉施設における火災」についての講習を受け（養護老人ホームと合同）、職員の危機意識を醸成



救命救急講習

- イ 利用者支援に係るマニュアル整備による与薬・食事・入浴等での事故防止や利用者異変時における的確な対応と事故等に係る事故防止委員会での検証・改善の推進
 - ・各種支援マニュアルの作成・見直しと職員の理解・活用の推進
 - ・各変則勤務マニュアル、食事対応表、利用者のリスク一覧について随時更新。服薬マニュアル、感染症対応マニュアル、緊急時対応マニュアルについては課内会議で確認
 - ・事故・ヒヤリハットや苦情、利用者のリスク等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応
 - ・事故や苦情等については、マニュアルに沿って上司・同僚に迅速に報告・連絡し、管理職判断のもと組織的に対応。加えて、毎朝の管理職ミーティングでは、引き継ぎにおける特記事案を確認・検証。アザ等の異変については、早急な情報共有と原因追求のための臨時ミーティングを7回実施。いずれも車いすへの移乗時や乗車中に生じた表皮剥離、ベッド柵への圧迫によるアザであることを確認し介助方法等の注意点を職員間で共有。
 - 苦情については利用者の性的逸脱行為1件、私物の紛失1件あり、それぞれ関係機関を交えて対応・解決。支援記録から「利用者の訴え」を抽出し、虐待や苦情の可能性を虐待防止委員会で毎月検証

- ・事故防止委員会の開催(月1回)による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行
 - ・事故・ヒヤリハット報告を分析の上、利用者個別リスク一覧を作成し、緊急時対応服薬介助・日常業務マニュアル等を更新。さらに転倒防止策として、手すりやベッド柵を適切に改善。所在不明防止策としては、定期的な所在確認とともに、門センサー及びGPSセンサーを活用
- 【事故・ヒヤリハットの状況】
 - 事故 10件(転倒による骨折等) (平成29年度 21件)
 - ヒヤリハット 287件(転倒、与薬関係、所在不明等) (平成29年度 367件)
- ・京田辺市消防署が行う普通救命講習・上級救命講習への積極的参加
 - ・新規採用職員を京田辺市消防署北部分室で行われた普通救命講習に派遣

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

- ア 救護施設の実在感を高めるため、福祉事務所や居宅介護事業所、地域包括支援センター、精神科病院等に対する積極的な施設情報提供
 - ・広報紙「洛楽」の配布(年3回)や、介護相談・施設見学会等を通じて福祉事務所をはじめとする関係機関への情報発信。また入所打診に対する追跡確認等適宜実施
 - ・京都府「生活保護現業員研修」に職員3名を派遣し、救護施設及び洛南寮の概要、居宅生活訓練の取り組みや一時入所について説明

入・退所の状況

定員:100人

(単位:人)

年度	区分	年度当初	入所	退所	退所後の状況						年度末
					社会復帰	家庭復帰	医療機関	他施設	死亡	その他	
平成28年度		95	17	17	5	0	3	4	4	1	95
平成29年度		95	21	19	8	0	4	2	3	2	97
平成30年度		97	23	28	13	0	6	2	4	3	92

- イ 月単位の消耗品費・光熱費の周知(見える化)による経費支出のコントロール
 - ・年度当初の職員会議にて昨年度経費支出の年間推移を報告。また、毎月の職員会議で光熱水費を推移表で示し、職員の節約意識を醸成
- ウ 四半期ごとの執行計画作成と定期的な執行状況分析による予算管理の徹底
 - ・作成した執行計画表に基づき予算管理実施。修理費、光熱水費以外は、計画通り執行

(2) 人材育成の強化と安定的な人材確保

- ア 専門的知識や技術の向上及び職員講師育成を目的に、専門研修の強化
 - ・毎月職員会議前に職員講師による「虐待防止」「身体拘束」「適切な記録の方法」「高齢者のフレイル(体がストレスに弱くなっている状態)」「バルンカテーテル(排尿用の膀胱留置管)の取扱い」等の所内研修を実施。また、専門性の向上を

目的として職員講師による利用者個別の介護技術研修（2回）、外部講師による事例検討研修（2回）、「認知症の理解」についての研修を実施。さらに、外部での発表に向けた所内プレ発表会等を実施

- イ **地域生活移行支援や就労支援等先進的な取組をしている施設への視察、派遣実習の実施**
 - ・地域生活移行支援や就労支援等先進的な取組をしている2施設を視察し、作業日課や社会生活技能習得プログラム、若年女性の支援等について今後の取り組みに活用。派遣実習は未実施
- ウ **新規採用職員（契約・非常勤）に対する職場内OJT及びエルダー制度の活用**
 - ・利用者1人1人の日常生活動作に応じた移乗介助・食事介助・排泄介助・服薬介助等を職場内OJTで指導
 - ・新規採用職員に対しエルダーによる助言指導実施
- エ **実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施**
 - ・社会福祉士相談援助実習1名、福祉職場インターンシップ学生2名を受入。実習後は、行事の案内や事業団採用試験の日程等を案内
- オ **業務内容や勤務時間等労働条件を柔軟にした職員募集の実施**
 - ・ハローワーク等で短時間労働の職員を募集したが応募なし

(3) 活気溢れる職場づくり

- ア **職員アンケートやストレスチェック集団解析の結果をふまえ、仕事の手順や分担、業務目標を明確にするとともに情報の共有（役職者会議や小グループミーティング）を徹底。加えて、管理職・役職者による目配りや職員間の連携強化**
 - ・マニュアル整備や業務スケジュールの設定、職員会議や課内ミーティングでの課題の共有等を通じて目的意識や業務に対する達成感を醸成。また管理職・役職者は職員の状況を把握し、業務への配慮や勤務調整等を行い職員間の連携・信頼関係を構築
- イ **職員倫理綱領の唱和（毎月職員会議時）**
 - ・職員会議で毎月実施
- ウ **施設（養護老人・救護）の相互応援や職員交流による情報共有・連携の強化**
 - ・養護老人ホームと救護施設とで業務を体験する職員交流を実施（養護課2名 救護課1名）。
 - ・ラン伴イベント（認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをめざし、タスキを繋いで日本縦断するプロジェクト）に養護課・救護課併せて16名の職員が参加
- エ **職員一人ひとりの担当業務の位置づけや担当範囲、達成すべき目標など、各職員の役割を明確にした上で作業やスケジュールの「見える化」を推進**
 - ・人事考課制度で達成すべき目標等を職員と考課者とで設定し、進捗状況を確認
 - ・各職員の担当業務について年間計画を作成の上、役割の明確化及びスケジュール

管理による「見える化」を推進

- オ 廊下等の掲示板を更新・増設の上、利用者作品や利用者・職員の笑顔溢れる写真等の掲示
・季節に応じた切り絵やイラストをはじめ、誕生会や外出行事等の記念写真を印刷して掲示。さらに更新したブログも印刷して掲示



季節に応じたレクリエーション作品の掲示

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

- ア 「サービス向上推進本部」と連携したマニュアル整備等の推進による安心安全で質の高いサービスの提供
・サービス向上推進本部と連携の上、緊急時対応マニュアル、与薬マニュアル等を更新し、事故・ヒヤリハット事例についても改善推進
- イ 居宅生活訓練事業による利用者の地域生活移行の推進（2名）
・今年度5名の利用者が居宅生活訓練事業を利用。内3名が訓練を終えて地域生活を開始
- ウ 地域で生活される方々に対して、一時的に精神状態が不安定になった場合や精神科病院退院に向けた体験利用、DV被害者等の保護のための一時入所事業実施
・トラブル等で住居を失った方や、矯正施設出所後の住居未設定、精神科病院退院予定者の体験入所等で延べ10人（174日）が利用
- エ 内職作業や施設内疑似就労（農園・園芸活動）の充実、就労移行支援事業所の体験利用（2名）の実施
・施設内疑似就労（掃除・紙すき作業等）については継続実施。新規の内職作業として野球ボールの修繕作業の導入を図ったが納品不足で未実施
・就労支援事業所へ2名の利用者が体験通所（3日間）
- オ 利用者ニーズに合わせた適時適温食の推進
・朝食・昼食について食事時間の幅を広げ、併せて料理の適時提供により利用者ニーズに合わせた適時適温食を推進
- カ 看護師充足による土日勤務、遅出業務による利用者健康管理のさらなる充実
・年度当初から看護師4名体制による遅出勤務及び土日勤務の準備をしてきたが、年度途中1名退職により中断

キ 地域生活移行希望利用者の退所先関係機関を含む支援会議を積極的に開催し、退所後の生活が円滑に行えるよう体制作りを行う。また、退所先訪問による相談支援の実施（毎月1回、半年間継続）

- ・保護実施機関や相談支援事業所、退所後利用予定の作業所等との合同支援会議を利用者6人に対し延べ16回実施し連携強化
- ・訪問はもとより後見人や相談支援事業所等と連携しながら退所利用者のアフターケアを実施（2名）

ク 救護施設に求められている「循環型セーフティネット機能」（地域や他施設への移行推進）の発揮に努め、個別支援計画への反映とそれに基づく支援の実施（10名）

- ・地域生活移行を目的とする居宅生活訓練事業の継続実施や、身体状況等に応じた他施設等への移行を推進
- ・個別支援計画で21名の方について地域移行を目標としたところ、13名の方がアパートやグループホームに移行
- ・個別支援計画で14名の方について他施設移行を目標としたところ、4名の方が障害者支援施設や療養型病院に移行

ケ 成年後見制度利用促進法に基づき、利用申立を推進（3名）

- ・利用申立の支援を11名に対して行い、うち5名は後見人（保佐人、補助人）の選定が終わり、成年後見制度を利用開始。残りの6名は、申立を済ませた段階の方や、申立に要する資料を作成段階の方などであり、支援を継続

コ 利用者支援の充実をめざした福祉サービス第三者評価の定期受診

- ・福祉サービス等第三者評価を受診し、評価機関から全ての項目について最上位である「a」と評価。アドバイスを受けた「施設内の臭い対策」や「車いす用トイレ設備」について改善検討

サ 感染症予防のため、居室消毒（年1回）、予防接種の積極的勧奨、冬季の手摺り・ドアノブ等の消毒

- ・6月に全利用者居室内の一斉消毒を実施。また、インフルエンザについては予防接種とともに、食堂内での食事前手洗い・消毒の励行、デイルームや静養室に空気清浄機を新規設置する等、施設内での発症を予防

シ 文書管理・書類整理の徹底（書類の整理整頓、利用者私物の管理環境整備）

- ・全利用者の預かり証に記載されている内容と現物を再確認の上、整理
- ・デイルームに鍵付きロッカーを設置し、利用者私物の管理環境を整備

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア 京田辺市の福祉避難所としての体制確保

- ・京田辺市が設置した防災無線の点検実施

イ 自治会等が実施する活動への参加とボランティア等の積極的な受け入れ

- ・地域一斉清掃（年2回）、地域防災訓練、区民及び桃園小学校運動会、京田辺市敬老会、京田辺市自衛消防隊訓練大会及び出初め式、地域地蔵盆等自治会行事等

へ積極的参加

- ・洛南寮環境整備（ボランティア計 31 名）、洛南寮夏まつり招待（地域住民 373 名、ボランティア 47 名）、利用者の日中活動やレクリエーション等へボランティアによる支援を積極的に受入れ
- ・民生児童委員、社会福祉協議会の見学等を積極的に受入れ（養護老人ホームと合同）

ウ 地域住民や児童に対する紙漉き体験会の実施（年3回）

- ・8月の3日間地域の小学生を対象に紙すき体験教室を開催し、延べ14名が参加
- ・京田辺市社会福祉協議会主催の京田辺市在住高齢者の交流事業「ふれあいサロン」（地域別3回実施）で、紙すき作業の講習会実施。



小学生の紙漉体験

エ 車イス介助や介護技術など地域住民を対象とした講習会の実施（年1回）

- ・京田辺市社会福祉協議会との共催で、地域住民対象に車いす介助方法や移乗方法を学んでいただく「車いす体験ふれあい講座」開催（7月7名、11月7名参加）

オ 地域清掃活動による地域貢献（月1回）

- ・地域貢献及び施設PRの一環として職員と利用者による地域の清掃活動実施（年10回）



車イス清掃

カ 地域の支援ネットワークの構築をめざした京田辺市自立支援協議会への参加

- ・京田辺市自立支援協議会精神部会の定例会へ職員出席（6回）

キ 地域のニーズに応えた研修会の開催等による専門的知識の普及

- ・9月に地域の自治会敬老会にて認知症ケアや介護予防体操の講習会を実施
- ・民生児童委員（6月京田辺市27名、9月城陽市14名）、城陽市社協（6月20名）を受け入れ、見学とともに施設の状況について説明（養護老人ホームと合同）

(3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

ア 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

- ・毎月の点検により破損箇所の早期発見と早期修繕を実施。今年度は大型台風による屋根や雨樋（あまどい）の破損被害も発生したが、その都度適切な修理を実施

イ 施設の老朽化対応やバリアフリー化等生活環境の向上を目的とした修繕、大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した更新の計画的実施

- ・自動ドアやエレベーター、水道管等施設の老朽化による修繕及び車椅子用トイレの扉改修などバリアフリー化を進める修繕を実施
- ・ベッドや車椅子等福祉用具の更新や、固定資産管理台帳と備品の現物実査を実施

4. 広報活動の強化

(1) ホームページやブログ、広報紙「洛楽」(年3回発行)による施設情報の発信

- ・ホームページのブログにて、施設の取組や行事等を年間42回と積極的に更新するとともに、広報紙「洛楽」を年3回発行



お花クラブ展示



余暇支援(美容・マニキュア)

(2) 「介護相談・施設見学会」の実施(年1回)

- ・11月介護相談・施設見学会を実施。他施設、地域包括支援センター、京田辺市社会福祉協議会等から7名の参加あり、概要説明・施設見学・昼食試食等を実施(養護老人ホームと合同)

(4) 東山母子生活支援施設

【概況】

DV 被害や虐待など身体的、精神的に様々な家庭事情を抱えて入所した母子に対して安全な生活環境を提供するとともに、学校や福祉事務所等関係機関と連携し、個々の世帯が抱える多様な課題の解決に努め、学習支援、各種行事への参加等児童の健全な成長発達と母子が自立し、地域社会で新たな生活ができるよう、母親の生活、養育、就労の支援に努めた。

人権擁護・虐待防止については、研修やOJT等により職員の資質向上に努めるとともに、毎月行うセルフチェックで職員からの声を分析して課題の抽出と対策を講じることで、風通しのよい施設づくりに努めた。また、利用者家族内での児童虐待案件についても、迅速に状況把握・記録・共有化を徹底し、適切に対応した。

そして、社会的養護を担う施設としての役割を果たすためにも、定員充足に向けて、近畿内の福祉事務所へ施設パンフレットを送付することや、京都府・京都市内の福祉事務所への訪問、京都市内の関係機関が集まる合同研修会での情報発信等で施設の認知度向上に努めた。結果として、入所世帯については、今年度6世帯の受入、7世帯の退所があり、年度末時点では、年度当初と比較して、1世帯減の15世帯となった。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

ア 「虐待防止委員会」(月1回)による検証と改善策の実行

- ・施設の虐待防止委員会を毎月開催し、参加のあった法人虐待防止委員会委員からの助言も得ながら、「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の集計結果の点検・検証を実施

イ 虐待防止研修への積極的参加

- ・法人本部主催の虐待防止研修、メンタルヘルス研修、ストレスチェック結果活用研修に契約職員を含めた職員が参加

ウ 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の実施(月1回)による課題抽出と改善サイクルの徹底

- ・「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」を毎月実施し、職員自身が自己点検。必要に応じて施設長が個別面談を行い、助言等実施(3名)

エ 朝会による職員間の情報共有の徹底

- ・毎朝朝会を行い、前夜の様子、当日の支援状況を確認し、情報共有を実施

オ 虐待防止学習会の実施による虐待防止マニュアルの確認

- ・心理担当職員を講師とした「虐待への施設内対応システム」等の所内研修を実施

(2) 危機管理体制の強化

ア リスクマネジメントに係るワーキングと連携し、東山母子生活支援施設における地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進（充実）

（地震対策）

・実働性のある地震対策マニュアルの策定と京都府家庭支援総合センターとの合同での避難訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施

- ・法人事務局と連携して、被災地での実際の対応も踏まえた実働性ある地震発生時対応マニュアルの整備を推進するとともに、防災研修やシミュレーション訓練を通じた緊急時の的確・迅速な対応を推進
- ・マニュアルをもとに、職員への周知と発生時の対応の確認等及び京都府家庭支援総合センターとの合同での防災訓練を実施（2回）

・備品転倒防止対策など地震発生時の危険防止措置の計画的実施

- ・法人事務局と連携して、備品等の転倒防止対策を実施

・災害時備蓄品の点検、補充、災害時必要物品（通信機器・簡易トイレ等）の検討・整備

- ・法人事務局と連携して、災害時に必要な備品・消耗品を点検・整理し順次整備・補充

（新型インフルエンザ等対策）

・新型インフルエンザ等の発生時に適切に対応できるよう、職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等

- ・法人事務局と連携して、職員研修の実施、インフルエンザ発生時対策マニュアルの整備、発生時必要備蓄品の配備を推進
- ・マニュアルをもとに、職員への周知と発生時の対応の確認等を実施

（その他安全・防犯対策）

・火災発生、不審者侵入等突発的事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED取扱含む）の実施

- ・法人事務局と連携して、火災や大雨等の自然災害も想定した防災研修に参加
- ・職員及び施設利用者を対象としたAED講習会の実施や、DV被害を受けた利用者への対応等について隣接の東山警察署との連携を確認・強化

イ 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応と、利用者による児童虐待の防止・早期発見をめざした、職員間の情報共有や複数職員での状況確認、記録の徹底

- ・「報告・連絡・相談」の徹底を心掛け、ヒヤリハット事例が発生した場合には、速やかに職員間での情報共有と記録を徹底し、詳細や改善策等については全職員出席の職員会議において周知。特に、利用者間のトラブルについては、複数での状況確認と、施設長への情報一元化を徹底

ウ 事故防止委員会の開催（月1回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行

- ・事故防止委員会を毎月開催。報告件数は、注意喚起や改善により減少

【事故・ヒヤリハットの状況】

事故 3件(母子間での間暴力 内2件は親から子への虐待)(平成29年度 0件)
ヒヤリハット 7件(転倒、児童間・親子トラブルほか) (平成29年度16件)

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員の充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

利用世帯状況

定員：20世帯（単位：世帯）

区分 年度	年度 当初	入所	退所	退所の理由				年度末
				DV・離 婚 問題解 決	生活能 力 向上	復縁結 婚	自主退 所	
平成28年度	17	3	6	6	0	0	0	14
平成29年度	14	8	6	2	4	0	0	16
平成30年度	16	6	7	6	1	0	0	15

入所は6世帯、母子への支援により入所時の課題が解決し7世帯が退所され、年度末は15世帯（退所世帯の平均在所期間：2年8月）

ア 市内福祉事務所や他府県措置機関への積極的な情報発信による認知度の向上

- ・東山母子生活支援施設のパンフレットの近畿圏内福祉事務所（171箇所）への送付及び京都市内福祉事務所（11箇所）への訪問による情報発信

イ 京都市立東山開晴館、京都府家庭支援総合センターとの定期的な連絡会議の実施及び配偶者からの暴力被害者の一時保護の受け入れ

- ・京都市立東山開晴館（小・中学校）との定期連絡会議（7回）、京都府家庭支援総合センターとの定期連絡会議（6回）を実施し、情報共有、情報交換を密にし、連携を強化。京都府家庭支援総合センターとの「配偶者からの暴力被害者等の一時保護事業」に係る受入れの依頼がなく、未実施

ウ 利用者の満足度向上をめざし、「母の会」等にて利用者からの声の集約と改善策の実施

- ・「母の会」の隔月開催及び利用者満足度アンケート調査を行い、利用者からの声を反映し、親子参加事業「かるがもクラブ」の実施内容の改善（ホテルランチバイキン

グ等)、貸出備品(三段ボックス等)の充実や、居室網戸整備を実施

エ 四半期ごとの執行計画作成と定期的な執行分析による予算管理の徹底

- ・四半期ごとの予算管理の徹底により予算内で執行

オ 職員への支出状況伝達による経営意識の醸成

- ・毎月の職員会議等で措置費収入状況、経費支出状況を職員へ伝達し、予算の効率的な執行及び経営意識を醸成

(2) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 職員講師による家族支援、就労支援や不登校児への支援等の所内研修実施

- ・大人の発達障害、依存症、アルコール依存症女性への支援等をテーマとした職員講師等による職場内研修の実施(6回)

イ 母の精神障害や児童の発達障害などに関する外部研修への計画的派遣と報告の徹底

- ・全国母子生活支援施設職員研修等27回の外部研修に延べ39名参加

ウ 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施及び就職活動学生の受入

- ・京都府立大学、佛教大学、京都女子大学及び同志社大学大学院(新規)からの実習生(4名)を受入れるとともに、実習後の施設行事等にボランティアとしての参加を呼びかけ

(3) 活気溢れる職場づくり

ア 挨拶の励行、5S運動(整理・整頓・清掃・清潔・整容)の実施

- ・登校、登園時等の挨拶の励行や、定期的な清掃や共有スペースの整理、消毒等を実施。整容の保持のため職員間で身だしなみを相互にチェック

イ ミーティング時に行う法人基本理念の唱和

- ・毎週のミーティング時に法人基本理念の唱和を実施

ウ 職員間のコミュニケーションの活性化をめざしたミーティング(週1回)の実施

- ・原則毎週水曜日毎に全職員による各種会議(職員会議、ケース会議、所内研修、支援ミーティング及び少年支援員ミーティング)を開催し、活発に意見交換実施

エ 「ボランティア感謝祭」の継続実施による明るい雰囲気づくりの実施

- ・利用者、ボランティア、職員参加のもと「ボランティア感謝祭」(11月)を開催し、模擬店やパフォーマンス披露など賑やかにイベントを演出(参加総数60名(うち利用者11世帯33名))

オ 共有スペースへの生け花や作品展示等明るい雰囲気づくり

- ・共有スペースに児童作品（アイロンビーズ、さいもんめ活動時の作品等）や、季節の生け花（紫陽花、七夕飾り、十五夜飾り、クリスマス飾り、門松、若松、桃の節句等）を飾ることで明るい空間を演出



ボランティア感謝祭でのパフォーマンスの様子



玄関飾り(十五夜飾り)

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 「サービス向上推進本部」と連携したマニュアル整備等の推進による安心安全で質の高いサービス提供

- ・「サービス向上推進本部」と連携し、東山母子生活支援施設マニュアル集を改訂（65項目）

イ 支援の充実をめざした自立支援計画の進行管理の徹底及び見直しの定期実施（年2回）

- ・利用者と職員、関係機関（措置機関、福祉事務所）と課題を共有し、自立支援計画進行表により進行管理。加えて、自立支援計画は定期的に見直し実施（年2回）

ウ 就労支援の充実

- ・マザーズジョブカフェやひとり親自立センターとの連携による就労準備支援
 - ・就職支援機関である「マザーズジョブカフェ」、「京都府ひとり親家庭自立支援センター」との連携により、就職準備セミナー受講（延べ47回）の上、3名が就職
- ・求職者支援制度の活用など母親に対する就労セミナー受講の推進
 - ・パソコン講座、アンガーマネジメント、訪問看護ステーション医療事務研修等就労セミナーを2名が受講するも就職にはつながらず。
- ・就職活動等への同行支援
 - ・就職活動として、京都ジョブパーク、ハローワーク、区役所等への訪問に職員が同行（延べ317件）し、結果として3名が就職
- ・社会保険制度、雇用保険制度や年金制度等勉強会の実施による就職へのフォロー
 - ・外部講師を招き、利用者対象の勉強会（社会保険・雇用保険・年金制度等）を開催（1回）
- ・就職活動時や緊急時における補完保育や働く母親のリフレッシュを目的とした一時保育の実施

- ・ 保育所への送迎支援、調停、残業、就労セミナー、関係機関での手続き等のための補完保育及びリフレッシュ保育を実施（延べ 645 件）

エ 児童支援の充実

- ・ 児童（小1～小6）に対する放課後支援としての学童保育（ドリームクラブ）の実施
 - ・ 土日祝日、年末年始、お盆を除き、学童保育を実施し、放課後等時の児童支援を実施（延べ 241 日、1,041 名参加）
- ・ ボランティアの協力による中高生対象の個別学習支援の実施
 - ・ 毎週水曜（18:30～19:45）にボランティアによる個別学習支援を実施（30 回）高校進学該当児 1 名は、希望私立高校に合格し、進学予定
- ・ 中高生を対象とした調理実習や戸外活動等の余暇支援の充実
 - ・ ピザ作り、ランチバイキング、ハリネズミとのふれあい、ボウリング、映画鑑賞などの余暇支援を実施（年 7 回）
- ・ 夏休み等長期休暇時におけるキャンプ等施設外活動の充実
 - ・ 当施設も所属する京都母子生活支援施設協議会での高学年キャンプ、低学年キャンプ、BBQ大会への参加や、施設内学童保育やボランティアグループとの戸外活動を実施
 （京都母子生活支援施設協議会行事 年 5 回、施設内学童保育行事年 4 回、ボランティアグループ「さいもんめ」開催行事 年 7 回・京都華頂大学ボランティアグループ「ゆいまーる」開催行事 年 4 回）



手の中にすっぽりと包まれるハリネズミ



京都母子生活支援施設協議会合同キャンプの様子

オ 母子支援の充実

- ・ 関係機関（福祉事務所、学校、保育園等）との連携（カンファレンスの実施等）の充実
 - ・ 円滑な転校、入所、施設利用のため、関係機関とカンファレンスを実施（9 回）うち、昨年に引き続き、京都市東山保健センターはぐくみ室母子担当部署（三条保育所同席）と懇談会を実施し、保育所利用が必要な利用者に対してそれぞれ適切な保育事業（訪問保育事業、一時保育事業、保育入所）に繋げるとともに、保育所利用の母子に関する情報を共有
- ・ 職員の勤務体制の工夫による夜間時の安全な見守りの継続
 - ・ 遅出勤務職員 2 人のうち 1 人が 12:15～21:00 の勤務を継続することで、夜間時の見守りを継続
- ・ 法人内所属等の発達障害等専門職員を招いてのケース検討会議の充実
 - ・ 法人事務局総合戦略参与（発達障害者支援センター元センター長）を招いてのケース検討会議を実施（6 回）
- ・ DV 被害者の母及び被虐待児に対する心理担当職員及び法人内所属の臨床心理士を招いての個別面接等心理ケアの実施（希望の母 1 人あたり月 2 回、希望の児童月 1 回）や小児科医による子育て

て相談の実施（年8回）

- ・母子の心の安定と母親の養育能力の向上のため、母への心理担当職員による心理ケア（21人、延べ270回）、被虐待児への心理ケア（8人、延べ94回）、小児科医による子育て相談（3回）を実施
- ・情報交換や心の安定を図ることをめざした、親子参加事業「かるがもクラブ」や乳幼児の母親対象の「ひよこクラブ」、その他多彩なメニュー（卓球指導・リンパ線マッサージ・季節行事等）による母子活動の実施
 - ・親子参加事業「かるがもクラブ」では、お花見、水無月づくり、親子スポーツ、ホテルのランチバイキング、お餅つき等（6回）、乳幼児の母親対象の「ひよこクラブ」では、キャラ弁、ゼリー、スイートポテト、アイシングクッキー、飾り巻き寿司作り等（6回）、親子卓球指導（14回）、リンパ線マッサージ（12回）を実施。京都市児童福祉施設児童育成事業推進協議会「卓球大会」では、当施設児童が昨年に引き続き優勝



「かるがもクラブ」水無月



「ひよこクラブ」キャラ弁



京都市児童福祉施設児童育成事業推進協議会

「文化の集い」での展示の様子

- ・保育所等への送迎や居室の片付け等の家事支援の実施
 - ・体調不良や通院等を理由に依頼のある保育所等への送迎支援や、自立支援の一環としての関係機関提出の書類作成、モーニングコール、居室整理・整頓、買物支援等家事支援を実施（送迎支援173件、家事支援729件）

カ 利用者支援の充実をめざした福祉サービス第三者評価の積極的受診

- ・福祉サービス第三者評価を受診し、評価機関からは、全ての項目について最上位の「a」として評価

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア 東山地区、清水地区で開催される地域行事への積極的参加

- ・「清水まつり」に母子31名参加、「東山区民ふれあいひろば」に母子18名参加

イ 「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」における「パープルリボンキャンペーン」への啓発活動への積極的参加

- ・京都駅前平成30年11月12日に開催の「パープルリボンキャンペーン」啓発活動に参加

- ウ 京都府家庭支援総合センターとの連携による配偶者からの暴力被害者の一時保護受入れ
 - ・ 京都府家庭支援総合センターからの依頼なし

エ 東山区子育て支援調整会議、要保護児童対策地域協議会への参加

- ・ 東山区子育て支援調整会議、要保護児童対策地域協議会へ参加し、東山区における要保護児童への支援ニーズを把握

(3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

ア 破損箇所及び危険箇所の点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

- ・ 安全確保のため、子どもたちが遊ぶ「清水公園」の清掃・環境整備（1回）や居室網戸整備等迅速に修繕対応実施

イ 大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底

- ・ 貸出用備品や行事等で使用するプロジェクター、ブルーレイレコーダー等備品を計画的に更新するとともに、固定資産管理台帳と備品の現物実査を実施

ウ 施設内設備の定期的な安全点検の実施（月1回）及び京都府家庭支援総合センター内管理システムに則ったエレベーター、自動ドア等の住環境の点検

- ・ 居室内のキッチン、浴室、ベランダ等の安全点検を毎月実施するとともに、消防用設備等に係る「自主検査票（日常）」（毎日実施）、避難・防火扉閉鎖障害等をチェックする「自主検査チェック表（日常）」（毎月実施）等の点検を行い、京都府家庭支援総合センターに提出

4. 広報活動の強化

(1) ホームページやブログによる施設情報の発信

- ・ 随時ホームページのブログを更新し、施設行事等を紹介（53回）

(2) 福祉事務所等関係機関合同研修会での情報発信

- ・ 京都府・京都市関係職員と京都母子生活支援施設職員を対象とした合同研修会を京都府、京都市、京都母子生活支援施設協議会が共催で開催し、施設情報を発信（2回）

(5) 視力障害者福祉センター

【概況】

視覚障害者に対する職業的自立支援の質を高めるため、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師（以下、あはき師という）の養成施設として、新課程（専門課程：あん摩マッサージ指圧科）、新カリキュラムをスタートさせた。

新課程においては、生理学、衛生学等の科目における合同授業を実施する等、効率的・効果的な運営に努めた。一方、新カリキュラムにおいては、あはき師は開業権を有する資格であり、患者等へのコミュニケーション能力を養うことが必要不可欠となるため、新たに「コミュニケーション」の授業の実施や職業倫理に関するカリキュラムを強化する等、教育訓練の充実を図った。

また、安心して勉学に取り組める環境づくりを推進するため、拡大読書器や視覚障害者用デジタル録音図書再生機等の貸出しを継続するとともに、利用者全員の国家試験合格を目指し、日頃の学習支援を行うことに加え、受験生に対し模擬試験（7月、10月、11月）や補習授業（1月、2月）を実施した結果、新卒者全員が国家試験に合格することができた。さらに卒業後の就労支援の充実を図るため、職場見学会や施術者マナー講習会、面接講習会等を開催した。一方で、利用者の生涯教育、卒業後の専門的知識や技術習得を目的とした卒業生を対象とする臨床実技研修会（8月）を開催した。

職員の資質向上と職員間の連携強化のため、授業内容改善会議（7月、12月）を開催し、また、体験見学会（7月、10月）を開催して、利用者増に取り組むなど、施設機能の強化や経営の安定化を図った。加えて法人全体で取り組む人権擁護、虐待防止研修に職員が参加し、利用者本位の施設づくりに努めた。

地域住民を対象としたあん摩奉仕や臨床実習の実施、健康講座を開催することにより、地域社会に開かれた施設をめざした。また、大規模災害時の連携強化のため、地域自治会主催の防災訓練への参加を継続した。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

ア 虐待防止研修の受講（全職員）及び所内意見交換会の実施

- ・法人虐待防止研修会2回（延べ11名参加）
- ・京都府企業内人権問題啓発セミナー（6月）、京都府障害者虐待防止・権利擁護研修（9月）、障害者虐待防止に係る事業所及び施設従事者向け研修（11月）サービス苦情解決事業相談研修会（2月）に参加（各研修会に1名ずつ計4名参加）
- ・各研修会参加後に所内意見交換会を開催（年6回 延べ84名参加）

イ 「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施（月1回）による課題抽出と改善サイクルの徹底

ウ 虐待防止委員会（月1回）による職員セルフチェックの分析及び虐待防止対策の検討

- ・対象職員 23 名に対し毎月 100%実施、また、実施後はチェック項目を点検するとともに課題を抽出、改善に向けた取組の検討や必要に応じ個別面談を行う等の対応実施し、改善サイクルを徹底

(2) 危機管理体制の強化

ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、視力センターにおける地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進（充実）

（地震対策）

- ・実働性のある地震対策マニュアルの策定とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
 - ・法人事務局と連携して、被災地での実際の対応も踏まえた実働性ある地震発生時対応マニュアルの整備を推進するとともに、防災研修やシミュレーション訓練を通じた緊急時の的確・迅速な対応を推進
 - ・マニュアルをもとに、職員への周知と発生時の対応の確認等を実施
- ・備品転倒防止対策など地震発生時の危険予防措置の計画的実施
 - ・法人事務局と連携して、備品等の転倒防止対策を実施
- ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器・発電装置・簡易トイレ等）の検討・整備
 - ・法人事務局と連携して、災害時に必要な備品・消耗品を点検・整理し順次整備・補充

（新型インフルエンザ対策）

- ・新型インフルエンザ等発生時に適切に対応できるよう、昨年度策定した施設の新型インフルエンザ等事業継続計画の実効性を高めるための職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等
 - ・法人事務局と連携して、職員研修の実施、インフルエンザ発生時対策マニュアルの整備、発生時必要備蓄品の配備を推進
 - ・マニュアルをもとに、職員への周知と発生時の対応の確認等を実施

（その他安全・防犯対策）

- ・火災発生、不審者侵入等突発的事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED 取扱含む）の実施
 - ・法人事務局と連携して、火災や大雨等の自然災害も想定した防災研修に参加
 - ・法人リスクマネジメントワーキンググループと連携し夜間災害発生時の職員参集体制を整備
 - ・施設内研修計画に基づき、総合消防・避難訓練を実施（昼間の部：年 2 回、夜間の部：年 2 回計 4 回開催、延べ 145 名参加）
 - ・下鴨学区地域の防災訓練に参加（11 月開催、職員 2 名参加）
 - ・下鴨警察署の協力のもと、不審者侵入を想定した防犯講習会を開催（3 月開催、11 名参加）し、連携を確認・強化
 - ・AED 取扱を含む普通救命講習会を開催（3 月開催、利用者・職員 13 名参加）

イ 事故防止委員会開催（月1回）による、事故・ヒヤリハット及び「気づきレポート」の分析と改善策の検討

- ・事故防止委員会を月1回開催し、事故ヒヤリハット報告に加えて、日常の細やかな気づきを拾う「気づきレポート」（年114件）を分析の上、改善策を検討し実行

【事故・ヒヤリハットの状況】

事故 2件（はり施術中の使用鍼の施術者への誤刺入事故2件）
 （平成29年度 0件）
 ヒヤリハット 10件（お風呂沸かし忘れ3件、体育授業中の手指挟込み、宿舎での頭部打撲等）
 （平成29年度 8件）

ウ 建物、設備、機器等の安全点検（年2回）

- ・建物、備品、機器のチェック表による安全点検を3箇月毎に実施（6月、9月、12月、3月）
- ・平成30年6月の大阪北部地震に伴い、施設外周のブロック塀について、安全性を調査した結果、南側・東側の道路に面しているブロック塀を、京都府において令和元年度に改修予定となり、関係する地域住民に対して「ブロック塀改修工事計画地域説明会」を開催（1月開催、5名参加）

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア 次年度新入所生の確保（16名）

- ・令和元年度については、専門課程（あん摩マッサージ指圧科）に4名、専門課程（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう科）に4名、旧専門課程に聴講生1名、計9名が新たに入所



入所式の様子

利用者の状況（平成31年4月1日現在）

	旧高等課程 （あん摩マッサージ指圧科） ※令和元年度末廃止予定	旧専門課程 （あん摩マッサージ指圧科・はり科・きゅう科） ※令和2年度新専門課程に移行	新専門課程		合計
			あん摩マッサージ指圧科	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう科	
令和元年度	6名(0)	4名(1)	8名 *新1年生 4名	7名 *新1年生 4名	25名(1)

平成 30 年度	15 名(3)	9 名(1)	4 名 *新 1 年生 4 名	5 名 *新 1 年生 5 名	33 名(4)
平成 29 年度	16 名(2) *新 1 年生 6 名	18 名(1) *新入所生 4 名			34 名(3)

() 内は聴講生数であり、内数

・ **体験見学会開催（年 2 回）**

計画どおり年 2 回、体験見学会を開催（7 月開催：参加者 7 名、10 月開催：参加者 9 名）

・ **利用者の掘り起こしのため、福祉事務所や病院及びハローワーク等関係機関への訪問**

京都市内(14 箇所)の福祉事務所と病院(3 箇所)、ハローワーク (3 箇所) へ訪問



夏の体験見学会の様子

イ 照明の LED 化や機器、設備等の省エネ化の推進

・ 宿舍女子ボイラー熱交換器の交換、冷温水発生装置の点火不良修繕等によるエネルギー効率の改善

ウ 四半期ごとの執行計画作成と定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

・ 年度当初に四半期ごとの執行計画を作成し、毎月の管理会議において執行状況分析による予算管理を徹底

(2) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 職員面接による育成ポイントの把握、目標の設定に基づく計画的、意識的な OJT の推進

・ 人事考課制度に従い面談による目標設定を行い、計画的に目標が達成できるよう日頃から人材育成についての OJT を実施

イ 法人キャリアパスによる研修の計画的実施

- ・ 法人キャリアパスによる階層別研修に計画的参加
- ・ 施設内キャリアパス研修として触察図の活用方法をテーマに施設内研修会を開催

(6 月開催、12 名参加)



施設内研修会の様子

ウ あはき師養成教員の教授力向上を目的とした「卒後鍼灸手技研修会」への計画的参加

・ 研究業績や臨床経験の豊富な講師による「卒後鍼灸手技研修会」に計画的参加（年 4 回）し、参加後は復命研修を実施（年 4 回延べ 48 名参加）

(3) 活気溢れる職場づくり

ア 職員アンケートや職員ストレスチェックの結果を踏まえ、職員間で感謝の気持ちを伝えあうコミュニケーション強化の取組みの推進

- ・ 職員の一体感、モチベーション向上のため、体験見学会、ハイキング、体育祭等行事開催の後、担当者に対し感謝の気持ちを込めて「お疲れ様でした。」「ありがとう。」の言葉を伝える取組を実施
- ・ 職員アンケート結果では「仕事にやりがいを感じている」の項目が、また、ストレスチェック調査集団分析結果では「ほめてもらえる職場」の項目が改善傾向

イ 職員会議提案事項への提案促進とその実現

- ・ 職員会議において4件提案があり、待合室施術スケジュール表の掲示や公欠用紙の見直し、模擬試験CD配布の見直しの3提案について実施

ウ 各種会議や朝の連絡会での職員間の情報共有及びコミュニケーションの促進

- ・ 朝の連絡会において 当日の予定や利用者の出欠状況等情報を共有

エ 京都府視覚障害者協会等関係機関や地域自治会及び卒業生同窓会（糺の森会）との交流により視野を広げ、職務に対する意識向上の推進

- ・ 医療、教育、福祉及び視覚障害者団体が連携し、見えにくい・見えない方へ、支援に関する情報提供を行う京都ロービジョンネットワークに継続加入、また、京都府視覚障害者協会、京都ライトハウスとの連携により、白杖安全デーの実行委員として協力参加
- ・ 卒業生同窓会の定期総会に参加（5月）、臨床実技研修会の開催を提案

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 新課程、新カリキュラムを円滑に実施するための取組

- ・ 生理学、衛生学等の科目における合同授業の実施及びその検証
 - ・ 新1年生に対し生理学131時間、衛生学110時間の合同授業を実施
学習活動の活性化が期待されるため、次年度においても継続実施するとともに「あん摩理論」の追加を決定
- ・ 2年次新カリキュラムに関しての施設内研修会の開催及び外部研修会への参加
 - ・ 2年次新カリキュラムにおいても、合同授業の実施について、1年生の生理学、衛生学、あん摩理論に加え、2年生の生理学、病理学、医療概論の実施を施設内研修会（7月、12月）で決定
 - ・ 新カリキュラムに対応するため、経穴国際標準部位の見直しに向けた外部研修会（3月）へ参加、参加後に復命研修を開催（12名参加）

イ あはき師の国家資格取得に向けた教育訓練の充実（目標合格率100%）

- ・ 夏休みフォローアップ講習の実施

- ・夏休みを利用した、受験学年対象のフォローアップ講習を開催（7月31日～8月9日、64時間開催、延べ61名参加）
- ・**受験生対象の補習授業や模擬試験の実施**
 - ・模擬試験（7月、10月、11月）、補習授業（1月9日～2月21日、延べ76時間）を実施
- ・**授業の質の向上を目的とした授業内容改善会議の実施（年2回）**
 - ・より良い授業の提供を目的とした教員相互による授業見学を実施（9月～11月）、また、授業内容改善会議を開催し（7月、12月）、実習評価の標準化を図るよう検討するとともに、授業見学した他職員からの意見を踏まえた、授業改善目標を共有

国家試験の合格率（新卒者）

（単位：人）

年度	あん摩マッサージ指圧師			はり師			きゅう師		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
平成30年度	9	9	100%	4	4	100%	4	4	100%
平成29年度	8	8	100%	6	4	66.7%	6	5	83.3%
平成28年度	9	6	66.7%	8	5	62.5%	8	5	62.5%

参考資料

	あん摩マッサージ指圧師	はり師	きゅう師
平成30年度全国合格率 （視覚障害者施設の新卒者）	89.5%	84.0%	84.6%

ウ 卒業生に対する専門的知識や技術の習得を目的とした研修会の開催

- ・「ロコモ予防のための膝痛等に対する診察・鍼治療等のポイント」をテーマに臨床実技研修会を開催（8月開催、卒業生18名参加）

エ 利用者の通院や買い物等の外出支援ボランティアの受入

- ・利用者アンケート結果に基づいた買い物や通院等の外出支援ボランティア、活字文章の読み書き支援ボランティア、草引き等の環境整備ボランティアに関する受入れ要綱等を策定し、受入れ環境を整備

オ あはき師免許取得後の社会的・経済的自立に向けた就労支援の充実

- ・**企業や治療院等への職場見学会の開催**
 - ・9月に「JR西日本あいウィル リラックス・ステーション京都」、「デイサービス暖団」訪問（11名参加）

- ・ハローワーク京都七条との連携による求職登録の実施
 - ・9月にハローワーク京都七条（京都障害者職業相談室）からの施設訪問による求職登録実施（新卒者5名と聴講生4名の合計9名登録）
- ・就労支援員による卒業予定者等への就職先斡旋
 - ・国家試験終了後、登録内容に基づいた就労支援員による就職先の斡旋実施（内部進学1名、自宅開業2名、開業準備2名を除く8名に対し、病院・クリニック、介護施設、治療院等へ就労斡旋、内5名就労）
- ・利用者向けの施術者マナー講習会、消防署員による普通救命講習会
 - ・利用者を対象として、3月に外部講師による施術者マナー講習会、面接マナー講習会を開催（延べ50名参加）するとともに、左京消防署員による、人工呼吸法、心肺蘇生法、AEDの使用法等についての普通救命講習会を開催（利用者・職員13名参加）

カ 利用者支援の充実をめざした福祉サービス第三者評価の積極的受診

- ・受診結果については、全62項目全てa評価
視覚障害者にとって利用しやすい交通の便の良さや地方自治体立として、全国唯一という特性に触れながら、教員による細やかな指導・支援体制や高い国家試験の合格率について評価、一方で、就労先の開拓や利用者の掘り起こし等の課題について指摘

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア 高齢者福祉施設及び地域住民へのあん摩奉仕の実施

- ・5月、9月に高齢者福祉施設（2箇所）を訪問、利用者68名に対し、あん摩施術を実施。また、11月には、地域住民72名に対し、あん摩奉仕を実施



高齢者福祉施設訪問の様子

イ 地域住民を対象としたあん摩・はり臨床実習の実施

- ・あん摩臨床実習（延べ1,090名施術）
はり臨床実習（延べ332名施術）

ウ 視覚障害者支援の啓発を目的とした京都ライトハウスや関西盲導犬協会等との連携による施設職員と地域住民との交流活動等の実施

- ・京都府立植物園で開催された「あすのKyoto・地域創生フェスタ」に「見えない・見えにくいとは？盲導犬とのふれあいなど」をテーマに関西盲導犬協会と共同参加（11月開催、主催者発表13,000名参加）

エ 地域とのつながりをひろげるよう施設開放等の取組み推進

- ・総合学習の授業として下鴨小学校4年生の手引き体験、施設見学の受入（12月受入 総勢64名）

(3) 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

ア 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

- ・簡易点検を毎月、チェック表による点検については3箇月毎（6月、9月、12月、3月）に建物、備品、機器の安全点検の実施
- ・宿舍女子ボイラー熱交換器の交換、冷温水発生装置の点火不良の他、消防設備の不良箇所等修繕実施

イ 大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底

- ・パソコンの使用年数を調査の上、計画的にパソコン（6台）や点字プリンタ1台を更新するとともに、固定資産管理台帳等と備品の現物実査を実施

4. 広報活動の強化

(1) ホームページ掲載内容の充実及びブログによる情報発信

- ・施設利用案内、募集要項、催し物の開催等については、わかりやすく、タイムリーにホームページへの掲載に努め、また、ブログによる施設PRとして、所外あん摩臨床実習、職場見学、健康講座等の情報を発信（21件）

(2) 福祉事務所、病院、ハローワーク等、関係機関への訪問による施設PR活動の推進

- ・京都市内の福祉事務所（14箇所）と病院（4箇所）、ハローワーク（2箇所）への訪問

(3) 京都府社会福祉協議会、京都府視覚障害者協会、京都ライトハウス、関西盲導犬協会等関係機関が企画する事業への積極的参加（福祉施設オープンデー、白杖安全デーなど）

- ・京都府社会福祉協議会主催の福祉施設オープンデーについては、「健康寿命をのばす！寝たきり予防の秘訣！ロコモ（運動器症候群）予防のためのはり、きゅう、マッサージ等」をテーマに市民講座（健康講座）を開催（11月、府・市民9名参加）
- ・京都府視覚障害者協会主催、視覚障害者の交通安全を考える府・市民のつどい「白杖安全デー集会」に実行委員として参加（京都ライトハウスにて12月開催、京都市長をはじめ京都府会議員や京都市会議員、関係機関者、視覚障害当事者やボランティアなど総勢134名参加）



健康講座の様子

(6) 桃山学園 (障害児入所施設)

【概況】

児童の健やかな成長と家庭復帰・社会的自立に向け、基本的な生活習慣や知識・技能の習得など、療育活動等を通してそれぞれの課題と個性に応じた支援を行った。その結果、2名が家庭へ戻り、1名は障害者支援施設（生活介護事業、施設入所支援事業）へ、もう1名は障害者総合支援法による共同生活援助（グループホーム）へとそれぞれ退園後の新しい生活を始めることとなった。

虐待防止・人権擁護の取り組みとして職員の意識向上、専門知識・技術の習得を目的とした施設内外研修、他施設への視察等を実施した。また、信頼回復と安心・安全な施設づくりに向けて、行事等で保護者との交流機会を設け、児童の様子等にご意見をいただくとともに、他施設職員や一般の見学希望者を積極的に受け入れて、外部の方から見た施設への印象や虐待防止の取組等への意見を伺うなど、外部に開かれた施設運営に努めた。

また、専門性の向上を目的として、強度行動障害支援従事者研修終了者、児童発達管理責任者研修終了者等による所内研修を継続的に実施し、全職員が障害特性に着目した支援方法について理解を深めるとともに、個別支援計画作成や日頃の支援上の課題にはチームで取り組んだ。

そして、自閉症等の児童が主体的に活動できるよう、個々に合わせたスケジュール提示や、行動手順及び目的に応じた場所などを絵カード等で分かりやすく示すとともに、外部アドバイザーからの助言をもとに小規模グループケアを行うための環境改善を行った。その結果、各々の児童が見通しを持つことができるようになり、それぞれが楽しめる余暇活動の提供等ができるようになった。

さらに、地域への広報誌の配布や地域住民の施設行事への招待など様々な機会を捉えて地域への情報発信に努めるとともに、地域の行事や桃山東小学校地域の各種委員会へも積極的に参加し、地域の広報誌作成等広報活動の一端を担うなど、地域と連携しながら開かれた施設づくりと地域と一体となって児童を育てる環境づくりに努めた。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

ア 虐待防止委員会(年3回)による取組結果の検証や改善策の実施

- ・桃山学園虐待防止委員会を外部委員参加のもと年3回実施（7/28・12/13・2/26）し、取組みの報告や検証等を行い、日々の支援業務に活用。外部委員からは、セルフチェックの取組等を毎月実施するとともに目標を設定し全職員で取り組んでいることへ高い評価を得る一方、虐待事案発生時から取組みを継続する中での職員の精神的な負担感への懸念の声あり

イ 朝ミーティングにおける職員間の情報共有の徹底とチームアプローチによる個別支援計画作成など組織対応力の向上

- ・土日や長期休暇中を除く毎日、朝ミーティングでの職員間の情報共有を徹底するとと

もに、個別支援計画の作成、実行、見直しや検討は全てチームで行うことで、組織対応力の向上を推進

ウ 人権擁護・虐待防止をテーマとした所内研修の実施(年3回)及び外部研修への積極的参加

- ・全職員の意識向上につなげるため、人権擁護・虐待防止・施設内暴力をテーマとした所内研修を実施するとともに、外部研修へも積極的に参加。受講後は、全職員に内容を周知するために、複数回同様の研修報告会を実施 ※148 ページ参照

エ 「虐待防止に係るセルフチェックリスト」実施(月1回)による課題抽出と改善サイクルの徹底

- ・チェックリストの自由記述欄に、「コミュニケーション不足や支援方法の違い」等の記述が多いことを踏まえ、該当職員と随時面談を行うとともに、課内会議や朝のミーティングで意見のすりあわせを実施。また、毎月のチェック傾向から翌月の目標を立て目標達成に向け取り組んだ結果、マイナス評価の項目は、年度初めと比較して減少

オ アンガー・マネジメントキッズインストラクター養成講座終了職員による専門的研修の実施

- ・アンガー・マネジメントキッズインストラクター養成講座修了職員が職員会議等で他職員に助言

カ 利用児や家族等からの声や外部からの視点を反映させ、開かれた施設運営をめざす取組の実施

- ・利用児童対象の『子ども会』(年6回以上)や保護者との懇談(情報交換)の実施
 - ・「子ども会」については、児童の要望に沿って年28回実施することで前年度(平成29年度9回)と比較して声を聴く機会は大幅に増え、「自由に外出をして買い物が見たい」「誕生日に個別に祝ってあげたい」等々の児童からの声に対応。
 - ・保護者との懇談については、個別に来園された際や行事前後に機会を設け、生活空間のレイアウト等に関する意見を伺うなど、児童がより生活しやすい空間づくりに保護者からの声を反映
- ・保護者との情報共有を目的とした機関紙(「学園だより」、「ふれあい」)の配布
 - ・機関紙等を定期的に配布(6月、11月、2月)
- ・実習生や外部見学者などの積極的な受入及び意見聴取
 - ・大学等からの実習やインターンシップ、その他、伏見区の児童関係機関・事業所等職員(35人)や、「自閉症関係研究会」のメンバー(11人)、福祉系大学生、京都府児童相談所職員等外部からの見学を積極的に受け入れ、外部の方から見た施設の印象等及び虐待防止への取組等意見聴取

(2) 危機管理体制の強化

ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、桃山学園における地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組推進(充実)

(地震対策)

・実働性のある地震対策マニュアルの策定とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災にかかる職員研修の実施

- ・法人事務局と連携して、被災地での実際の対応も踏まえた実働性ある地震発生時対応マニュアルの整備を推進するとともに、防災研修やシミュレーション訓練を通じた緊急時の的確・迅速な対応を推進
- ・マニュアルをもとに、職員へ周知するとともに、それに基づく訓練及び職員研修を実施

・備品転倒防止対策など地震発生時の危険予防措置の計画的実施

- ・法人事務局と連携して、備品等の転倒防止対策を実施
- ・落下の可能性のあるものについて点検・撤去し、安全を確保

・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器・発電装置・簡易トイレなど）の検討・整備等

- ・法人事務局と連携して、災害時に必要な備品・消耗品を点検・整理し順次整備・補充

(新型インフルエンザ等対策)

・新型インフルエンザ等の発生時に適切に対応できるよう、昨年度策定した新型インフルエンザ等事業継続計画の実効性を高めるための職員研修の実施や必要備品の点検、整備等

- ・法人事務局と連携して、職員研修の実施、インフルエンザ発生時対策マニュアルの整備、発生時必要備蓄品の配備を推進
- ・マニュアルをもとに、職員研修により周知と発生時の対応の確認等を実施

(その他安全・防犯対策)

・火災発生、不審者侵入等突発的事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED取り扱い含む）実施

- ・法人事務局と連携して、火災や大雨等の自然災害も想定した防災研修に参加
- ・伏見消防署醍醐分署職員を講師とした心肺蘇生（AED取り扱い含む）研修及び伏見警察署署員を講師とした不審者対応研修を実施

イ 利用者支援に係るマニュアル整備による施設生活などでの事故防止や利用者異変事における的確な対応と事故などに係る事故防止委員会での検証・改善の推進

・各種支援マニュアルの作成・見直しと職員の理解・活用の推進

- ・各種支援マニュアルの作成・見直しを実施し、その後の運用の中で課題抽出、再度の見直しを重ね、より精度の高いものへと変更

・事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応

- ・事故・ヒヤリハットや相談・苦情等について、速やかに、上司等に漏れなく報告することを徹底し、全体で共有。支援を統一すべき事項は、毎日のミーティングや毎月の課内会議にて指示・共有。加えて、支援記録システムへの迅速な入力を行い、

詳細等職場内全てで把握可能とするよう徹底。

・事故防止委員会の開催（月1回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行

・ヒヤリハットにあがった与薬ミスについては、与薬回数に比較して発生頻度は高く、対応策として、外泊時の保護者との引継ぎ方法の変更、排便チェック表の記載方法の変更、マニュアルの見直し等を実施。

・事故については、利用者間トラブルによる裂傷があり、対象児童への指導を実施

【事故・ヒヤリハットの状況】

事故 1件（裂傷）（平成29年度 3件）
ヒヤリハット 59件（誤与薬、利用者間トラブル等）（平成29年度 76件）

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア 地域相談支援事業所など、関係機関への情報発信及び連携強化による定員の充足

・措置機関や相談支援事業所等の担当者とのカンファレンスを通じ、情報交換を意識的にを行い、施設状況や取組を情報発信

・年間17ケースの新規入所相談があったうち、緊急の措置ケース2名、乳児院からの措置変更ケース1名の合計3名は入所となるが、他のケースについては、他施設との併願や、施設見学後、個室対応が出来ない状況を踏まえ、希望を取り下げられた等の理由で入所には至らず

入退所児童数

定員：30名（単位：人）

分年度	区	年度当初	入所	退所	退所理由				年度末
					就職	家庭復帰	成人施設	その他	
平成28年度		20 (8)	2 (2)	4 (1)	0 (0)	4 (1)	0 (0)	0(0)	18(9)
平成29年度		18 (9)	6 (4)	4 (2)	0 (0)	1 (1)	3 (1)	0 (0)	20(10)
平成30年度		20 (10)	3 (0)	3 (1)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	20(9)

※（ ）内は、うち契約による施設利用者数

イ 四半期ごとの執行計画作成と定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

・月1回予算執行状況を確認の上、効率的に予算を執行

(2) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 強度行動障害支援者従事者研修終了者、児童発達管理責任者養成研修終了者による所内研修または学習会の実施（各々年4回）

・各々所内研修を年4回実施し、児童の障害特性に着目したプロフィールシートの作成、エビデンス（根拠）に基づいた支援方法を学び、実際の支援に活用

イ 全国知的障害者施設職員研修等への積極的参加

・全国知的障害者施設職員研修参加（2名）、近畿地区知的障害者関係職員研修（1名）
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園主催の強度行動障害支援者養

成研修-指導者研修(1名)、“人間と性”教育研究協議会全国大会参加(2名)

ウ 自閉症等を有する児童に対する支援の充実と業務改善を目的とした他法人施設への宿泊体験実習の実施(充実)

・体験実習予定法人施設との日程が折り合わず、未実施。来年度再度日程調整

エ 契約職員(派遣含む)若年層職員に対するフォローアップ研修の実施(年4回)

・契約職員(派遣職員含む)、若年層職員に特化した研修は実施できなかったが、適宜、業務の振り返り等を行いフォローアップ。また、きょうと福祉人材育成認証制度支援研修として開催されているキャリアパス研修へ積極的に派遣

オ インターンシップや施設見学、実習生等積極的な受入や実施後フォロー

・京都府福祉人材サポートセンターが実施するインターンシップ事業の学生(2名)、教員免許取得に必要な社会福祉施設等における介護等体験学生(21名)、社会福祉士及び保育士資格取得のための実習生(16名)を積極的に受入。実習前後には各大学等と打ち合わせ、受入に関するサポートを強化。その際には、法人のパンフレットや採用案内を実習生に配布し、人材確保についても併せてPR

(3) 活気溢れる職場づくり

ア 引き継ぎ時に行う「今日の目標」の共有と実行

・各自の意識の高まりとチーム全体の方向性の一致を図れるよう、引継ぎ時にチーム内での「今日の目標」を提示した結果、職員ひとりひとりが意識し、行動に移す等の変化が見られた。加えて、職員室に各自の年度上半期の目標を掲示し、職員全体で共有。10月には各自が達成状況を振り返り、下半期の目標を新たに立てて掲示。目標の共有と実行を実践

イ 5S運動(整理・整頓・清掃・清潔・整容)の継続実施

・職員室等の清掃や整理整頓を定期的に行うなど5S運動を継続するとともに、職場内環境を点検の上、生活フロア、廊下、食堂等の壁面に季節感ある装飾を行うことや児童の行動空間を増やすよう、施錠箇所を極力減らすなど改善に努め、その結果、児童の自由度も増え、外部の来園者からも好評価

ウ 業務上の良い取組を伝え合う「グッジョブカード」の継続実施及び各職員へのフィードバック

・職員相互のコミュニケーションツールの一つとして、「グッジョブカード」の取組みを継続実施し、職員同士で他の職員へ良いと感じたことや感謝の気持ち等交換

エ 法人基本理念の唱和(毎朝)

・朝の引き継ぎ時に、法人理念を唱和。職員全員が基本理念を暗唱できるまでになり、基本理念が浸透

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 「サービス向上推進本部」と連携したマニュアル整備等の推進による安心安全でより質の高いサービス提供

- ・「サービス向上推進本部」と連携し、マニュアルの整備等を行い、支援現場で実際に運用しながら、適宜見直しも継続実施

イ 児童の障害状況を客観的に評価し、支援につながるための外部アドバイザーの導入

- ・新たに外部アドバイザーを要請し、自閉症発達障害に関する所内研修やケース検討会議にて専門的見地からの助言指導を受けるなど支援の専門性向上を推進

ウ 小規模グループケアの継続実施及び改善策の提示、試行

- ・小規模グループごとの生活に変更することで、個々の児童の判断力等に応じた活動を行えるようになり、活動メニューの幅が広がるとともに、行動エリア抑制につながっていた施設箇所を、前年度から更に減少。
- ・女兒生活エリアにおいては、全ての食事場面を従来の食堂から生活エリアへ移し、家庭的な雰囲気のある食事環境へとさらに改善することができ、児童からも好評価。また、主に行動障害を有する児童対応エリアにおいても一部ではあるが、生活エリアでの食事提供を開始



各生活エリアのシンボルマーク

エ 個別支援計画の策定及び見直しを行うグループミーティングの実施(月1回)

- ・個別支援計画の策定は職員4～5名のグループで行い、最低6ヶ月に1回以上はグループミーティングで見直し

オ 児童の心の安定と余暇の充実をめざした活動（創作、音楽、園芸、外出、スポーツ教室、絵本の読み聞かせ等）の継続実施

- ・児童の心の安定と余暇の充実をめざした活動としては、創作活動や外出など年間308件（H29年度195件）実施し、前年度よりも活動回数は大幅増

カ 職員室レイアウト変更による児童の見守り機能強化や職員間コミュニケーションの充実

- ・職員室内の仕切り壁の撤去やレイアウトを変更し、より児童の見守りを行いやすくするとともに、職員間のコミュニケーションもとりやすいよう改善

キ 利用者支援の充実をめざした福祉サービス第三者評価の定期受診

- ・福祉サービス第三者評価を受診し、評価機関から概ね全項目に最上位である「a」として評価

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア 桃山中学校校区にある介護・福祉・医療の40事業所と住民有志の組織でもある『ももネット』への参画による地域福祉関係者団体との交流を図り、地域児童に対する支援ニーズの探求及び必要な事業を実施

- ・「ももネット」と「クリスマスイベント」を共催し、地域の福祉関係団体とともに模擬店を運営

イ 小中学校校区および伏見地区の行事等の取組への積極的参加による地域とのネットワークの強化

- ・桃山東少年補導委員会、清掃活動、餅つき会等や桃山東体育振興会の区民運動会等へ参加することで、地域とのネットワークを強化

ウ 京都市南部障害者地域自立支援協議会での意見交換による連携強化

- ・京都市南部障害者地域自立支援協議会（総会及び児童部会、災害部会等の関係部会）へ参加の上、伏見地区の障害福祉関係の事業所と意見交換することにより連携を強化

(3) 施設の保守管理と計画的修繕の実施

ア 明るく安全で清潔、かつ児童が親しみやすい環境への工夫と整備の実施

（小規模グループケアの一環として、食の充実を図るためのキッチン等の整備）

- ・主に行動障害を有する児童対応エリアで、本格的に食事を提供できるよう、外部アドバイザーからも意見を伺いつつレイアウトや設備を設計（来年度早々、ミニキッチン設備を整備）
- ・オゾン水、オゾン燻蒸機を利用し、臭気対策を継続実施し、居住スペース内の不快な臭いを解消。環境整備については小規模単位の生活に合わせて備品等を購入するなど、児童が住みやすい空間作りに向け努力

イ 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

- ・破損、危険箇所等については毎月点検し速やかに修繕を実施。加えて、アメニティの向上の視点からの改修も随時実施。すぐに、修繕できない場合も、写真や装飾物を貼る等で児童が不快な思いをしないよう配慮

ウ 大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底

- ・パソコン等備品を更新するとともに、固定資産管理台帳と備品の現物実査を実施

4. 広報活動の強化

(1) ホームページやブログの活用による外部へのPR強化

- ・ホームページのブログにて行事や児童の様子を発信（年7回更新）

(2) 保護者、地域、関係機関等への広報紙の配布(年3回)や、地域行事への参加や施設行事へ招待

- ・「学園だより」を発行（年3回）し、保護者、地域の各種団体、措置機関、各学校・京都市内の障害児入所施設等へ配布（希望される保護者には、法人発行の機関紙「ふれあい」も配布）
- ・地域行事(祭礼、区民運動会等)への積極的参加、地域住民を施設行事(桃山学園祭)へ招待。

(児童養護施設)

【概況】

社会的養護を必要とする児童を健やかに育み、信頼できる大人との関係構築により、豊かな人間性や社会性を養うとともに、京都中小企業家同友会等の協力を得て、社会自立のための知識や技術、さまざまな社会経験が習得できるよう、就労体験実習等の取組を継続的に行った。また、家族再統合に向けた家族との面談や、養育相談等、退所後も支援が途切れないよう、児童相談所等と連携を図り、家族等への支援を行った。

入所児童の状況に応じた支援を行えるよう、職員の専門性向上をめざし、他施設への視察研修や外部研修への積極的な参加、所内研修を実施するとともに、セルフチェックの活用や、虐待防止のための取組を継続して実施することで、全職員の人権意識の向上、支援力の向上につなげるよう努めた。

施設内暴力への対応としては、引き続き、定期的に桃山学園安全委員会（外部機関（学校や児童相談所）と施設職員で構成し、暴力行動のある児童について状況を共有することや対応策を協議し、暴力に代わる行動の学習等を一貫して支援する組織）を開催し、委員との連携を図りながら児童と向きあい、児童にとって安心安全な施設となるよう、職員が一丸となって取り組んだ。

さらに、桃山東地域の地域福祉を支える団体等と連携を図り、行事等への参加や広報活動への参画等協力体制を継続することにより、地域に根付いた施設として認知されるようになってきた中で、地域とともに児童の健全な成長を支援する地域に開かれた施設として、施設行事等の取組を進めることができた。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止策の徹底

ア 虐待防止委員会（年3回）による取組結果の検証や改善策の実施

- ・桃山学園虐待防止委員会を外部委員参加のもと年3回実施（7/28・12/13・2/26）し、取組みの報告や検証等を行う中で、「虐待防止に係る職員セルフチェック」の項目のうち、職員が対応に苦慮していること等を具体的に報告し、委員からの助言等を支援に活用

イ 朝昼ミーティング（1日2回）とその記録による職員間の情報共有の徹底

- ・朝昼に勤務職員でのミーティング（1日2回）を行い、記録からは読み取れない情報も共有し、職員間の連携を強化

ウ 人権擁護・虐待防止をテーマとした所内研修の実施（年3回）及び外部研修への積極的参加

- ・全職員の意識向上につなげるため、人権擁護をテーマとした所内研修を実施するとともに（※148 ページ参照）、外部研修へも積極的に参加し、受講後は、研修報告会を実施（月1回）

（外部研修の内容）

7/27 京都府RIFCR研修

- 8/31 虐待防止研修
- 10/31 全国児童福祉安全委員会連絡協議会
- 12/5 虐待防止研修「子どもの権利擁護と権利侵害事案の撲滅に向けて」

エ 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」実施（月1回）による課題抽出と改善サイクルの徹底

- ・「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」を全職員対象として行い（月1回）、その結果を検証し、抽出された課題について課内会議（月1回）時に、全職員で意見交換し改善策を実行

オ 利用者、見学者等からの声や外部からの視点を反映させ、開かれた施設運営を目指す取組みの実施

- ・入所児童への個別聞き取り面談の定期実施（月1回）
 - ・全入所児童に個別の聞き取り面談を月1回実施し、その内容について検証を行い、課題等については適宜対応
- ・ショートステイ利用保護者へのアンケートの実施
 - ・今年度はショートステイの利用がなく、アンケートは未実施
- ・実習生や外部見学者の積極的な受入と意見等を聴取
 - ・外部の視点を常に意識し、開かれた施設運営となるよう、外部見学者や実習生を積極的に受入、意見等を聴取

(2) 危機管理体制の強化

ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連携し、桃山学園における地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進（充実）

(地震対策)

- ・実働性のある地震対策マニュアルの策定とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施
 - ・法人事務局と連携して、被災地での実際の対応も踏まえた実働性ある地震発生時対応マニュアルの整備を推進するとともに、防災研修やシミュレーション訓練を通じた緊急時の的確・迅速な対応を推進
 - ・マニュアルをもとに、職員へ周知するとともに、それに基づく訓練及び職員研修を実施
- ・備品転倒防止対策など地震発生時の危険予防措置の計画的実施
 - ・法人事務局と連携して、備品等の転倒防止対策を実施
 - ・落下の可能性があるものについて点検・撤去し、安全を確保
- ・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器・発電装置・簡易トイレ等の検討・整備）
 - ・法人事務局と連携して、災害時に必要な備品・消耗品を点検・整理し順次整備・

補充

(新型インフルエンザ等対策)

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に適切に対応できるよう、昨年度策定した新型インフルエンザ等事業継続計画の実効性を高めるための職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等
 - ・ 法人事務局と連携して、職員研修の実施、インフルエンザ発生時対策マニュアルの整備、発生時必要備蓄品の配備を推進
 - ・ マニュアルをもとに、職員研修により周知と発生時の対応の確認等を実施

(その他安全・防犯対策)

- ・ 火災発生、不審者侵入等突発的の事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED 取扱含む）の実施
 - ・ 法人事務局と連携して、火災や大雨等の自然災害も想定した防災研修に参加
 - ・ 伏見消防署醍醐分署職員を講師とした心肺蘇生（AED 取り扱い含む）研修及び伏見警察署署員を講師とした不審者対応研修を実施

イ 利用者支援に係るマニュアル整備による施設生活等での事故防止や利用者異変時における的確な対応と事故等に係る事故防止委員会での検証・改善の推進

- ・ 各種支援マニュアルの作成・見直しと職員の理解・活用の推進
 - ・ 各種支援マニュアルの作成・見直しを行い、それを運用することを通じて、課題を洗い出し、より精度の高いものへと変更。
- ・ 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」徹底による迅速な対応
 - ・ 事故・ヒヤリハットや相談・苦情等について、速やかに漏れなく報告することを徹底し、全体で共有。支援を統一すべき事項は、毎日のミーティングや毎月の課内会議にて指示・共有。加えて、支援記録システムへの迅速な入力を行い、詳細等職場内全てで把握可能とするよう徹底
- ・ 事故防止・虐待防止委員会の開催（月 1 回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行
 - ・ 事故については、自転車で外出した高校生が車と接触するも、外傷等はなく、物損の被害あり。後日、自転車の乗り方等の指導実施
 - ・ ヒヤリハットについては、年少児童の入所増に伴って、転倒等の事案が入所早々に多く起きており、危険な箇所の修繕や、対応について、改善を実施

【事故・ヒヤリハットの状況】

事故	1 件（交通事故）	（平成 29 年度 0 件）
ヒヤリハット	22 件（幼児の転倒、年長児の所在不明等）	（平成 29 年度 9 件）

2. 自立運営をめざした体制強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア 関係機関との連携強化や環境整備等による積極的な受入れ

- ・施設長等による訪問や、受入れ担当者間での在籍児童数や施設情報の積極的な発信
- ・入所希望児童の年齢や性別等に応じて、柔軟な受け入れが可能となるように、適宜設備整備の実施
 - ・措置機関へ施設情報を積極的に発信。入所希望児童の年齢や性別等に配慮し、居室の編成を変更する等の工夫をし、柔軟な受入を実施
 - また、京都府社会的養護自立支援事業を利用し、20歳を迎えた児童に対して、専門学校卒業まで、生活面での支援を継続的に実施

児童の入退所の状況

定員：30人（単位：人）

区分 年度	年度 当初	入所	退所	退所の理由				年度末
				就職	家庭 復帰	進学	その他	
平成28年度	20	12	6	2	3	0	1	26
平成29年度	26	4	7	2	3	0	2	23
平成30年度	22	10	1	0	1	0	0	30

イ 四半期ごとの執行計画作成と定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

- ・月1回予算執行状況を確認の上、効率的に予算を執行

(2) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 「安全委員会方式」の導入施設や、小規模施設で家庭的養育を行う施設など先進的な取組みを行っている他法人施設への視察及び派遣研修等の実施

- ・「安全委員会方式」を導入する児童養護施設や保育所への視察研修（年間3回 3名派遣）

10月4日～8日 視察先：児童養護施設「子山ホーム」（千葉県）

12月10日～11日 視察先：宇治市内の保育所

12月20日～22日 視察先：宇治市内の保育所

イ 社会的養護を必要とする児童への支援等に関する研修への参加と、参加研修報告勉強会を定期的（月1回）に実施

- ・社会的養護を必要とする児童への支援等、さまざまな課題への対応、養育方法等についての研修に積極的に参加し、その報告会を月1回実施

ウ 若年層職員に対するフォローアップ研修や専門職による所内研修等OJTの強化

- ・法人の新任層フォローアップ研修や、京都児童養護施設乳児院研究会主催の研修等へ積極的に派遣するとともに、内部の専門職やスーパーバイザーが適宜助言し、OJTを推進

エ インターンシップや施設見学、実習生等を積極的に受け入れるとともに、職員が学校等での講師を行うなどの幅広い活動を進め、人材確保及び人材育成を推進

- ・京都府福祉人材サポートセンターが実施するインターンシップ事業の学生、福祉職養成校等からの見学実習等の受入（20名）、保育士実習（17名）、栄養士実習（1名）、公認心理師実習（1名）、教員免許取得に必要な社会福祉施設等における介護体験（12人）を積極的に受入。また、福祉職養成校へ、職員を講師派遣。養成校や関係機関との連携を図り、人材確保と人材育成に取り組む。

(3) 活気溢れる職場づくり

ア 5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の継続

- ・職員室等の整理整頓を定期的に行い、働きやすい職場となるよう、5S運動の取り組みを継続実施。

イ 法人基本理念の唱和（毎朝）

- ・毎朝の引き継ぎ時に法人基本理念を唱和

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 「サービス向上推進本部」と連携したマニュアル整備等の推進による安心安全でより質の高いサービス提供

- ・安心安全でより質の高いサービスの提供をめざし、危機管理マニュアルや、健康管理マニュアル、日常生活サービス支援マニュアル等の更新と全職員への周知徹底

イ 暴力行為の軽減をめざす「安全委員会方式」により、個別面談（月1回）や、任命した外部委員（学校・児童相談所等）のモニタリングの定期的な実施、児童に対する暴力についての考え方（「暴力はダメ、叩くな、口で言う」）の徹底

- ・「桃山学園安全委員会」を定期的実施し、一層の暴力防止意識醸成をめざし、外部委員（学校、児童相談所等）によるモニタリングや助言等を受けて職員の児童への対応方法等を支援するとともに、全児童との個別面談（月1回）を継続実施。また、「暴力はダメ。叩かない、口で言おう！」を児童・職員で掲げ、面談の中で聞き取った意見に適切対応。特に、児童間のトラブル発生時には、迅速に個別に聞き取りし、丁寧に対応するよう徹底



桃山学園安全委員会
【立ち上げ一周年記念集会】

ウ 臨床心理士・家庭支援専門相談員を含めたチームアプローチによる個別自立支援計画の策定と見直し（年2回）

- ・ケア担当・臨床心理士・家庭支援専門相談員が作成した全児童の個別自立支援計画（年2回見直し）を、課内会議にて全職員に周知。また、必要時には、適宜変更を行う等、支援の方向性について、随時見直しを行いながらより良い支援を実施

エ 児童との定期的な話し合い（月1回）での意見を反映させた生活ルールなど遵守の徹底

- ・児童との話し合い（月1回）では、児童から献立や設備の改善要望など活発な意見が出ており、それらの意見が反映された生活ルール等の更新を適宜行い、遵守の徹底

オ 手作り食事会（月1回）等を通じた、健全な食生活のための食事支援の充実

- ・手作り食事会を月1回実施。児童の希望メニューを取り入れながら、食材の買い物から調理まで、児童が主体的に携わり、年齢相応の食育を推進

カ 性教育について、外部研修への参加や所内研修等の実施

- ・児童との個別面談の中で、性に関する聞き取りや指導を行うことに備え、外部研修

へは派遣できなかったものの、課内会議時に性教育についての所内研修を実施

キ 学力向上のための個別学習支援の充実と学習ボランティアや学習塾の活用

- ・年齢や学力に応じた個別学習を計画し、学習ボランティアや毎日の支援補助員と連携して学習を支援。また、進路実現のために通塾を活用

ク 未就学児養育に向けての児童心理や身体発達の基礎等学習会の実施

- ・支援員を中心に、年少児童に対する基本的な養育支援についての学習会を実施。合わせて、保育所への派遣研修を行い、研修報告会を実施

ケ 社会自立に向けた取組み

- ・職業体験及び自立意欲向上を目指した協力団体との定期交流や面談（月1回）就労体験（年2回）等の実施

- ・児童にとっては、適職探索や良好な人間関係の構築、社会体験の機会を得ることができる就労体験（年2回）や定期交流面談は今年度で7年目を迎え、今年度も京都中小企業家同友会の協力を得て実施（実習報告会年2回/7年）

- ・退園後の安定した社会生活に向けた研修会への児童の参加促進

- ・社会自立時に必要となる社会のマナー等について、コミュニケーションのスキルアップを目指した研修会（京都府事業：講師派遣…(株)ICL）へ参加（2月22日5名/2月27日5名）

- ・退園を控えた児童への支援の充実を図るため、京都市の自立支援コーディネーター研修へ職員を派遣

コ 利用者支援の充実をめざした福祉サービス第三者評価の積極的受診

- ・福祉サービス第三者評価を受診し、評価機関から全項目について最上位である「a」と評価。また、受診過程の中で、全職員での自己評価を通じて、自施設の取り組みを改めて見直し

サ 外部講師を招いての所内事例検討会の実施（年2回）

- ・児童の状況を踏まえて、外部講師を招いての所内事例検討会については未実施

シ 余暇活動の充実や児童の情緒安定を目指した園内活動（園芸・ダンス等）実施や地域のスポーツ教室等への積極的参加

- ・児童の情緒安定を図る一助として、園内で畑作業や園芸活動等行うとともに、外部からの田植え、稲刈り等自然に触れる機会へも参加を推進。その他に、ダンスやピアノ、書道教室、法人内のスポーツ推進員による卓球指導等、個々の趣味嗜好にそった余暇活動の場を提供



桃山学園祭【ダンス練習の成果を発表！】

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取り組みの推進

ア 桃山東各種団体委員会への参加（広報担当者会議月2回など）による地域とのネットワーク強化

- ・桃山東体育振興会、桃山東少年補導委員会主催の各種地域行事へ、児童・職員共に積極的に参加。また、地域の機関紙について、編集担当者会議（月2回）へ参加の上、紙面作り等を地域の方々とともに分担することや、地域の防災マップ作成に係る地域での協議の場へも積極的に参加

イ 桃山中学校区にある介護・福祉・医療の40事業所と住民有志の組織である『ももネット』への参画による地域の福祉関係者団体との交流を図り、地域の児童福祉分野での児童に対する支援ニーズの探究及び必要な事業の実施

- ・地域の福祉関係者との交流を行い、ネットワークの強化をめざし、『ももネット』と「クリスマスイベント」を共催し、地域の福祉関係団体とともに模擬店を運営

ウ 子育て支援事業の受け入れによる地域での子育て支援の実施

- ・入所児童増加に伴い居室に空きがなく、市町村事業である子育て支援事業の受け入れ実績はなし

(3) 施設の保守管理と計画的修繕の実施

ア 明るく安全で清潔、かつ児童が親しみやすい環境への工夫と整備の実施

- ・児童が親しみやすく、明るい生活環境を常に心がけ、展示物や掲示物の工夫や、児童が作成したプレートでの食事など、家庭的な雰囲気づくりを推進

イ 破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速実施

- ・担当者が中心となって、毎月破損箇所や危険箇所の点検を実施。緊急性に応じた修繕を迅速に実施

ウ 大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新（経年劣化備品の計画的更新）や台帳整備による備品管理の徹底

- ・居室用エアコン5台や台所コンロ等計画的な備品の更新を行うとともに、固定資産管理台帳と備品の現物実査を実施

4. 広報活動の強化

(1) ホームページやブログの活用による外部へのPR強化

- ・ホームページのブログの更新や（月2回）、機関紙『学園だより』にて、施設での暮らしの様子や各種活動状況の紹介等、情報を発信

(2) 保護者、地域、関係機関等への広報誌の配布（年3回）や、地域活動への参加や施設行事への招待

- ・機関紙『学園だより』（年3回発行）を保護者、地域の各種団体、措置機関、各種学校、京都府・京都市内の児童養護施設等へ配布
- ・地域行事（区民運動会・祭礼・餅つき会・清掃活動等）へ、児童職員ともに積極的に参加。「桃山学園祭」や「こどもまつり」への地域住民・児童を招待

(7) こども発達支援センター

【概況】

京都府南部地域における障害児療育の中核的拠点として、診療・療育・相談支援各分野の専門スタッフが連携し、総合的な児童発達支援サービスを提供することで、こども達の健やかな成長と発達をめざした。

保健・教育機関との連携や診療所体制の充実により、前年度初診待機期間の短縮を図り、この待機期間を長期化しないよう努めたが、再診患者の増加により、再び長期化傾向へと転じた。また、平成30年10月からは、放課後等デイサービス事業を本格始動させ、SST（ソーシャルスキルトレーニング）の手法や運動活動を通して小集団の中で人との関わり方や感情のコントロールについて学ぶ場を設け、診療所と連携を図りながら、学童期以降の発達障害児に対する支援強化を図った。

さらに、障害のある児童が、相談支援事業や保育所等訪問支援事業を通じて、適切な福祉サービスの提供を受けることや、保育所等での集団生活に適應できるよう支援するとともに、保育所等訪問支援事業においては、支援対象を当センターの放課後等デイサービス事業利用者にも広げて、学校訪問などを積極的に行なうなど支援範囲の拡大と充実を図った。加えて、関係機関（教育・行政）や地域の療育施設への職員派遣による地域療育のサポートや、発達障害に関する年2回の府民向け講演会の開催などは、引き続き広く地域に向けた取組みとして実施し、児童発達支援センターとしての機能強化に努めた。

法人全体で取り組むこととしている危機管理体制の強化については、現場の課題に即したマニュアルの整備等に取り組み、また、虐待防止の取組みにおいても、引き続き職員一丸となって意識の向上や職員間コミュニケーションの強化、報告・連絡・相談の迅速化など防止策を徹底した。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

ア 「虐待防止委員会」(月1回)による検証や改善策の実行

イ 「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施(月1回)による課題抽出と改善策の実施

- ・毎月第一水曜日に「虐待防止委員会」を開催の上、虐待防止への意識を高めるとともに、職員からの声を聞くことや健康保持等の観点から毎月行う「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の分析結果を報告し、懸念される声や職員に対しては個別面談を実施

ウ 虐待防止に係る研修(法人・外部研修)へ職員を派遣

- ・当事業団主催の虐待防止研修に積極的に参加、及び、外部機関主催の虐待防止研修へ職員派遣し(3月)、次年度には今年度受講者による復命研修を実施予定

(2) 危機管理体制の強化

ア リスクマネジメントに係るワーキンググループと連動し、こども発達支援センターにおける地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取り組みを推進(充実)

(地震対策)

・実動性のある地震対策マニュアルの策定とマニュアルに基づく訓練の実施、地震防災に係る職員研修の実施

- ・法人事務局と連携して、被災地での実際の対応も踏まえた実働性ある地震発生時対応マニュアルの整備を推進するとともに、防災研修やシミュレーション訓練を通じた緊急時の的確・迅速な対応を推進
- ・マニュアルをもとに、職員への周知と発生時の対応の確認等を実施
- ・火災のみならず地震を想定した消防総合避難訓練を実施

・備品転倒防止対策など地震発生時の危険予防措置の計画的実施

- ・法人事務局と連携して、備品等の転倒防止対策を実施

・災害時備蓄品の点検・補充、災害時必要物品（通信機器・発電装置・簡易トイレ等）の検討・整備

- ・法人事務局と連携して、災害時に必要な備品・消耗品を点検・整理し順次整備・補充

(新型インフルエンザ等対策)

・新型インフルエンザ等発生時に適切に対応できるよう、昨年度策定した新型インフルエンザ等事業継続計画の実効性を高めるための職員研修の実施や必要備蓄品の点検・整備等

- ・法人事務局と連携して、職員研修の実施、インフルエンザ発生時対策マニュアルの整備、発生時必要備蓄品の配備を推進

(その他安全・防犯対策)

・火災発生、不審者侵入等突発的事故・事案発生を想定した対応体制の整備と訓練（AED 取扱含む）の実施

- ・法人事務局と連携して、火災や大雨等の自然災害も想定した防災研修に参加
- ・全館停電に対応するマニュアルを作成

イ 利用者支援に係るマニュアル整備による事故防止や利用者異変時における的確な対応と事故等に係る事故防止検討委員会での検証・改善の推進

・マニュアルの作成・見直しと職員の理解・活用の推進

- ・新規事業の放課後等デイサービスで、日々の業務や子ども達の活動上必要となる業務マニュアルや所外活動マニュアル、応急手当マニュアル等作成

・事故防止委員会の開催（月1回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行

- ・事故防止委員会を月1回開催し、委員である職員の他に各部門からも職員が参加し、再発防止策を検討

【事故・ヒヤリハットの状況】

事故	1 件（骨折）	（平成 29 年度 14 件）
ヒヤリハット	43 件（軽微な外傷等）	（平成 29 年度 47 件）

・事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応

- ・事故・ヒヤリハット発生時には、上司や関係者に速やかに報告し、発生翌日の朝会で職員全員に報告の上、再発防止を徹底するとともに、所内でのヒヤリハット勉強会開

催（年9回）にて職員意識を醸成

- ・事故防止委員会にて、毎月利用者からの要望等の洗い出しを行い、苦情に繋がるものがないか検証

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

入・退園の状況

(単位:人)

年度	区分 種別	年度 当初	入園	退園の状況			年間開所 日数	延べ通園 人数	通園率 (%)	
				卒園	終了	移行				
平成28年度	福祉型:児童発達	54	21	36	22	14	0	230	4,139	60.7
	医療型:児童発達	26	16	9	2	3	4	230	2,536	36.2
	児童発達(重心)	9	0	3	1	0	2	212	517	45.0
	計	89	37	48	25	17	6	—	—	—
平成29年度	福祉型:児童発達	44	19	38	22	14	2	238	5,307	74.3
	医療型:児童発達	35	16	11	2	4	5	238	2,472	34.6
	児童発達(重心)	6	3	3	1	0	2	234	266	22.7
	計	85	38	52	25	18	9	—	—	—
平成30年度	福祉型:児童発達	41	17	21	2	22	0	222	4,595	69.1
	医療型:児童発達	30	10	14	5	9	0	222	1,973	29.3
	児童発達(重心)	5	4	1	0	1	0	221	226	20.4
	計	76	31	36	7	32	0	—	—	—

※「年度当初」及び「入園」欄には4月1日付け入園児数を含む。

※「通園率」＝「延べ通園人数」÷「延べ開園日数(年間開園日数×定員)」

外来患者数

(単位:人)

年度	区分	小児科	整形外科	精神科	合計
平成28年度		10,817	224	2,437	13,478
平成29年度		11,670	198	2,851	14,719
平成30年度		12,084	217	2,782	15,083

ア 福祉型児童発達支援事業にて、「週5日登園クラス」設置による登園率の向上

(目標登園率: 80%/月)

- ・「週5日登園クラス」の設置により、登園率は月平均 84.5%と、目標としていた 80%を上回り、通園全体の登園率についても向上



保育の様子(絵本の読み聞かせ)



通園での活動

イ 外来診療予約の効率化を目的とし、セラピスト独自の共通指標である「セラピー業務率」を設定の上、時間管理を徹底

(目標セラピー業務率： 70%以上/月)

- ・業務率(セラピー予約、保育、会議等の業務実績数/1日のセラピー枠)は年平均69.2%と目標としていた70%に至らず



診療の様子



セラピーの様子(OT)

ウ 初診待機期間3か月以内を堅持(申込み後、3ヶ月以内に受診を目標)

- ・昨年度は医師増員の効果で発達障害初診の診察済患者数が548人と著しく増加し、その結果、初診待機期間についても大きく改善するも、今年度は、その分、再診患者に要する時間が増えたことから、初診診察患者数も一昨年度並みの376人に戻り、再び待機期間が長期化(今年度3月末時点 3.30か月)

エ 心理検査実施件数の維持(1150件/年)

- ・初診患者数が減少した影響で、目標件数1150件/年に対して、995件/年と心理検査実施件数も減少

オ 四半期ごとの執行計画作成と定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

- ・四半期ごとの執行計画を作成の上、修繕個所の精査と順位付け等で緊急対応分の修繕を優先する等予算管理を徹底

(2) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 実習生の積極的な受入や実習後のフォローの実施

- ・通園部門に加え、診療部門においても在籍職員出身校等から積極的に実習生を受入れ(年間33名、内訳：通園部門13名、診療部門20名<セラピスト、心理、看護>)、実習後には、行事や療育活動へのボランティアの案内や当法人職員の採用情報等発信

イ ボランティアの積極的な受け入れ

- ・通園部門では、保育で使用する玩具作り等の補助として2名の登録があり、年間延べ39名を受け入れ。内1名は当事業団の職員としてH31年4月入職の上、当センターへ配属
- ・放課後等デイサービスでは、活動補助として10名の登録があり、年間延べ175名を受け入れ

ウ 発達障害を診断・支援出来る医師の育成

- ・小児科医師3名にそれぞれ1回/2週、精神科医師4名に延べ11回/年、実習を受け入れ、終了後1名の小児科医師が1回/週、外来診療を担当

エ 職員講師による所内研修の実施

- ・年10回、職員自身が講師による所内研修会を開催（※152ページ参照）

オ 職種ごとの専門性向上をめざして作成した「施設別キャリアパス」に基づく人材育成の実施

- ・既存の職種ごとのキャリアパスを運用しながら修正するとともに、未作成であった職種についてのキャリアパスも追加作成
- ・キャリアパスに連動する専門性向上を目的にした所内研修を実施

カ 専門性向上及び階層に応じた役割・意識向上をめざす、積極的な外部研修の受講

- ・施設別キャリアパスをふまえた外部の専門職研修へ積極的に派遣
- ・きょうと福祉人材育成認証制度支援研修等を活用し、階層に応じた役割を意識し遂行できるよう職員を派遣

(3) 活気溢れる職場づくり

ア 研究発表参加の奨励

- ・近畿肢体不自由児療育施設連絡協議会の療育研究大会において1演題、事業団実践・研究発表会にて1演題それぞれ発表

イ 朝会前のラジオ体操とクリーンタイム実施

- ・ラジオ体操（月～木）、多職種連携に伴うコミュニケーション強化の定着を目指す目的を持った施設内清掃（金）を全職員で実施

ウ 業務改善プロジェクトチームを中心に業務改善に全員が参画

- ・業務改善年間取組計画を10月に改編し全職員が当センターの目指す方向を意識しながら取り組みを継続
- ・毎月1回定例会を開催して三半期ごとの目標設定と進捗確認を繰り返すことで実行を推進
- ・特に「地域に向けた支援の拡大」を目指し、地域の福祉サービス、研修会や派遣事業などについて調査・検討。次年度以降、具体的実施を模索中

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 「サービス向上推進本部」と連携したマニュアル整備や研修への参加等の推進及び業務効率化に繋がる機器やシステム導入の検討などによる安心安全でより質の高いサービス提供

- ・新規事業の放課後等デイサービスにおける日々の業務や子ども達の活動に関わるマニュアル（業務マニュアル、所外活動マニュアル、応急手当マニュアルなど）を作成
- ・多職種連携と業務効率化をめざした電子カルテの導入を、京都府に要望した結果、京都府において新年度での予算化が実現

イ 精神科再診における臨床心理士面接の実施

- ・昨年度から継続の 8 ケースに加え、新規に 11 ケース、合計 19 ケースへの面接を実施
(保護者面接 225 回、子ども面接 99 回)

ウ 障害特性の理解と関わり方をテーマとした通園保護者向け学習会の実施 (通園部門)

- ・保育士のほか、専門職員による保護者向け学習会を、年間 11 テーマで合計 21 回実施

エ 外来患者保護者向け発達障害学習会の実施

- ・診療所受診児の保護者を対象に、発達障害学習会を実施 年間 1 クール 4 回実施
(11 月～12 月 延べ 74 人参加)

オ 外来患者保護者向けのペアレントトレーニングの実施

- ・前期クール 9 回 (延べ 42 人参加)、後期クール 8 回 (延べ 45 人参加) 年間 2 クール実施
- ・前年度フォローアップ 1 回 (4 人参加) のペアレントトレーニングを実施

カ 学童期以降の発達障害児の支援強化に向けたソーシャルスキルトレーニングを用いた放課後等デイサービスの開始 (新規)

放課後等デイサービス 学年・学級・学校別状況

(単位:人)

年度	学校・学級	通常学級	通級指導教室利用 (ことばの教室)	特別支援学級	特別支援学校	計
	学年					
平成30年度	1年生	0	0	0	0	0
	2年生	2	0	0	0	2
	3年生	6	3	3	0	9
	4年生	5	1	2	0	7
	5年生	2	0	2	0	4
	6年生	4	2	0	1	5
	中学1年生	1	0	0	0	1
	計	20	6	7	1	28

- ・前年度末より試行的に 2 グループで始動、10 月から京都府より放課後等デイサービス事業の事業所指定を受け本格開始

契約人数 28 名 1 日登園人数 平均 6.3 人

- ・児童にはソーシャルスキルトレーニングの手法を用いたサービス提供を実施
- ・保護者や学校へは相談支援事業や保育所等訪問支援事業の利用を組み合わせて、対象児童を取り巻く環境への支援を実施



放課後等デイサービスの SST 活動の様子

キ 福祉型児童発達支援事業の利用終了後、引き続き地域の保育所を利用する児童対象に保育所等訪問支援事業によるサポートを実施

- ・地域において集団生活をスムーズに送れるよう訪問員を派遣し、家庭と地域保育所・幼稚園との調整や専門的アドバイスの提供（対象契約児童数 5 名）

ク 利用者アンケートによるニーズの把握・分析、対応

- ・施設独自の利用者満足度アンケート（支援内容や環境整備等中心）を前期に、法人共通の利用者満足度アンケート（接遇中心）を後期にそれぞれ実施。それまでのアンケート結果から頻繁に取り上げられる職員の対応やセラピー・診察予約に関する要望等に対しての対応など、一定の改善もあり、今回は総合的に高評価
- ・また、児童福祉法に基づくガイドラインに沿って「保護者向けの児童発達支援及び放課後等デイサービスの評価」並びに「職員向けの児童発達支援及び放課後等デイサービスの自己評価」を2月実施したところ、保護者からは概ね高い評価

ケ 職種間連携強化のため、施設内の多職種職員の対応を相互に見学

- ・全員1回/年を目標に取り組み、7割近くの職員が相互見学を実施

コ 地域の福祉サービスについて速やかに利用者に提供できるよう福祉資源マップを作製

- ・地域資源の情報を取り纏めた冊子を作成し、新たに情報を入手した際にはその冊子に追加・修正していき、情報が更新されていくよう整備

(2) 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア 発達障害の理解を府民に拡げるための「発達障害講演会」開催（2回/年）

- ・年2回（第1回 9月開催/第2回 1月開催）の「発達障害講演会」を開催（延べ 306 名 来場）

イ 特別支援学校や療育教室への専門職員の派遣による支援者の育成

- ・派遣先 全5カ所 年間件数 13 件

ウ 保育所等訪問支援事業による指導助言の実施（契約児一人あたり2回/年）

- ・契約数 53 名 契約児一人あたり平均で1.75回/年、職員を派遣（延べ93回、併行して通う保育所・幼稚園へ派遣）

エ 保健師、保育士、医療・福祉事業所等の地域関係者との連携・交流（従来に加えて、新たに2市との連携会議を開催、保育士交流会1回/年）

- ・新たに2市（城陽市・八幡市）との連携会議を実施
- ・保育士交流会 年間2回実施

オ 地域主催の会議や勉強会への積極的な参加により情報収集を行い、地域における当施設の地域支援の在り方を検討

- ・地域主催の会議や勉強会に参加する中で収集できた情報を基に、センターで取り組める

地域支援について全職員で意見を出し合い、保育所訪問支援事業の拡充と地域向けの学習会の2つの取組を進めていく事が決定

(3) 施設の保守管理と計画的修繕の実施

ア 施設内設備の定期的な安全点検及び施設の老朽化に伴う計画的な修繕の実施

- ・施設内設備は定期的に点検し、故障のため消灯していた玄関照明のLEDを交換する等随時修繕を実施

イ 大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底

- ・耐用年数を考慮した固定資産や備品購入予定のリスト化や、固定資産管理台帳と備品の現物実査を実施

ウ 新規事業開始に伴う必要備品の購入や設備の整備

- ・新規事業（放課後等デイサービス）での活動で使用する予定備品を購入するとともに、新館整備に伴うプレハブ倉庫の移築等実施

4. 広報活動の強化

(1) 運営方針や具体的な取り組みなどの情報を広く府民や関係機関に理解してもらうためホームページを活用

- ・通園部門を中心に毎月ホームページのブログを更新し、「すてっぷ通信」（施設からのおたより）の掲載や所内行事等の取組を紹介

(2) 圏域及び市町村自立支援協議会等への参画

- ・同協議会委員である職員に加えて他の職員も会議に同行させるなど、地域の事情を学ぶ機会を確保（年延べ8回参加）
- ・京都府南部地域の中核的組織として圏域や近隣の市の自立支援協議会を中心に発達障害や在宅療養児者に関わる協議をする場に年間通して同協議会委員である職員が出席（12か所）更に、各専門職を同会議に同行させ、地域の事情を学ぶ機会を確保（年延べ8回参加）

(3) 各種就職フェア等イベントでの広報活動や、就職希望者等からの施設見学受け入れ時における積極的な施設PRの実施

- ・6月の就職フェア、7月の就職説明会、1月に就職サイト～リクナビの掲載する原稿を作成等法人全体の広報活動に沿って実施するとともに、施設のPRも積極的に実施

10 受託事業実施状況

発達障害者支援センター

【概況】

京都府における発達障害者支援の専門的・中核的拠点施設として、発達障害のある本人とその家族が地域で安心して豊かに生活できるよう、府内6カ所の圏域支援センターや相談支援事業所等との連携を強化するとともに、京都府と共に幼児期から高校生までを支援する「発達障害者支援事業専門職研修」を実施し、京都府内の発達障害に関する支援体制づくりやバックアップ支援、困難事例への対応等に取り組んだ。

平成30年10月、学齢期の発達障害、高次脳機能障害の相談を行う、「発達障害者支援センターこども相談室」を、こども発達支援センター敷地内に開設。専門スタッフ（臨床心理士）2名を配置し、医療と教育・福祉の連携による支援を行う事業を開始した。保護者や小中高等学校教員からの相談を受け、こども発達センター診療所とも連携して支援を行った。

2年目となる京都ジョブパーク内ゆっくり相談コーナーでは、困難ケースの相談をコーナーとして受けるだけでなく、新たに他コーナーとの連携を強化。ジョブパーク職員の相談に同席しての助言や、個別にも相談を受けるなど利用者へのきめ細やかな支援を行った。また、各コーナー相談員に医療的視点や福祉制度活用の助言を行い、ジョブパーク相談員の対応力向上に努めた。

また、府民の発達障害についての理解と支援を深めるため、公開講演会を実施したほか、医師等専門職向けの研修会を実施した。

今後も職員の資質・専門性の一層の向上を図り、支援センター機能の充実・強化を行う。

【事業計画とその取り組み結果】

1. 虐待防止策の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止策の徹底

ア 虐待防止研修等への参加及び、職員会議・ケース会議で利用者支援の内容を全員で確認

- ・法人主催の虐待防止研修や京都府社会福祉協議会主催の研修に参加し、受講後、職員間で学びを共有するとともに、毎月のケース会議では、新規ケースや困難ケースについて積極的に相談し、対応を話し合うことで不適切対応を早期発見・改善

参加研修：「虐待防止へ！共感を得ることばセミナー」（京都府社会福祉協議会）

「スピーチロック（言葉や態度により対象者の行動に制限をかけること）」等について学習

イ 「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施（月1回）による課題抽出と改善サイクルの徹底

- ・毎月の職員会議職員同士でお互いの言動に気を配りあう（ポジティブアシスト）などの目標を設定して取り組み、「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」での振り返りと課題抽出の上、迅速に情報共有等で未然防止を徹底

(2) 危機管理体制の強化

ア 法人の取組の一環として地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進(充実)

- ・書庫や棚に転倒防止策を講じたほか、「災害時対応のお知らせ」を相談者に説明の上配布。また、インフルエンザ等流行期には、相談室にマスクと消毒液を用意し、相談者に利用を推奨

イ 事故、ヒヤリハット、苦情等、迅速な「報告・連絡・相談」の徹底

- ・相談者に事故・ヒヤリハットの取組みや苦情対応システム等について丁寧に説明するとともに受付窓口を示すポスターを掲示したものの、事故・ヒヤリハット、苦情ともに発生件数は0件。

2. 発達障害者支援の専門的・中核的拠点施設としての機能強化

(1) 京都府内における発達障害者支援の第三次相談機関（バックアップ機関）として圏域支援センターや相談支援事業所等へ巡回相談や助言・指導等を行うことによる支援体制づくり

- ・6 圏域支援センターの支援や取り組みの現状把握と専門性向上のため、圏域ごとに担当者を決めて定期的（2 か月に1回）に巡回相談を実施。相談支援事業所を含む対応困難ケース会議に53回参加

(2) 京都ジョブパークゆっくり相談コーナー専門スタッフによる発達障害等に係る相談機能の充実

- ・昨年同様、困難ケースの相談をゆっくり相談コーナーとして受けたほか、新たに他コーナーとのペア支援を実施。キャリアカウンセラーへの助言や情報提供を実施延べ来所相談件数168件（ペア支援含む）、のべ電話相談件数203件、ケース会議等参加案件158件、助言・情報提供435件

(3) 「発達障害・地域支援センター」に専門スタッフ2名を配置し、京都府南部地域の主に小学生から高校生の発達障害児等への教育・医療・福祉等関係機関との連携による寄り添い型の専門相談を実施（新規）

- ・名称を「発達障害者支援センターこども相談室」として10月に開所。臨床心理士2名を配置し、医療と教育・福祉の連携による支援を開始。保護者から45件、小中高等学校教員等から39件の相談を受け、こども発達支援センター診療所とも連携して支援を実施。（平成30年10月～ 相談内容別利用状況は261件）

(4) 発達障害のあるご本人やご家族への生活や就労に係る相談支援の実施

相談内容別利用状況(ジョブパークゆっくり相談コーナーを除く延べ相談件数)

(単位:件)

区分 年度	発達障害の 有無	家庭生活	制度	利用機関	教育・進路	対応困難	就労・職場	その他	合計
平成28年度	116	461	81	279	269	39	487	181	1,913
平成29年度	120	399	75	433	242	33	563	252	2,117
平成30年度	96 (2)	413 (55)	91 (16)	391 (52)	332 (61)	33 (8)	340 (0)	213 (67)	1,909 (261)

※30年度より()内はこども相談室件数

- (注) ・発達障害の有無一相談の対象となっている児(者)が発達障害かどうか知りたい
 ・家庭生活一現在の生活に関することや、家庭で家族ができることを知りたい
 ・制度一利用できる制度(手帳・年金・福祉サービス等)
 ・利用機関一診断・相談・支援を受けられる機関について知りたい
 ・教育・進路一現在通学している学校、進路や将来、利用しているサービス等に関する相談をしたい
 ・対応困難一対応困難な状況の改善について相談したい(強度行動障害、ひきこもりなど)
 ・就労・職場一現在勤めている職場、今後の就労について相談したい
 ・その他一事務連絡、上記以外のよもやま話

(5) 福祉施設、医療機関、行政機関、教育機関、一般企業等への訪問、会議出張等によるコンサルテーションの実施

- 各機関からの依頼に基づき全てのケースに対応。福祉機関 43 件、行政機関 8 件、教育機関 2 件のコンサルテーションを実施

(6) 自らも発達障害のある子の子育てを経験し、かつ家族支援を行おうとする親(ペアレントメンター)を対象に「ペアレントメンター養成研修」やフォローアップ研修の実施及び名簿の管理

- フォローアップ研修北部 2 回 17 名参加、南部 2 回 10 名参加。養成研修は参加希望者が集まらず未実施。登録者数 43 名の名簿作成。主な活動として、小中学校の通級指導教室保護者懇談会への参加や、ペアレントトレーニング受講保護者との懇談会の実施

3. 相談支援従事者、教育・福祉事業者等への研修実施

(1) 圏域支援センターとの連携による相談支援従事者への研修実施(北部・南部年 2 回)

- 北部・南部の地域性を鑑み、圏域支援センターと事前打ち合わせを行い内容を決定
- 北部 1/7 実施。内容「発達障害の基礎知識と相談あるある」39 名参加、南部 1/8 実施。内容「不登校・引きこもりへの対応・機関連携を考える」36 名参加

(2) 幼児期から高校生までを支援する「発達障害事業専門職研修」(ペアレントトレーニング、ソーシャルスキルトレーニング(社会生活技能訓練)、保育士や教師、児童福祉施設職員対象のティーチャートレーニング等)の実施(北部・南部)

- 京都府と共に年間計画立案の上、「発達障害事業専門職研修」を実施。

基礎理論研修：参加者 北部 47 名、南部 72 名
アドバンス(フォローアップ)研修：参加者 22 名
ソーシャルスキルトレーニングアウトリーチ支援：参加事業所 2 事業所
(放課後等デイサービス事業所)

4. 発達障害の理解促進と普及啓発

(1) 発達障害者に係る府民の理解を深めるための公開講演会の開催(年1回)

開催日：平成30年6月2日(土)

場 所：京都テルサ

テーマ：「地域での将来を見通した発達障害の早期支援」

講 師：お茶の水女子大学 客員教授

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所 客員研究員 神尾 陽子 氏

(2) 医療職向けの専門職研修の開催(年1回)

開催日：平成30年12月9日(日)

場 所：ハートピア京都にて実施

テーマ：「自閉スペクトラム症の医療的支援」

講 師：京都大学大学院医学研究科 教授

(人間健康科学系)

神経発達症研究推進機構 十一 元三 氏



専門職研修の様子

(3) 福祉・教育機関、警察署等行政機関等の研修への講師派遣

・国立精神・神経医療研究センター、国立国会図書館、精神保健福祉総合センター、市町村行政機関、京都府・市町教育委員会、府保健所、社会福祉協議会、ジョブパーク等機関から講師依頼があり計13件の講師派遣を実施

(4) 「世界自閉症啓発デー」行事への参加(4/2 京都駅前、秋頃わかさスタジアム京都)

・京都駅前広場で実施された「世界自閉症啓発デー」行事に3名が参加。相談会やチラシ配り、幟をもった啓発活動を実施。

5. 関係機関・団体との連携強化

(1) 市町村自立支援協議会、労働・教育等関係機関の連携会議への積極的参加

・山城北圏域障害者自立支援協議会及び、山城南圏域障害者自立支援協議会に計13回、京都障害者職業センター開催の就労支援機関との連絡会議に2回、綴喜・相楽圏域特別支援連携会議に4回参加

(注)：障害者自立支援協議会(障害者総合支援法に基づく会議の名称。教育・福祉・医療・行政等機関が一同に集まり地域課題を抽出、課題解決のために目標を定め活動内容を話し合う)

(2) 圏域支援センター連絡会開催による各圏域相談支援体制の情報収集(北部南部年2回)

- ・1回目は南部・北部圏域支援センター合同で5/16に実施。京都府障害者支援課、6圏域支援センターと共に平成29年度の事業報告、圏域課題などを出し合い、平成30年度の取り組みについて確認作業を実施した。2回目は、北部圏域1/7、南部圏域1/8に実施。圏域支援センターとの連携のために保健所職員にも参加を依頼、圏域課題として取り組んだことの内容整理や次年度に向けての要望を徴収

6. 職員の資質向上

(1) 外部研修や研究大会への派遣による専門知識の習得や情報提供

- ・発達障害に関する研修に留まらず、関係法令を学ぶ外部研修にも参加。(参加研修37件、延べ参加人数59人)

(2) 「全国発達障害者支援センター連絡協議会」の京都大会の開催を契機に全国の支援センターの取り組み状況や支援方法を学び、今後の取り組みに生かす

- ・開催担当として企画運営し、関連の実践発表や、情報交換会を通じて他府県の発達障害者支援センターとの意見交換やネットワークづくりを推進(参加者216名)

開催日：平成30年6月1日(土)～2日(日)

場 所：京都テルサ

概 要：行政説明(厚生労働省・文部科学省)

情報提供(発達障害情報・支援センター)

総会

実践報告(静岡市・大阪府・高知県・長崎県・長野県・青森県)

情報交換会(懇親会)

センター長懇談会

基調講演・シンポジウム



開会式の様子



文部科学省特別支援教育調査官とお点前

11 自主事業実施状況

在宅福祉支援センター

【概況】

在宅福祉支援センターとして、地域における在宅の障害者が安心して暮らせるよう関係機関と連携し、居宅介護支援と相談支援サービスを提供した。

ホームヘルプステーションゆう（以下、「ゆう」という。）については、平成26年10月の開所以降、城陽市、宇治市、京田辺市エリアにおける在宅の障害者への居宅訪問支援について、比較的対応が困難なケースについても柔軟に対応し、事業所としての信頼度を高め、法人の自主事業として地域に貢献するよう努めてきた。しかし、近年、近隣の在宅障害者をサポートする他の事業所数が増加し、将来的な事業拡大が見込みがたい状況であるとともに、ヘルパー職員等人材確保が厳しい環境にあり、今後、新規・継続とも利用者への十分な支援が難しくなることが想定されることから、年度末で事業所を閉鎖することとした。

相談支援事業所TOMO（以下、「TOMO」という。）については、心身障害者福祉センター障害者支援施設をはじめ、隣接する南京都病院利用者や地域で就労を目指す方、自宅での家族による生活介助が困難になってきた方が、適切に福祉サービスを利用いただけるようサービス等利用計画作成するなど支援を行った。また、心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院（以下、「リハ病院」という。）入院患者や生活訓練事業所「ひまわり」利用者が、それぞれ退院後又は訓練終了後に地域で安定した生活が営めるよう関係機関とともに相談支援を行った。

また、今年度からは城陽市の委託を受けて障害福祉サービスに係る障害支援区分の認定調査を実施するとともに、「城陽市障がい者自立支援協議会サービス調整検討部会」に参加し、地域の事業所（居宅介護、生活介護、入所施設、相談支援等）との情報交換を行うことで、連携を強めるよう取り組んだ。

新たな試みとしては、地域における公益的な活動の一つとして、洛南寮、城陽市がそれぞれ主催する各イベントの会場にブースを設け、一般来場者の方々を対象に、広く福祉に関する相談を受ける「福祉なんでも相談会」を法人内施設職員の協力も得て実施した。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1) 虐待防止の徹底

ア 「虐待防止に係る職員セルフチェックリスト」の実施とその結果分析や改善策検討を行う「気づきミーティング」の実施（月1回）

- ・毎月実施するセルフチェックにおいて、虐待防止に関する意識を醸成するとともに、支援の中で気になる場面や対応に困ったこと、疑問点などがあれば、朝の打合せ時に報告の上、随時検討することや支援上の重要事項等を日誌への適時の記録を徹底
- ・「気づきミーティング」については、全員が集合する機会が少なく年4回実施

イ 虐待防止研修への積極的参加

- ・ 京都府障害者虐待防止・権利擁護研修の市区町村・虐待防止センター職員等コースに参加

(2) 危機管理体制の強化

ア 京都府立心身障害者福祉センターと一体となって地震災害や感染症など危機事象に対する実効性を高める取組を推進（充実）

- ・ 法人全体のリスクマネジメントに係るワーキンググループ会議の進行に沿って、非常災害対策計画、新型インフルエンザ等事業継続計画をリハ病院の一部として確認するとともに、地震対策マニュアルの初期対応や火災マニュアルを整理。

イ 事故、ヒヤリハット、苦情等、迅速な「報告・連絡・相談」の徹底

- ・ 事故・ヒヤリハットに関する事案発生時には、速やかに共有（所長不在の場合電話）することを年度始めに徹底したが、報告が必要な案件は発生せず

ウ 各種マニュアルの点検及び職員間での共有

- ・ 居宅支援に係るマニュアル（「居宅介護・重度訪問介護ハンドブック」）について、年度初めに内容を共有するとともに、見直しを実施

2. 自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア 利用料収入等の確保

・ サービス等利用計画等作成数の件数増

（計画作成件数 50 件、モニタリング報告件数 100 件） 作成件数 150 件【TOMO】

- ・ 新規の利用者が増えるとともに受給者証の更新のための利用も増えたことから、新たな計画作成件数は 70 件、モニタリング報告件数は 92 件、合計件数 162 件と目標を達成
- ・ その他に、入所施設や精神科病院から退所・退院した方や家族との同居から一人暮らしに移行した方等の、地域生活が不安定な方等に対して、地域生活を継続していくための見守り支援を行う地域定着支援は 12 件、城陽市からの新たな委託を受けて、障害福祉サービスに係る障害支援区分認定調査を 2 件実施
- ・ ヘルパー確保による効率的サービス提供と収入増（年間 2,800 時間）【ゆう】
 - ・ ヘルパー等人材確保が難しくニーズに十分応えられなかったことや、年度末の事業廃止に向けて支援移行先事業所への依頼・調整を行ったこともあり、結果として、年間支援時間数は、家事援助 209.5 時間、身体介助 972 時間、合計 1181.5 時間と目標に至らず。
 - ・ その他、市町村からの依頼による送迎支援を 130 回実施。

イ 四半期ごとの執行計画作成と定期的な執行状況分析による予算管理の徹底

- ・ 四半期ごとの予算と執行状況を確認しながら、経費削減に努めて予算を管理

(2) 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 京都府立心身障害者福祉センター、同附属リハビリテーション病院との疾患、障害に関する専門研修会の企画と参加

- ・両機関との連携による専門研修は出来なかったが、城陽市障がい者自立支援協議会主催のケース検討と研修、山城北保健所主催の在宅療養児・者地域生活支援のネットワーク会議にて医療的ケア等の研修へ参加

イ ヘルパーの確保(5名)

- ・同種事業所との職員に関する情報交換や事業団退職職員への打診により結果1名のみ確保

(3) 活気溢れる職場づくり

ア 朝礼時の業務遂行状況の報告と情報共有

- ・毎朝、朝礼を実施して職員間の支援等に関わる情報を共有

イ 事業所内清掃による整理整頓の徹底

- ・適時実施

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア 各種マニュアルの更新と策定【ゆう】

- ・「居宅介護・重度訪問介護ハンドブック」の見直しを実施

イ 法人内施設利用者及び附属リハビリテーション病院退院患者への自立生活に向けた相談の実施【TOMO】

- ・心身障害者福祉センター障害者支援施設の在宅復帰を希望する利用者1名について日帰りでの帰宅へ同行することや外部生活介護事業所への継続的な通所を支援
- ・心身障害者福祉センター障害者支援施設から、自宅に近い京都北部へ転居を希望する利用者1名について、候補である入所施設やグループホームへの見学に同行
- ・附属リハビリテーション病院の入院患者について、担当医師からの要請のもと、退院後の生活に関する聴き取りや情報提供を実施。多くは地域の相談事業所へ対応を要請

(2) 地域福祉への貢献

ア 地域住民を対象とした「福祉相談会」(仮)の開催(年4回)(新規)

- ・洛南寮が開催する「洛南寮まつり」と城陽市「福祉ふれあいまつり」にて、法人内職員の協力のもと、広く地域の方々へ福祉に関する相談を受ける「福祉なんでも相談会」のブースを設置(計2回)

イ 地域ニーズを掘り起こしながら、在宅福祉支援センターの役割と今後の方向性を検討

- ・TOMOについては、心身障害者福祉センター障害者支援施設利用者や隣接の南京都病院等へのサービス等利用計画を引き続き作成しつつ、地域の相談事業所と居宅支援事業所等と連携し、在宅障害者が適切な福祉サービスを楽しむよう支援。ま

た、その中で地域における福祉サービスへのニーズも把握

- ・昨年度に引き続き、近隣障害福祉事業所のパンを心身障害者福祉センター内で病院患者や家族、職員等へ販売することで、福祉事業所に対する支援とセンター内に集まる方々への食品調達の一つとしての取組み実施。本取組みは、心身障害者福祉センター障害者支援施設利用者等の日中活動支援メニューの候補として検討を継続
- ・ゆうについては、近隣地域での居宅障害者支援サービスが一定量確保されていることと、ヘルパー等のマンパワー確保が困難な状況を鑑み、今年度をもって事業所の廃止を決定

4. 広報活動の強化

地域における自立支援協議会等への積極的な参画による情報交換、広報の実施

- ・城陽市障がい者自立支援協議会サービス調整部会に参加し、随時関係機関との情報を交換



<http://www.ksj.or.jp/>



社会福祉法人京都府社会福祉事業団

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地
京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）6階

TEL:075-222-2212 FAX:075-222-2236